第３次読谷村地域福祉計画

子どもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり

一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で”

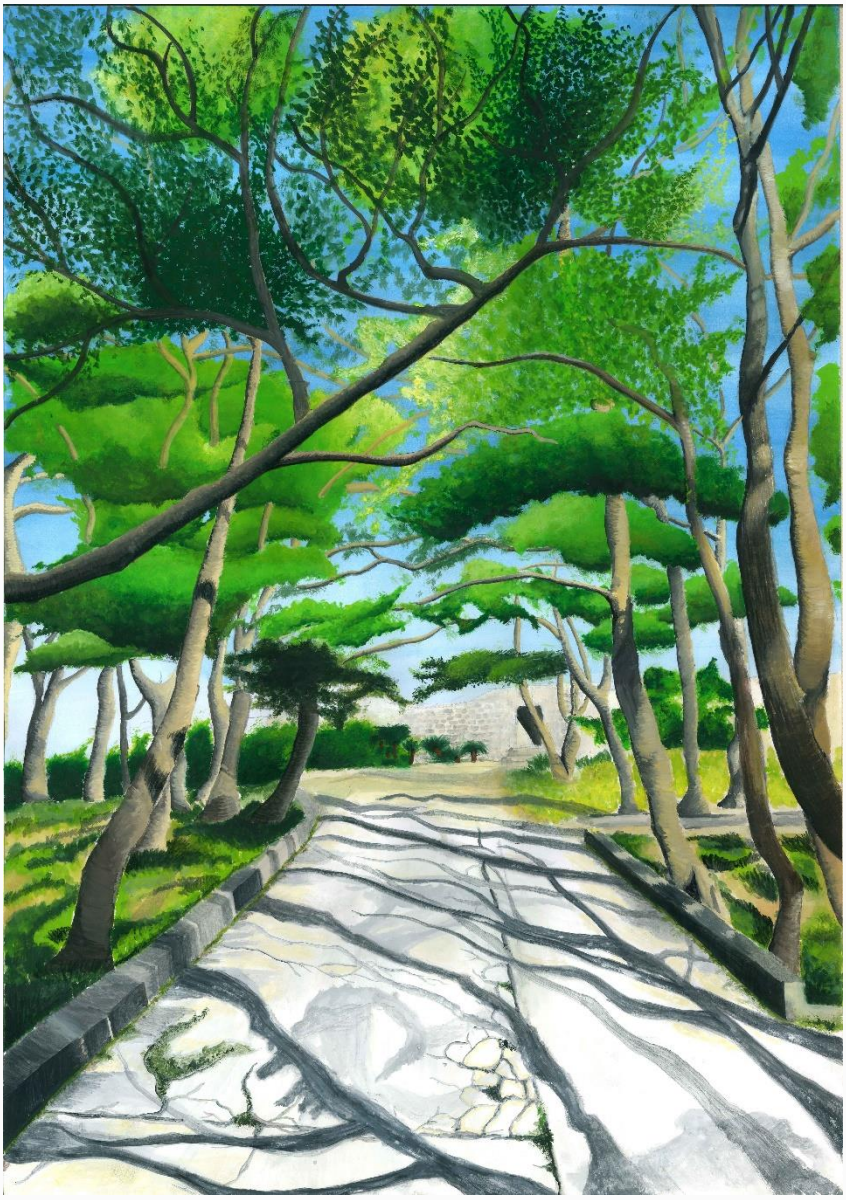

令和３年３月

読谷村

作品名：座喜味城跡
作者：前田采音

　前田采音さん（読谷村在）よりご応募いただきました。

はじめに

『子どもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きる村づくり』
～一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で～　をめざして

村民の皆様におかれましては、平素より読谷村の村づくりにご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本村では、平成28年度策定の「第2次読谷村地域福祉計画」により、地域の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に、安心して暮らすことのできる福祉の村づくりに取り組んでまいりました。その間、「地域支え合い活動委員会」も村全域で結成され、日ごろからの見守りや支え合いの関係づくりの取組みも充実してきました。

昨今の少子高齢化や生活困窮、ひきこもり・アルコール依存症など複雑多様化した課題を抱える課題解決に対応するために、行政のみならず、個人や家族、そして、地域においても支え合い、助け合う地域福祉の機能を更に、高めていく必要があります。

また、本計画は、成年後見制度利用促進計画及び自殺対策基本計画を包含した内容となりました。今後、複雑多様化する課題解決を年齢や分野にとらわれない横断的な相談支援体制の構築を行う為、重層的相談支援体制整備事業の実施を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「読谷村地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉座談会、地域福祉に関するアンケート調査などで貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者機関や村民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画推進に対して、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月
読谷村長
石嶺傳實

目 次

序 地域福祉計画について 1

1 計画の枠組み 1
（1）計画策定の背景・目的 1
（2）計画の位置付け 2
（3）計画期間 3

2 地域福祉を取り巻く課題 4
（1）第２次計画の取り組み状況・課題 4
（2）読谷村における地域福祉の重点課題 5

Ⅰ 基本的な考え方 7

1 計画の理念 7

2 基本目標 8

3 施策の体系 10

4 福祉圏域の設定 11

5 計画の推進 13

Ⅱ 地域福祉計画 17

1 行動する村民・地域づくり 17
（1）福祉意識の高揚 17
（2）互いに支え合う地域づくり 22

2 利用しやすい福祉基盤づくり 27
（1）相談支援、情報提供等の充実 27
（2）住み良いむらづくりの推進 35
（3）権利擁護等の充実 37

3 取り組みを広げる仕掛けづくり 40
（1）専門機関・団体等との連携強化 40
（2）計画の推進・進行管理の仕組みづくり 43

資料編 45

１ 読谷村の人口等の関連データ 45
２ 村民の意識について（地域福祉に関する調査より） 53
３ 関係団体へのヒアリング 67
４ 読谷村「支え合いのむらづくり座談会」の開催結果 74
５ 第３次読谷村地域福祉計画策定の経緯 82
６ 第３次読谷村地域福祉計画策定の体制 83
７ 用語集 86

序　地域福祉計画について

序 地域福祉計画について

1 計画の枠組み

（1）計画策定の背景・目的

1）背景

〇家庭や地域社会の変容

一昔前までは、多人数家族があり、親密な近所づきあいや地域の中での交流が日常的に行われることにより、お互いを気遣う精神をもち、頼みごとや困りごとの相談が気軽にできる住民間のつながりがみられました。しかしながら、物質的な豊かさや価値観の変化、家族形態の多様化等に伴い、家庭の養育力等の低下、地域の相互扶助機能の弱体化が進んでいます。

地域社会等が変容していく中で、人口減少・少子高齢化社会が進むとともに、雇用を支える産業力の不安定さ等、厳しい社会経済環境のもとで、非正規雇用や生活困窮者、社会から孤立する高齢者が増えるなど、多方面に亘って社会問題が深刻さを増しています。こうした複雑多様化する諸問題を行政のみで解決するには、もはや限界となっています。

〇読谷村の地域福祉活動への期待

社会全体として地域社会の扶助機能が低下している中で、一人暮らし高齢者や障がい者等の要援護者を支援する活動を通じて、相互扶助機能を維持・向上させているケースもみられます。読谷村においては、以前より地域のボランティアによる「ゆいまーる共生事業（ミニデイサービス）」や子育てＮＰＯへの有償ボランティアの参加等が行われ、近年では行政区域を基礎圏域とした「地域支え合い活動委員会」による見守り活動等が進められています。

住民が地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域住民の主体的な活動を軸に、行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、企業、ＮＰＯ等の連携による支え合いの仕組みを充実するなど、地域福祉活動を進めていくことが期待されています。

〇社会福祉法の成立

福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、国においては従来の社会福祉事業法の改正・改称を行い、平成 12 年に社会福祉法として成立しています。社会福祉法においては、地域福祉の推進を明確に位置付けるとともに、地域福祉推進のための方策として市町村による地域福祉計画の策定を規定しています。

また、令和３年４月より施行される社会福祉法の改正では、包括的な支援体制の整備に関する事項として、市町村は重層的支援体制整備事業を行うことができるとして

おり、高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者への支援を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその家族、地域住民等による地域福祉推進に必要な環境を一体的且つ重層的に整備する方向性を打ち出しています。

そのため、社会福祉法の位置付けを踏まえながら、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

○各種法制度を踏まえた計画見直しへの対応

国においては、平成 14 年に市町村地域福祉計画の策定指針を示し、市町村での計画づくりを促進してきました。その後、時代の要請に応じ、適宜内容の充実（災害時要援護者支援や生活困窮者自立支援等の位置付け等）を求めてきたところとなっています。また、自殺対策基本法の改正や、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定など、関連する法制度が整備されている状況にあります。したがって、国の考え方も考慮に入れながら、計画の見直しを進めていくことが肝要です。

２）目的

読谷村においては、平成 23 年２月に「子どもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり」の理念のもと、「行動する村民、地域の育成」、「福祉基盤の充実」を基本目標に「読谷村地域福祉計画」の策定を行っています。また、平成 28 年８月には、「第２次読谷村地域福祉計画」を策定し、より具体的な支え合いの体制づくりの方向性を示しています。この間、計画に基づき、各種取り組みを行ってきましたが、新たに示されてきた国の考え方等を踏まえ、地域福祉計画の各種施策の更なる深化が求められている状況にあります。

したがって、本計画は、アンケート等により村民の福祉意識を再確認するとともに現計画の点検評価を行いつつ、国や県、他市町村の動向も考慮に入れ、計画課題を整理した上で、それらを踏まえて第３次地域福祉計画を策定するものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、読谷村の最上位計画である「読谷村ゆたさむらビジョン（総合計画）」のもと、保健・福祉分野の最上位計画として策定するものであり、保健・福祉分野の各個別計画やその他の分野について、“地域における支え合いの仕組みづくりの視点”で結ぶものとして位置付けます。

なお、本計画は、「自殺対策基本法」に基づく『読谷村自殺対策基本計画』、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく『読谷村成年後見制度利用促進計画』を包含した計画として位置付けます。

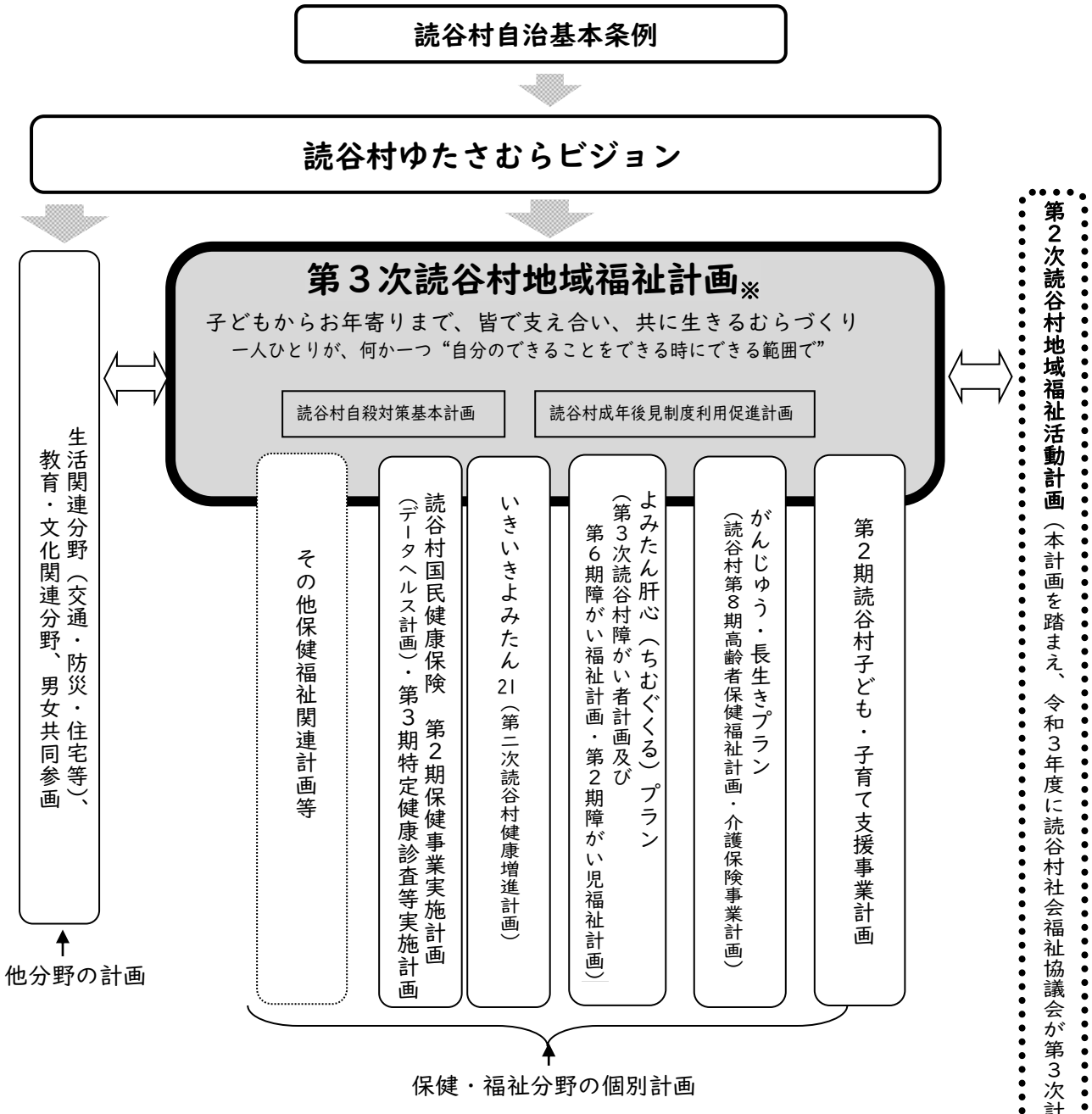

※本計画は社会福祉法に規定される『地域福祉計画』としての内容を持つものとして策定していきますが、個別計画の内容はそれぞれの計画に委ねていくこととし、地域における支え合いの仕組みづくりの視点に主眼を置いた計画として策定を行うものとします。

※本計画は、「自殺対策基本法」に基づく『読谷村自殺対策基本計画』、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく『読谷村成年後見制度利用促進計画』を包含した計画として位置付けます。

（３）計画期間

本計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５か年計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

２ 地域福祉を取り巻く課題

（１）第２次計画の取り組み状況・課題

前計画（第２次計画）では『目標１　行動する村民・地域づくり』、『目標２　利用しやすい福祉基盤づくり』、『目標３　取り組みを広げる仕掛けづくり』の柱のもと、各種施策を位置付け、その推進を図ってきました。以下に第２次計画の柱に沿って取り組み状況と課題を整理します。

１　行動する村民・地域づくり

・計画通り進んでいる施策が多く、特にあいさつ声掛け運動については予想以上の成果がみられます。その一方で、学校教育での福祉教育や、地域支え合い活動委員会の周知及び自治会加入の促進、地域の福祉人材の育成に関連した施策において計画通り進んでいない部分もみられるなど、地域づくりや福祉意識の高揚に関する取り組みで若干の遅れがみられます。

２　利用しやすい福祉基盤づくり

・計画通り進んでいる施策や予想以上の成果がみられた施策が多くみられます。その一方で、計画通りに進んでいない施策も散見されます。特に、コミュニティソーシャルワーカーの充実や権利擁護、虐待防止に関する取組みについては、全ての施策で計画通り進んでいない状況がみられ、今後、取り組みの強化や方向性の見直し等についても検討していく必要があります。

・また、地域での相談拠点の確保や、居住サポート事業については、一部で取り組むことができていない施策も見受けられます。特に、中圏域での相談拠点の確保が進んでおらず、中圏域の位置づけ・役割について再度検討していく必要があるといえます。一方で、国の示す新たな方向性として、改正社会福祉法に「重層的支援体制整備事業」が位置付けられていくことから、複合・複雑化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制の整備についても併せて検討していく必要があります。

３　取り組みを広げる仕掛けづくり

・地域団体や当事者団体・事業所・ＮＰＯ等との連携や、計画の推進・進行管理の仕組みに関しては、村社会福祉協議会運営等計画通り進んでいない状況も見受けられます。なお、地域福祉推進委員会の体制整備やPDCAサイクルによる進捗管理は、この間に着実に芽出しを行うことができ、予想以上の成果もみられます。

（２）読谷村における地域福祉の重点課題

各種基礎調査結果や第２次地域福祉計画の点検結果を踏まえ、読谷村においてこの５年間で特に解決を図っていく必要がある課題について、地域福祉の重点課題として示します。今後、地域福祉計画での対応はもとより、対象者ごとの個別計画とも整合性を図る中で課題の解決に取り組んでいくものとします。

１）地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる重層的な支援体制の整備

近年、高齢者や障がい者、子育て世代の親子、生活困窮世帯等に対し、各種支援が制度化されてきているなど、社会的弱者への支援が行われています。一方で 8050 問題（※）やひきこもりへの対応が大きな社会問題となっており、高齢者や障がい者といった属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。そうした中、国においては、『重層的支援体制整備事業』を打ち出し、自治体が創意工夫により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を円滑に実施して方向性を示しています。具体的には、属性や世代を問わない相談の受け止めやコーディネート等を行う「相談支援」、既存の取り組みなどを狭間のニーズへの対応に活用していくこと等による「参加支援」、世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり、参加・交流・学びのコーディネートを行う「地域づくり支援」を一体的に実施していくことをめざしています。

なお、本村においては、第１次地域福祉計画より中圏域を設定し、一定程度身近な範囲で且つ歩いていくことのできる中学校区を単位として様々な相談に対応できる拠点を整備していくことを企図してきましたが、その実現に至っていません。今後、上述した重層的な支援体制の整備検討と合わせ、身近な地域での相談・支援拠点の整備の在り方を検討していくことが求められます。

（※）8050 問題：80 代の親元に 50 代のひきこもりの子が暮らす家庭が抱える複合的な問題

２）行政内・村社会福祉協議会・地域等の関係者間での福祉課題の共有

この間、様々な主体がそれぞれの領域で福祉サービスの提供や支援の実施に取り組んでおり、地域福祉を推進するための全体的な体制の目出しも図られてきています。今後は複合・複雑化した支援ニーズに適切に対応していくことも求められてくるなど、より緊密な連携のもとで地域福祉を推進していく必要があることから、行政内での連携はもとより、読谷村社会福祉協議会や関係機関・団体と連携し、本村の地域課題の共有及び地域福祉の体制・仕組みを動かし、その効果を点検・改善しながら推進していく中で、取り組みの充実を図っていくことが求められます。

３）権利擁護の充実に向けた体制整備

我が国においては高齢化が一層進んでおり、今後、後期高齢者の急激な増加が予見され、認知症高齢者も増加していくものと考えられます。また、地域には知的障がい者や精神障がい者等、判断能力に乏しい方も暮らしています。特に、社会が複雑化し、悩みやストレスから精神疾患に至る方も増えています。判断能力が乏しくなっても、その方の権利を擁護し、地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援していくことが求められており、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を安心して活用できる状況にしていく必要があります。また、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待を防止していくためにも、地域ぐるみの体制構築が求められます。

第２次読谷村地域福祉計画を検証した結果、権利擁護の分野での遅れも見受けられることから、今後、その充実に向けて取り組んでいく必要があります。

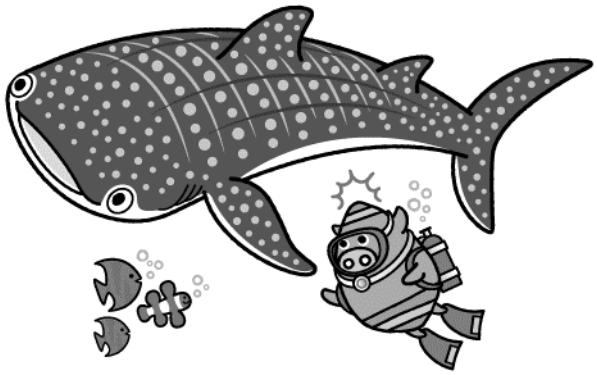

Ⅰ　基本的な考え方

Ⅰ 基本的な考え方

1 計画の理念

（1）読谷村の地域福祉のあるべき姿

読谷村は、地域社会における関係の濃密さや結び付きが、沖縄県の中でも特に強い地域と言えます。これは、米軍基地の存在により居住地を奪われた住民が、旧来の繋がりの中で生み出してきた豊かで創造的な地域づくり・むらづくりの成果と言えます。

読谷村のむらづくりは、“自治会”を基盤に取り組みを行ってきており、福祉行政についても「ゆいまーる共生事業」に代表されるように、住民参加による自主的福祉活動に重点を置きながら展開を図ってきました。本村の自治会は、出自（生まれた土地・血縁関係などにより繋がっている関係）をベースとした属人的自治組織であるため、住民同士の濃密な絆・共同体ネットワークとして存在することが特徴と言えますが、価値観が多様化する中で自治会への加入率低下も進んでおり、相互扶助機能の弱体化が懸念されています。

自治会への加入・未加入の問題は一朝一夕に解消できない課題ですが、一方で、「地域支え合い活動委員会」の取り組みに見られるように、“支え合い活動を行うエリア”（行政区域でカバーすべき範囲）を明確化し、加入・未加入を問わず、顔の見える範囲で互いに支え合う福祉コミュニティの基盤が構築されつつあります。

福祉のむらづくりを進めるにあたっては、子どもから高齢者まで障がいなどの有無にかかわらず、全ての方が住み慣れた地域において、人としての尊厳を持ち、その人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が必要となります。また、一人ひとりが地域福祉推進の担い手としての自覚を持ち、困っている人に対し自らのできる範囲で互いに支え合うことが大切です。

“人と人との繋がり”や“互いの支え合い”が本村の地域づくり・むらづくりに大いなる成果をもたらしてきたことを礎に、地域に暮らす誰もが繋がり、支え合う地域社会を読谷村の地域福祉のあるべき姿とします。

（2）計画の理念

本村は、村民・福祉関係者・行政等の連携体制のもと、新たな福祉共同体のネットワーク構築を図り、そのネットワークを中心として次の時代の“福祉のむらづくり”を進めていくこととし、計画の理念を以下の通りとします。

子どもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり

一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で”

２ 基本目標

先に示した計画理念の実現に向け、取り組むべき基本目標を以下のように位置付けます。

（１）行動する村民・地域づくり

地域福祉を実現するためにも、地域福祉の主役である村民一人ひとりが自分の暮らす地域に愛着を持ち、地域の問題に気付き、その解決に向けて取り組むことが必要です。そのため、福祉の心の醸成や地域福祉に主体的に参画できる人材の育成確保等を図るとともに、地域住民同士が繋がり・支え合うことのできる“福祉共同体の構築”について、全ての地域での展開をめざします。

（２）利用しやすい福祉基盤づくり

村民が必要な支援を利用しながら、地域で暮らし続けていくことができるよう、相談支援や適切な情報提供、権利擁護の充実を図るとともに、多様な資源・サービスを繋ぐ地域での相談支援拠点の確保をめざします。また、住環境のバリアフリーや地域包括ケアシステムの構築をめざすなど、住み良い村づくりを進めます。

（３）取り組みを広げる仕掛けづくり

地域福祉の取り組みを村全域に広げていくためにも、地域福祉の中核を担う読谷村社会福祉協議会と連携した効果的な事業展開をはじめ、福祉関連事業所や団体が効果的・効率的に働けるよう、お互いが連携する機会・場の充実をめざします。また、地域福祉の推進に村全体で取り組んでいくための仕組みづくりを行います。

なお、持続可能でよりよい世界を目指して 2030 年までに達成すべき、「持続可能な開発目標（SDGs)」を意識した施策推進を図っていくことができるよう、SDGs が掲げる 17 の目標と本計画との関連を以下のように示します。SDGs は「誰一人取り残さない」、「もっとも取り残された人には最初に手を差し出す」を理念に掲げており、本村が目指す地域福祉のあり方と一致しています。

参考

■「第３次読谷村地域福祉計画」に関連する、SDGs(Sustainable Development Goals)が掲げる目標

１．貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる

５．ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

２．飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

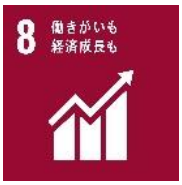

８．働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

３．すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

11．住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

４．質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

16．平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

参考資料：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組み（外務省）

3 施策の体系

基本目標を実現するための施策の体系を以下のように位置付けます。

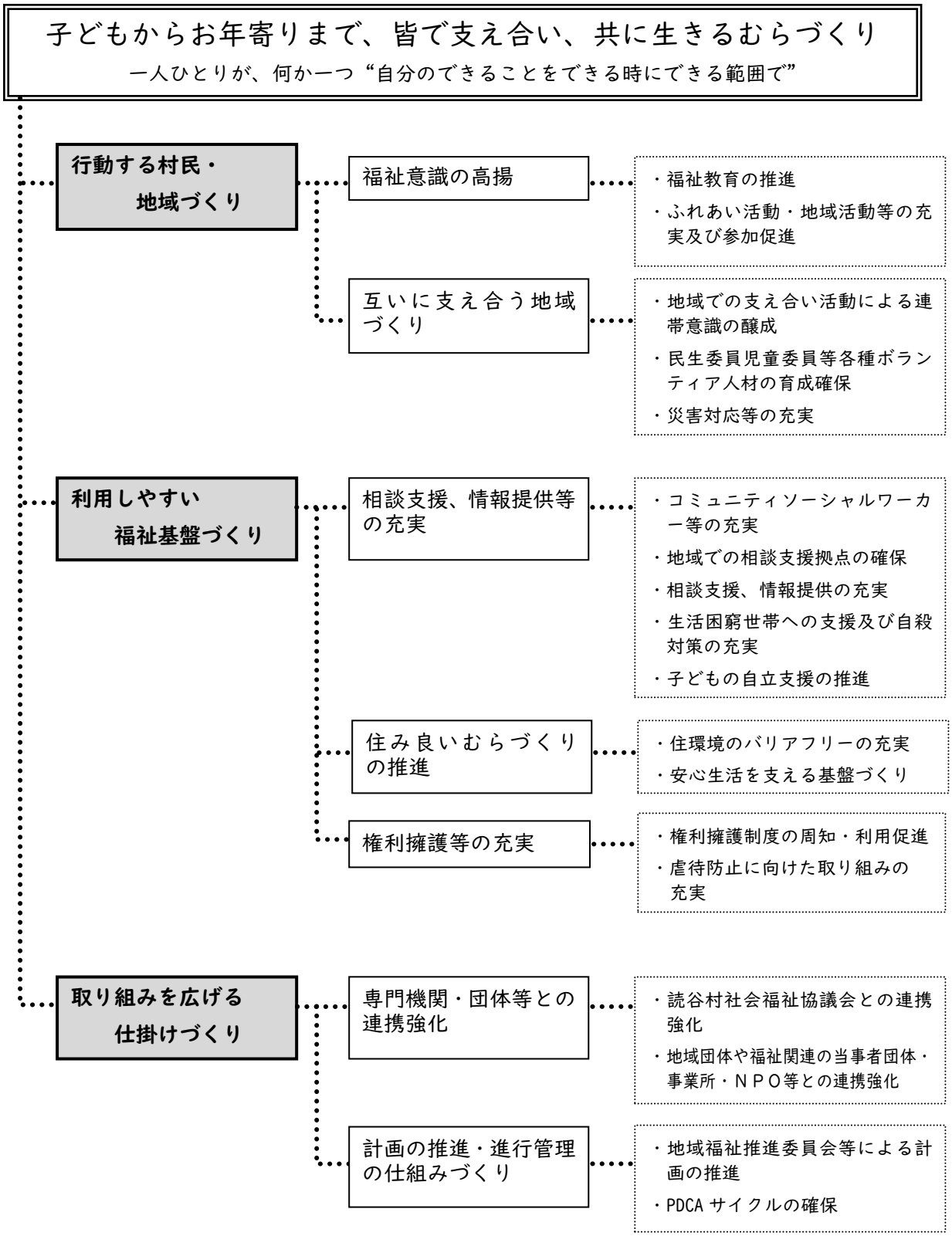

４ 福祉圏域の設定

地域福祉を推進し、地域の課題をいち早く把握して、解決に向けた取り組みを展開するためにも、福祉サービスや各地域の住民相互の支え合い福祉活動などの取り組みによって、ふさわしい圏域を設定していくことが求められます。

本計画では、地域福祉を推進するため、この間の取り組み成果も踏まえつつ、次の通り重層的な圏域の設定を行います。なお、本村では高齢者の地域での暮らしを包括的に支えるため、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、その実現に向けて関係者等が話し合いを行う場として各階層の協議体の設置を進めている事から、協議体の枠組みと整合性を図りながら福祉圏域を設定していくものとします。

（１）基礎圏域（行政区域（自治会等）単位 ＝ 第４層協議体）

住民による見守り活動や支え合い等の毎日の生活に密着した活動を行っていくエリア。

村全域を洩れなくカバーする支え合いの体制づくりを進めるため、本計画においては、『行政区域』の範囲を基礎圏域として設定し、区域内の全村民が構成員となることで活動に参入しやすい条件づくりを図ります。なお、基礎圏域をベースに“地域支え合い活動委員会”の活動を促進していくものとし、活動の場として地域の自治公民館などの活用を図ります。

（２）小 圏 域（小学校区単位 ＝ 第３層協議体）

基礎圏域内での取り組みでは解決することが難しい問題などに対し、基礎圏域同士の情報交換やアドバイス等の実施をはじめ、近隣地域の様々な活動が結び付き、取り組みを行っていく範囲です。

小学校区を基本として設定していくものとし、定期的な情報交換の場を持つことで、地域活動の活性化につなげていくとともに、スキルアップのための学習会等を実施していくものとします。

（３）中 圏 域（中学校区単位 ＝ 第２層協議体）

小圏域の取り組みでは解決することが難しい課題等について検討し、解決策を生み出すため、圏域内の社会資源（各小圏域の代表、福祉人材、圏域内の福祉事業所や企業等）の話し合いを行っていくものとします。

中圏域は中学校区を基本として設定していくものとし、今後検討を行っていく『重層的支援体制整備事業』とも連動させながら、相談拠点の確保を図っていくものとします。具体的には、高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮といった複合・複雑化した課題に包括的に対応していくため、属性や世代を問わない“相談支援”や、社会とのつながりを回復する“参加支援”、交流や活躍の場を確保するための“地域づくりに向けた支援”を行う体制構築及び機能の設置等を検討していくものとします。

また、圏域ごとの相談拠点には、地域で必要とされる社会資源の具現化や調整等を行う役割として、コミュニティソーシャルワーカーもしくは生活支援コーディネーターの配置を図っていくものとし、社会資源の具現化や調整等に際し、第２層協議体での話し合いを活用していきます。

（４）村 圏 域（村全体＝ 第１層協議体）

専門的で公的な福祉サービス等を地域に捉われずに提供する範囲です。村全域を一つの圏域として設定します。

「読谷村地域福祉推進委員会」において、地域福祉計画（行政計画）と地域福祉活動計画（読谷村社会福祉協議会計画）の推進及び進行管理を図るとともに、福祉・保健・医療・教育等の関係機関の連携がスムーズに行われるよう、村内の各種資源とのネットワークの構築を図り、基礎圏域や小圏域、中圏域で対処できないケースのバックアップを行います。

５ 計画の推進

計画の推進にあたっては、住民や地域、関係機関・団体等がつながりを持ちながら、それぞれが地域福祉の担い手であることを意識して取り組んでいくことが大切です。

誰もが住みやすく暮らしやすい「共に生きるむらづくり」を進めていくためにも、自助・共助・互助・公助のそれぞれがバランスを保ちながら地域福祉の推進を図っていくことをめざしていくものとします。

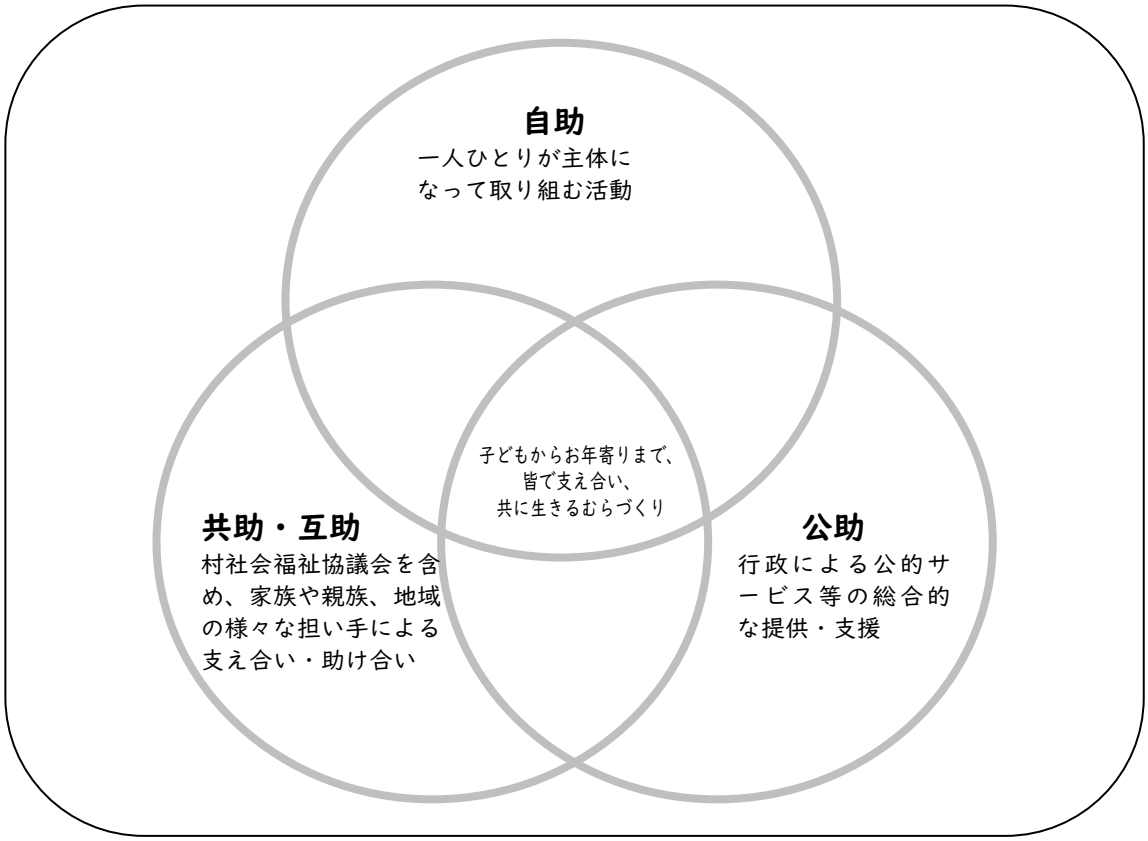

（１）計画の周知

地域福祉の推進にあたっては、本計画の理念を行政と村民で共有し、各種施策に村をあげて取り組んでいく必要があります。関係機関や団体、村民と協働して取り組んでいくことができるよう、住民懇談会や行政事務連絡会での周知をはじめ、村広報紙やホームページ等の多様な広報媒体を活用し、分かりやすく本計画の周知を図ります。

（２）施策展開に向けた財源の確保

本計画は、地域住民の主体的な参画をベースとした福祉活動の展開を企図していますが、地域福祉を充実し継続的な活動として維持していくためにも、様々な施策の展開に伴う財源の確保を図ります。

（３）計画推進体制

地域福祉を推進するためには、行政、読谷村社会福祉協議会のみならず、住民や各種団体等との相互協力・連携が不可欠です。それぞれが地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域福祉の推進をめざしていくものとします。

■住民：

支援を受ける側であるとともに、自らが地域の担い手として支援に関わる側でもあります。支え合い・助け合う地域づくりをめざし、地域活動やボランティア活動等、様々な活動に積極的に関わっていくことにより、地域でのつながりを強めるとともに、福祉に対する意識を高めていくことが求められます。また、支援を必要とする場面では、ひとりで抱え込まず、声を上げていくことが大切です。

■地域団体（自治会等）：

住民に最も身近な組織として、共に地域活動を行う中で連帯意識を醸成していくとともに、支援を必要とする住民に対しては、地域支え合い活動委員会や民生委員児童委員、読谷村社会福祉協議会等と連携しながら相談・情報提供、行政への橋渡しを行うなど、地域住民に寄り添い、支えていく役割が期待されます。

■社会福祉に関する活動を行う団体、ボランティア、ＮＰＯ法人等：

民生委員児童委員やボランティア、ＮＰＯ等の個人や団体・組織については、福祉活動に興味のある方の受け皿になっていくとともに、それぞれが担う福祉活動を実践する中で、様々な福祉活動を行っている団体等と連携を図り、多様化する福祉ニーズに対応していく役割が求められます。

■事業者等：

住民の生活・福祉ニーズに対し、安心して利用できるサービスを提供する役割が求められます。特に、社会福祉法人については、サービスの質の向上に努めていくとともに、専門技術や人的資源を活かし、制度や市場原理では満たされないニーズに応えていくなど、公益的な活動の一層の実践を期待します。

■社会福祉協議会：

地域福祉推進の中核組織として、ボランティアといった福祉人材の育成をはじめ、地域での支え合い活動･福祉活動の推進を通し、むらづくりを支える役割を担います。

■行政：

行政は、福祉サービス基盤の整備等に努めるとともに、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを支援するため、地域や関係機関･団体等と相互に連携･協力を図り、施策の総合的展開を図るものとします。

□支え合いのむらづくりのイメージ図（5年後の目標像）

基礎圏域：行政区単位（＝第4層協議体）

①地域支え合い活動委員会：
地域のさまざまな福祉課題を解決するため、地域に暮らす住民の参画によりニーズキャッチに取り組んだり、支えあい活動を組織的に展開したりするなど、福祉による地域づくりを行います。

②自治公民館（支え合いの活動拠点）：
地域の自治公民館を地域支え合い活動委員会の活動拠点としていくとともに、身近な相談対応の場として活用を図ります。

③キーパーソン（民生委員児童委員など）：
地域福祉活動で重要な役割をもつ、民生委員児童委員など、地域のインフォーマルサービスを調整する地域住民です。

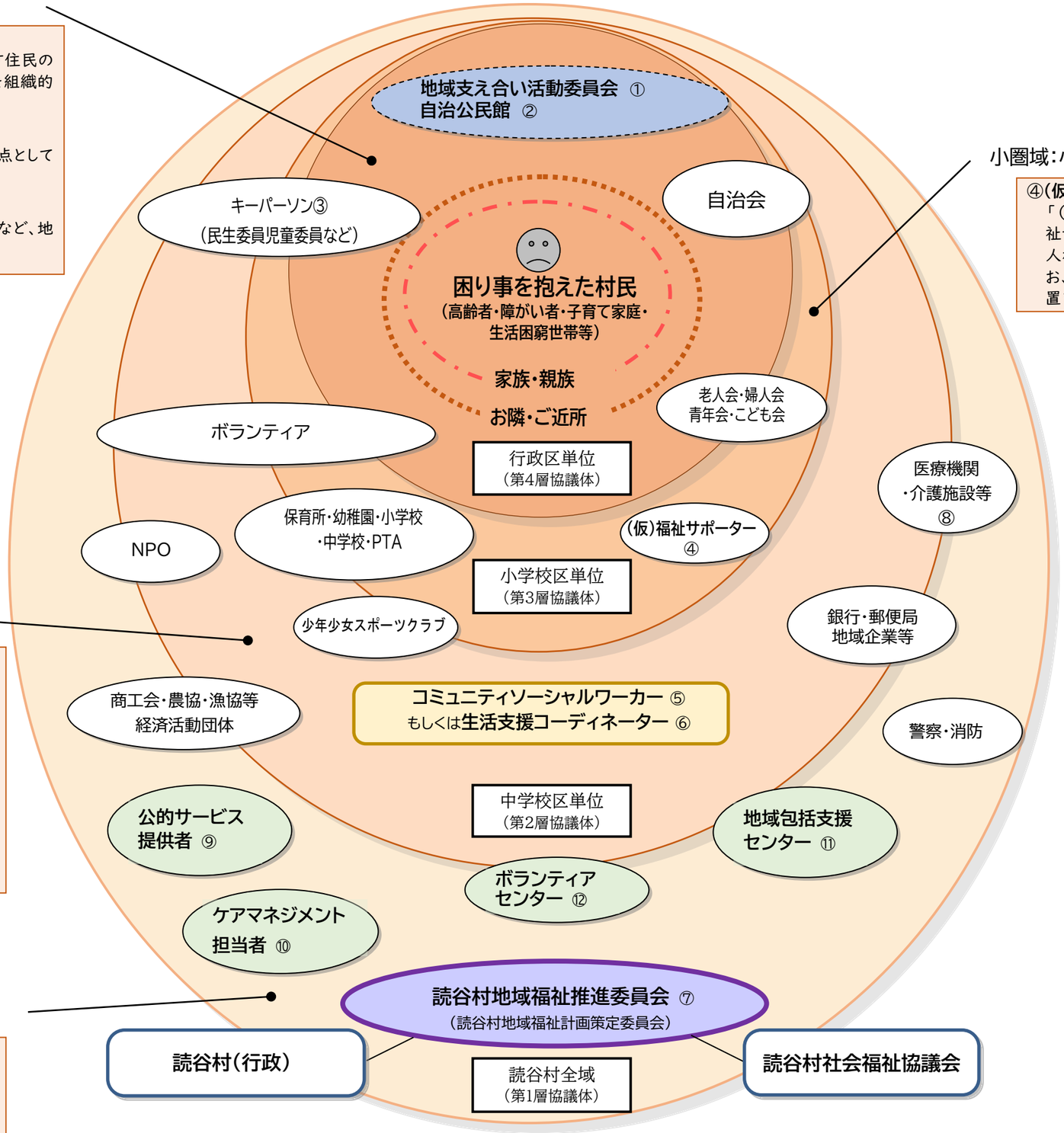

中圏域：中学校区単位（＝第2層協議体）

⑤コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：
基礎圏域の地域支え合い活動委員会の支援や、ケアマネジメント担当者間の調整・情報交換の仲介を行うとともに、村民の相談・要望等に、関係機関と連携しつつ対応します。

⑥生活支援コーディネーター（SC）：
介護保険制度改正により、「地域包括ケアシステム」を推進するために設けられた職種であり、コミュニティソーシャルワーカーと同様、地域の困りごとの相談に乗り解決につなげる活動を行う業務を行います。

村圏域：読谷村全域（＝第1層協議体）

⑦読谷村地域福祉推進委員会：
計画の推進及び進行管理を図るとともに、読谷村における福祉・保健・医療・教育等を中心としたコミュニティづくりの推進を図ります。

小圏域：小学校区単位（＝第3層協議体）

④（仮）福祉サポーター：
「（仮称）読谷村福祉肝心塾」を卒業した方を『福祉サポーター』とし、小圏域のコーディネートを行う人材として関わっていただくことを検討します。なお、村内5小学校区に（仮）福祉サポーターの配置を目指していきます。

事業所等各種資源

⑧医療機関・介護施設等：
高齢者の地域包括支援システムの構成要素として、在宅医療の推進や看取り、介護予防につながる医療、介護が必要な方への介護サービスの提供等を行うなど、地域での暮らしを支援します。

⑨公的サービス提供者：
介護保険制度や自立支援制度のサービス事業所・保育所等のことで、公的サービスを提供します。

⑩ケアマネジメント担当者：
相談専門支援員、介護支援専門員など。支援の必要な村民に対して、公的サービス、インフォーマルサービスを一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。

⑪地域包括支援センター：
地域の様々な資源を活用し、高齢者の支援を行います。現在は1箇所ですが、重層的支援体制整備事業の体制整備と併せ、2箇所に増やしていくことも検討し、中圏域単位での設置をめざします。

⑫ボランティアセンター：
村民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能を充実・強化し、ボランティアのコーディネートをサポートします。

Ⅱ　地域福祉計画

Ⅱ 地域福祉計画

Ⅰ 行動する村民・地域づくり

（１）福祉意識の高揚

村民一人ひとりが学校や地域活動の中で、福祉や身近な地域について考え、思いやりや助け合いの心で地域と関わっていくことができるよう、ボランティア活動、福祉体験、福祉教育により福祉を学ぶ場を広く提供します。また、地域への愛着や福祉に対する意識の向上に努めます。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	指標の根拠
「福祉」に関心のある村民の割合	14.0%	20.3%	村民アンケートより、“とても関心がある”と回答した方の割合。 福祉教育を推進し、福祉に関心のある村民を増やしていくことにより、平成 27 年度調査時点の割合（20.3%）まで戻していく。

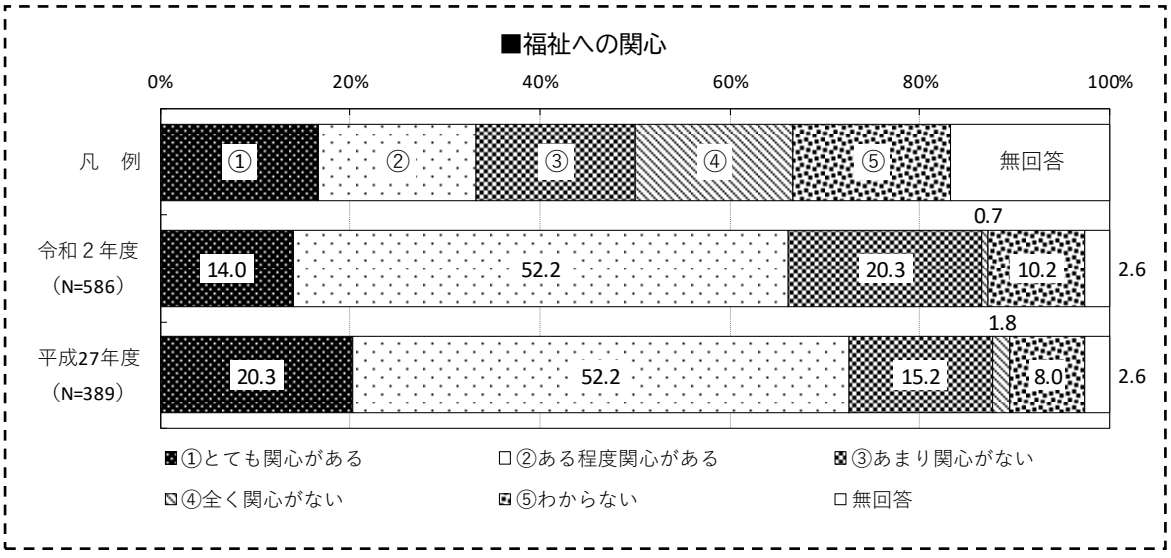

＊令和２年 10 月 地域福祉に関する村民アンケート調査結果

１）福祉教育の推進

①学校等での福祉教育の推進【担当：学校指導課・こども未来課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校で行われている道徳や特別活動、総合的な学習の時間等の中で、思いやりの心の育成や福祉の視点を取り入れた継続的な学習を展開

していきます。

・学習や生活面で特別な支援を必要とする幼児、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、特別支援教育の充実に努めます。また、児童生徒が“福祉の心・支え合いの心”を育むことができる環境づくりに努めます。

・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と村社会福祉協議会が連携して行っている「読谷村福祉教育推進校（園）指定事業」の継続的・計画的実施を促進し、車いすやアイマスク体験、障がい者による講話などの継続的な実施や、手話に触れるきっかけづくり等、多様な体験の機会・場の創出を図り、福祉意識の高揚に努めます。また、そうした取り組みを単発のものとせず、充実させるためにも当事者と学校と地域を繋いでいくなどの工夫を図ります。

・高等学校で実施している「認知症サポーター養成講座」について継続実施するとともに、今後は、小中学校における実施も検討します。

②社会教育等での福祉教育の推進【担当：生涯学習課（文化センター及び生涯学習係）・福祉課】

・村民に福祉活動への関心を深めてもらうため、文化センターや自治公民館で行う生涯学習講座、高齢者学級で行う講座の実施に際しては、福祉に関する内容を盛り込んでいくことに努めます。

・ひきこもりがちな高齢者を呼び込むための工夫をはじめ、障がいのある人もない人も共に学べる講座の開設に努めます。

・子育て関連の講座において託児所の設置を行うなど、受講しやすい工夫を行います。

・各種講座受講後のサークル立ち上げ支援をはじめ、自主的に講座を企画して勉強会を行っている子育てグループ等の活動支援（講座の共催・周知、会議室等の提供）に努めます。

・講座受講者へのアンケートやニーズ調査を実施し、講座内容の充実や参加者の増加をはかります。

・福祉に関わりたい人がボランティア等に関わるきっかけとなるよう、「（仮称）読谷村福祉肝心塾（ちむぐくる）」の立ち上げを検討します。

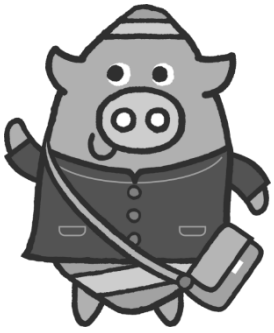

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①学校等での福祉教育の推進	各教科や総合的な学習の時間等を通した福祉教育活動の実施				
	特別支援教育の理解促進				
	読谷村福祉教育推進校（保育園も含む）指定事業の継続				
	いもっ子 Summer School（中高校生福祉人材育成）				
	地域支え合い委員会活動委員会を活用した地域への福祉教育の推進				
②社会教育等での福祉教育の推進	「（仮称）読谷村福祉肝心塾」の立ち上げ検討				
		「（仮称）読谷村福祉肝心塾」の立ち上げ準備及び開催			

２）ふれあい活動・地域活動等の充実及び参加促進

①世代間交流の推進【担当：こども未来課・学校指導課・生涯学習課】

・保育所や幼稚園、小学校、中学校で行っている世代間交流を推進し、高齢者と触れ合う機会を設け、高齢者を敬う心や子ども達の成長を地域で見守る意識の高揚を図ります。

・各学校と保育所との連携により、児童・生徒の保育所体験事業を実施し、異年齢同士が関わりを持つ機会を提供します。

・放課後子ども教室（わんぱく広場）の継続を図り、子ども達の居場所としての機能を維持していくとともに、そのサポートを行う「わんぱく広場安全見守り隊」への参加促進や効果的な周知に努め、子ども達と地域の大人との世代間交流を図ります。また、放課後子ども教室の支援者の確保に努めます。

②村民ぐるみによる「あいさつ声かけ運動」等の実践【担当：学校指導課・福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・教育委員会が取り組んでいる「あいさつ声かけ運動」や「やさしさの声かけ運動」を充実させ、地域の子は地域で育てる意識の向上、地域住民間の信頼関係を構築していきます。

・地域支え合い活動の一環として、閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の社会参加の促進や、地域住民と児童生徒との関係づくりを目的に実施している「ながらパトロール隊」について、活動の継続を図ります。また、活動を行いやすくしていくためにも、各学校との連携（事前調整や任命式の実施等）に努めるとともに、あいさつ運動などに取り組んでいる

先進自治体の事例を参考に、バッジなどグッズの作成・配布等を検討していきます。

③ゆいまーる共生事業の充実【担当：福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・各行政区域の地域支えあい活動委員会との連携のもと、「ゆいまーる共生事業」について、地域住民への実施場所（村内各自治公民館を活用）の周知や、活動内容の工夫を検討していきます。なお、従来の助成金交付に加え用具等の貸し出しも含め、活動内容の充実に向けた方策を検討していきます。

・高齢者だけでなく、障がい者（児）やひきこもりがちな方などの居場所としていくことができるよう、対象者の拡大を促進していきます。また、参画を通して対象者自身の生きがいづくりに繋げていくことができるよう、お互いができる範囲で役割を担い、助け合う関係づくりをめざします。

・「ゆいまーる共生事業ボランティア」への参加促進を図るため、村民に対してボランティア活動に対する補助金を検討します。また、「ゆいまーる共生事業」の活動目的及び内容の周知を図るとともに、自治会加入・未加入に拘わらず参加しやすい雰囲気づくりを行います。なお、福祉に関わっている方だけでなく、多様な村民に参画してもらえるよう、村ホームページや広報誌、SNS 等の多様な情報媒体を活用し、積極的な周知を行います。

・男性のボランティア参加が少ないことから、参加の案内や呼びかけへの支援を行うとともに、曜日や時間帯の更なる工夫のアドバイスや、やりがいを感じる工夫を検討するなど、「ゆいまーる共生事業ボランティア」の裾野を広げるためのアイディアを、地域支え合い活動委員会と共に検討していきます。

④地域での健康づくり活動の推進【担当：健康推進課】

・健康に関する悩みや不安を抱えている村民が多いことを踏まえ、適切な健康習慣が身につくよう、地域の各種団体等に対し、健康学習等を実施し、幼少期からの心と体の健康の維持増進に努めます。

・「健康づくりサポーター」を全地区に配置し、健診の受診勧奨のための各種取り組み（家庭訪問や健康学習等による情報提供）を行い、受診率アップに努めます。

・感染症流行期でも対応できる健康学習等の実施を図ります。

⑤地域との連携による介護予防・日常生活支援総合事業の推進【担当：読谷村社会福祉協議会・地域包括支援センター】

・地域支え合い活動委員会の取り組み等の活用も含め、生きがいづくりや介護予防につながる健康づくり等を行っている地域と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の受け皿づくりによる行き場づくりの継続・拡充に努めます。

・地域資源の情報共有などを通して、状況改善後の受け皿や自立支援となるような総合事業の新たなサービス構築を検討していきます。

⑥「ノーベル平和賞を夢見る村民基金収益金事業」の活用促進【担当：企画政策課】

・「ノーベル平和賞を夢見る村民基金」から生ずる収益金を用い、“村民が自ら考え自ら行う地域づくり”をめざした自主的な事業に対して助成を行っていることから、村ホームページや SNS 等を通じてその周知および活用促進を図ります。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①世代間交流の推進	各種世代間交流の推進 →				
	放課後子ども教室 9 箇所実施	放課後子ども教室 9 箇所実施	放課後子ども教室 9 箇所実施	放課後子ども教室 9 箇所実施	放課後子ども教室 9 箇所実施
②村民ぐるみによる「あいさつ声かけ運動」等の実践	各小学校区での見守りサポーター20 名配置	見守りサポーター20 名追加	見守りサポーター20 名追加	見守りサポーター20 名追加	見守りサポーター20 名追加
	あいさつ声掛け運動の継続・実施 →				
	あいさつ声掛け運動関連グッズ等の検討 →				
			関連グッズ等の作成・配布 →		
	地域支え合い活動委員会での活動周知 →				
③ゆいまーる共生事業の充実	利用促進及びボランティア参加の推進 →				
④地域での健康づくり活動の推進	健康づくりサポーターによる特定健診未受診者訪問（年２回地区毎の受診勧奨訪問） →				
⑤地域との連携による介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の発展的な継続、新規メニュー開発の検討 →				
⑥「ノーベル平和賞を夢見る村民基金収益金事業」の活用促進	事業区分「ゆいまーるによる福祉活動」に該当する事業の創出（福祉関係の事業が毎年出てくるよう周知）				
	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

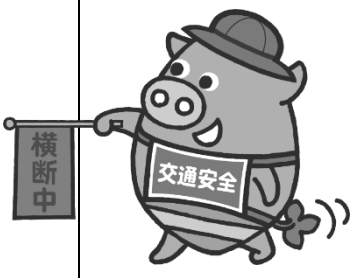

（２）互いに支え合う地域づくり

困りごとを抱えた村民を身近な生活圏域で支えていくことができるよう、地域福祉活動の推進に向けた支え合いの地域づくりを図ります。また、各種保健福祉ボランティア等の育成確保を図り、村民による支援体制の充実を行います。さらに、地域で生活を送っている高齢者や障がい者への災害時の避難誘導、住民主体の支援体制の確立を図ります。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和７年度）	指標の根拠
「地域支え合い活動委員会」にボランティアとして参加してみたい方の増加	30.6%	43.0%以上	村民アンケートより、地域支え合い委員会に“参加している・参加してみたい”と回答した方の割合。 行政区域を意識した「地域支え合い活動委員会」の周知や活動の充実促進により、参加意向を持つ村民が平成 27 年度調査時点の割合（43.0%）を超えることをめざす

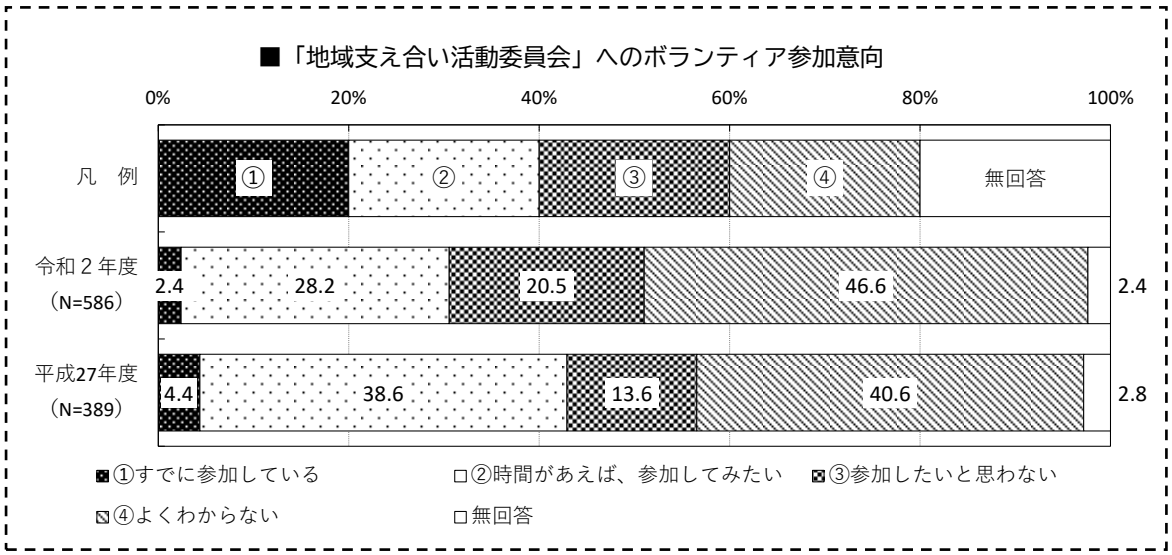

＊令和２年 10 月 地域福祉に関する村民アンケート調査結果

１）支え合い活動による連帯意識の醸成

①「地域支え合い活動委員会」の活動拠点、活動エリアの周知【担当：福祉課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・後述する「地域支え合い活動委員会」を展開するための“地域の範囲（＝支え合い活動を展開するためのエリア)”の周知を図ります。“地域の範囲”については、行政区域の浸透を図るため、自治会との連携・協力のもと、活動区域の範囲や行っている活動（地域支え合い活動委員会）について、村民への周知に努めます。

・日常的に利用できる自治公民館について当該自治会に協力を仰ぎ、「地域支え合い活動委

員会」の活動拠点として、地域課題や解決方法を話し合う場として活用していきます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（SC）等と連携し、出張相談の場としての活用を図ります。

②「地域支え合い活動委員会」の体制づくり、活動展開への支援【担当：福祉課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・「地域支え合い活動委員会」は、地域住民主体でその地域の課題を発掘し、解決に向けた方策を検討、実施していくことを基本に取り組んでいくものとし、地域のキーパーソン（民生委員児童委員や自治会関係者、ボランティア、地域住民有志等）の参画のもと、地域課題の発掘や対応方策の検討を行います。

・活動の裾野を広げるため、「地域支え合い活動委員会」の取り組みに参画できる人材を発掘していくなど、村民への働きかけを行うとともに、キーパーソンとなる人材の育成を促進し、支援します。

・「地域支え合い活動委員会」の取り組みを充実させていくためにも、わんぱく広場やゆいまーる共生事業などの地域づくり活動や日常的な声かけ・見守り・傾聴をはじめ、助け合いによるインフォーマルサービスの実施、各種サービス利用への繋ぎといった個別支援に努めます。また、自主防災組織などの防災活動と連動させていくことにより、地域コミュニティ・福祉コミュニティの重要性が認識できる活動の実施に努めます。さらに、これらの各種活動を通し“支えられる人”から“支える人”への循環をめざしていくものとします。

③「地域支え合い活動委員会」の周知及び参加促進【担当：福祉課・地域包括支援センター・住民年金課・読谷村社会福祉協議会】

・福祉コミュニティの核である「地域支え合い活動委員会」の取り組み内容とその有用性について、広報紙やホームページ・SNS 等、広報媒体を活用して周知を図ります。

・転入世帯が地域活動に参加しやすくなるよう、役場窓口（住民年金課など）において行政区域及び地域支え合い活動のチラシ配布し、対象となる自治会の情報を知らせていくとともに、「地域支え合い活動委員会」についても情報提供を行います。

・イベント等を活用し、パネル展やホームページ等への掲載を行い参加促進の取組を行います。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①「地域支え合い活動委員会」を行う拠点、活動エリアの周知	地域支え合い活動委員会への継続支援 →				
	地域支え合い活動委員会を活用し、活動拠点（行政区域）の理解と行政区域の村民への周知を行う →				

②「地域支え合い活動委員会」の体制づくり、活動展開への支援	地域支え合い活動委員会の継続支援・活動の充実				
	24 箇所活動支援	24 箇所活動支援	24 箇所活動支援	24 箇所活動支援	24 箇所活動支援
③「地域支え合い活動委員会」の周知及び参加促進	地域支え合い活動委員会に関する関係各課、村民への周知、活動報告				
	自治会加入促進の方策、未加入者と地域のつながりについて地域支え合い活動委員会での情報の共有、協議の実施				

２）民生委員児童委員等各種ボランティア人材の育成確保

①地域の保健福祉人材の育成、支援【担当：福祉課・健康推進課・読谷村社会福祉協議会】

・地域の保健福祉人材（健康づくりサポーター、母子保健推進員、食生活改善推進員）について、多様な機会を通して資質向上に努めるとともに、「地域支え合い活動委員会」等の各種地域活動を行う中で新たな人材の掘り起こしや活動の継続支援に努めます。

・民生委員児童委員については、地域に密着した福祉の担い手であるため、活動支援につながる実践的なプログラムを導入した研修実施に努めます。なお、民生委員児童委員の負担軽減を図るため、民生委員児童員協議会及び村社会福祉協議会と連携を図り、活動計画の作成・実施に取り組みます。

・民生委員児童委員の成り手不足を解消するため、定数確保に向けた取り組みとして、各種広報媒体や行事を通し、村民へ民生委員児童委員の重要性とその活動内容を周知し、活動への理解と協力を求めます。また、民生委員児童委員活動をサポートするため、活動のハンドブック作成を図るとともに、県外の「民生委員児童委員協力員制度」等を参考に、民生委員児童委員を補佐する仕組みの導入検討に努めます。

・前述の「（仮称）読谷村福祉肝心塾」の設置により、保健福祉人材を育成していくとともに、村内の福祉事業所等の人材を講師として活用していくことにより、企業の社会貢献活動を支援します。また、行政区域単位の取り組みを地域が自立して推進していくことのできるよう、「（仮称）読谷村福祉肝心塾」の卒業生を『福祉サポーター』として位置付け、第３層協議体と第４層協議体の調整役や、諸活動のサポート役などを行ってもらう人材として活躍してもらえるようにしていくことを検討します。

②ボランティアの育成及び活用【担当：生涯学習課・読谷村社会福祉協議会】

・地域の子ども達を地域住民で見守り・育む環境づくりを行う中で、ボランティアに協力できる地域人材の育成及び活用を図ります。

・ボランティアの裾野を広げるため、村社会福祉協議会が行う音訳・傾聴・手話等の各種ボランティア養成講座の継続実施を図るとともに、ボランティアの啓発研修事業の開催を促進し、その育成及び活用に努めます。また、生活支援や福祉教育支援ボランティア養成講

座の実施を図るとともに、ニーズ調査結果を踏まえ、新たなボランティア（寄り添い等）の育成検討を行います。

・村社会福祉協議会のボランティアセンター（団体ボランティア登録、個人ボランティア登録、ボランティア発掘及び育成を実施）について、専任コーディネーターの配置等により充実を図るとともに、村民への周知を図ります。また、ボランティア活動の内容や重要性についても周知を行うなど、村民への啓発活動の充実に努めます。

・「地域支え合い活動委員会」等を通し、ボランティア人材の発掘・育成に努めます。また、各種リーダー育成講座等を通し、様々な地域活動等を牽引する人材を育成します。

・読谷村ボランティア連絡会を定期的に開催し、交流や情報交換を通し、団体相互の連携や地域のボランティアニーズの把握に努めます。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①地域の保健福祉人材の育成、支援			「（仮称）読谷村福祉肝心塾」講師として村内の福祉事業所等の人材活用		
			「（仮称）読谷村福祉肝心塾」卒業生の福祉サポーターとしての配置・活動促進		
		母子保健推進員定例会（年 12 回開催）、推進員の育成			
		健康づくりサポーター定例会（年５回開催）、サポーターの育成			
		子育て関係ファミリーサポーターの育成			
		地域支え合い活動委員会の活用による保健福祉人材の発掘・育成			
		民生委員児童委員活動をサポートするための取り組みの検討			
		民生委員一斉改選			民生委員一斉改選
②ボランティアの育成及び活用		ボランティア養成の推進、ボランティアのコーディネート			
		地域支え合い活動委員会及び各集会等の活用			

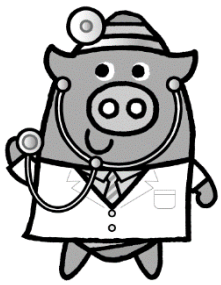

３）災害対応等の充実

①要支援者に対する地域防災のための体制の充実【担当：福祉課・総務課・読谷村社会福祉協議会】

・読谷村地域防災計画の周知に努めます。

・避難所の運営マニュアルを作成するなど福祉避難所設置・活用に向けた取り組みを行います。

・読谷村災害時要援護者避難支援計画に基づき、関係課や地域と連携して要介護者や障がい者等の「要配慮者」の把握に努めるとともに、その中から自ら避難することが困難で特に支援を要する方について「避難行動要支援者台帳」への登録・更新を図るとともに個別の支援計画づくりを行います。

・避難行動要支援者台帳を支援等関係者に提供することについて意思確認を行うとともに、同意を得た方について、行政・村社会福祉協議会・自治会・福祉団体等といった関係者間で情報共有を図り、日頃からの見守り支援や災害時対応に役立てていくものとします。

・見守り体制の充実に向けて、郵便局や新聞販売店等といった地域に関わりの深い企業等と見守り協定を締結し、見守り活動の充実に努めます。

・災害ごとに異なる対応や被災者の経験談に関する情報の収集・周知に努めるほか、障がいの種別に応じた避難方法に関する講習会の開催を検討します。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①要支援者に対する地域防災のための体制の充実	地域見守り活動の充実（避難行動要支援者台帳の充実及び情報共有による支え合い活動による日常的な見守り実施の促進）→				
	見守り体制の構築（企業・事業所との見守り・避難所協定の締結：年２箇所増）→				

２ 利用しやすい福祉基盤づくり

（１）相談支援、情報提供等の充実

村民や地域の抱える複雑多様な問題や課題に対し、身近な地域で迅速に相談対応が行えるよう、相談支援体制構築の中心的な役割を担う人材の養成及び確保を図ります。

また、既存の公共施設等を活用し、相談支援拠点を確保します。行政や関係機関が行う各種相談窓口の充実やネットワーク化により適切な相談支援を進めていき、必要なサービスを選択することができるよう、保健福祉に関する情報提供の充実を図ります。加えて、各種サービスを利用者本位で適切に提供していくためにも、苦情対応の充実に取り組みます。さらに、生活困窮者等の自立支援の充実を図るため、関係機関との連携等による各種支援を図ります。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和７年度）	指標の根拠
重層的支援体制事業による中圏域での相談体制の整備	０箇所	２箇所	重層的支援体制整備事業により、中圏域に各１箇所の拠点整備をめざす

１）コミュニティソーシャルワーカー等の充実

※コミュニティソーシャルワーカー：以下、CSW と略す
※生活支援コーディネーター：以下、SC と略す

①CSW・SC の配置及び資質向上【担当：福祉課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・福祉的支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となる CSW・SC の配置を継続・充実し、中圏域での支援・調整ニーズへの対応を図ります。なお、CSW・SC は、地域・地域資源の力を借りながら本人や家族の社会生活を支援していく役割を有していることを鑑み、業務内容等の共通点・相違点等について福祉課・村社会福祉協議会間で整理・共有化を図るとともに、村民にとってわかりやすい共通の愛称（例：肝心（ちむぐくる）サポーター）などの検討を図ります。

・CSW・SC の資質向上を図るため、村社会福祉協議会職員の各種資格の取得促進を図るとともに、ソーシャルワークに関する各種研修への参加促進を図ります。

②CSW・SC の周知と活動の充実【担当：福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・CSW・SC の存在と役割について、村広報誌や村ホームページ等といった各種情報媒体の活用や、地域に出向いての活動展開を通して村民、地域への周知を図り、CSW・SC の活用や連携を促進します。

・CSW・SC は、地域等が行うインフォーマルサービス※に関する情報収集に努めます。また、村内の各種ケアマネジメント担当者（福祉課や村社会福祉協議会の相談員、保健師、介護支援専門員等）に対し、既存のインフォーマルサービスに関する積極的な情報提供を行い、その活用を促進します。

・CSW・SC は必要に応じて新たな支援サービスの必要性を提言していくものとし、村などで公的サービスの創設検討を図ります。

※インフォーマルサービスとは：家族・近隣・知人等の地域社会が不定期かつ無報酬などで提供する非公式的な保健福祉サービスのこと。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①CSW・SC の配置及び資質向上	CSW・SC の業務内容等の共通点や相違等点に関する整理及び共有 →				
	村社会福祉協議会職員のスキルアップや資格取得に向けた仕組みの構築 →				
	CSW・SC の資質向上に資する各種研修会等への参加促進 →				
②CSW・SC の周知と活動の充実	村民や地域への CSW・SC の周知、CSW・SC の活動充実 →				
	地域資源に関する情報を集めたハンドブックの作成 →				

２）地域での相談支援拠点の確保

①重層的相談支援体制の整備【担当：福祉課・地域包括支援センター・こども未来課・健康推進課・読谷村社会福祉協議会等】

・高齢･障がい･子育て･生活困窮など、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、属性・世代を問わない相談や参加支援、地域ぐるみの支援に向けた体制づくりを一体的に実施する『重層的支援体制整備事業』について、実施に向けた関係各課との調整及び村社会福祉協議会等も含めた多機関協働の体制構築等に取り組みます。

・村民にとって身近な地域で相談対応や支援のための体制づくりが行えるよう、『重層的支援体制整備事業』については「中圏域」（２箇所）での展開を検討していきます。設置場所は既存の福祉関連施設等を活用するとともに、CSW・SC や各種ボランティアの活動拠点としていきます。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①重層的相談支援体制の整備	重層的相談支援体制整備事業の実施に向けた検討 →				
			重層的相談支援体制整備事業の準備・実施 - - - →		

３）相談支援、情報提供の充実

①各種窓口等における相談対応の充実【担当：福祉課・健康推進課・こども未来課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・各課相談窓口、女性相談窓口、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、障がい者の相談支援事業所、村社会福祉協議会の心配ごと･悩みごと相談等、村内の公的機関や専門的な相談窓口の周知及び相談体制の充実に努めます。

・相談対応職員については、複雑化する福祉ニーズへの対応や頻繁に改正される法制度及び事業内容に対応できるよう、積極的に研修会等へ参加を促進し、専門性の向上に努めます。また、包括的な相談や他機関の協働、アウトリーチ等を通じた継続支援などが求められていることから、前述した『重層的支援体制整備事業』の検討を行う中で関係課との連携を図り、多様なサービス支援のコーディネートを適切に行えるようにしていきます。

・身近な自治公民館を「地域窓口相談所（仮称）」と位置付け、村社会福祉協議会との連携のもと、出張相談の実施を図ります。

・生活困窮者自立促進制度に該当しない健康相談については、適切な対応と個々の自立に向けた支援体制を整えます。

②広報等による情報提供の充実【担当：福祉課・健康推進課・こども未来課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・村広報紙や村社会福祉協議会広報紙、村ホームページ、FM よみたん、チラシ・パンフレット、電光掲示板等の各種情報媒体を通し、保健福祉に関する情報や地域福祉計画についての情報提供に取り組みます。

・タイムリーに情報を得ることができるよう、読谷村公式ライン等、SNS を活用した効果的な情報発信についても検討していきます。

・「地域福祉サービス一覧」や「読谷村暮らしの便利帳」の活用促進を図るとともに、掲載内容を適宜更新していきます。

・情報提供にあたっては、見やすく、わかりやすい紙面づくりに努めるとともに、情報提供のユニバーサルデザイン化について研究・改善に努めます。また、村社会福祉協議会との連携のもと、声の広報サービスを継続します。

③イベントなどの場や地域との連携による情報提供活動の充実【担当：福祉課・健康推進課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・読谷まつりや健康まつり等、村民が集い・交流する機会を活かし、福祉や健康づくりに関する啓発活動を行います。

・自治公民館や老人クラブ、各種サークル活動等、村民が集まる場に出向いて情報提供を行うなど、広報・啓発活動の充実に努めます。

・村社会福祉協議会の行う地域福祉座談会を通し、社会福祉協議会の活動の周知や情報提供・情報交換等を促進します。

④苦情対応体制の充実【担当：健康福祉部各課・生活環境課・企画政策課】

・村のサービスに関する苦情については、各担当課において適宜対応していきます。

・役場等に設置されている村民投書箱により村民の声・意見を吸い上げていくとともに、24時間利用可能なホームページ上の「ご意見・お問い合わせ」コーナーを周知し、その利用促進を図ります。なお、苦情等について、どの様に回答・対応できているかを把握・管理していくための仕組みづくりを検討します。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①各種窓口等における相談対応の充実	親子健康手帳交付時の保健指導（全数実施）→				
		基幹相談支援センター（障がい福祉）の設置→			
	地域包括支援センターでの総合相談件数				
	4,400 件	4,620 件	4,850 件	4,990 件	5,130 件
	権利擁護業務相談件数（虐待、成年後見を含む）				
	180 件	200 件	220 件	230 件	240 件
	地域の多様な福祉ニーズにスムーズに対応するための各種相談窓口の周知と多様な相談体制の充実→				
	各分野の相談員との体制づくりについての意見交換・調整→				
			重層的支援体制整備事業の中での包括的な相談窓口体制の実施・充実→		
	地域窓口相談所(仮称)の体制づくり：２箇所	地域窓口相談所(仮称)の体制づくり：２箇所	地域窓口相談所(仮称)の体制づくり：２箇所	地域窓口相談所(仮称)の体制づくり：２箇所	地域窓口相談所(仮称)の体制づくり：２箇所
②広報等による情報提供の充実	広報よみたんへの健康情報の掲載（毎月）→				
	よみたん社協だより、社協ホームページによる情報→				

③イベントなどの場や地域との連携による情報提供活動の充実	「よみたんけんこうまつり」開催（年１回） よみたん社協だより、社協ホームページによる情報提供
④苦情対応体制の充実	ご意見、要望データベース設置・運用開始 ご意見、要望データベースの運用・管理

４）生活困窮世帯への支援及び自殺対策の充実（読谷村自殺対策基本計画）

①自殺の兆候がみられる人や生活困窮世帯の早期発見、相談・情報提供の充実【担当：福祉課・地域包括支援センター・こども未来課・学校指導課・読谷村社会福祉協議会】

・生活上の困難を抱える人たちの自殺を防止していくためには、早期からの“気づき”が重要であることから、相談担当者のみならず、各窓口業務担当者においては自殺対策の視点を意識し、「生きることへの包括的支援」を行っていくものとします。また、様々な年代の心の相談に対応できるよう、各種相談窓口の周知を図ります。

・村民等に対し、沖縄県のゲートキーパー養成講座の周知及び受講促進を図ります。

・生活に困窮する方について、生活保護に至る前の段階から適切な支援につないでいくためにも、行政各課や地域、CSW・SC との連携を図り、生活困窮世帯の情報を早期に把握していきます。また、問題解決に向けたプロセスや支援実施の対応状況等について、地域や関係者間での情報共有を図り、連携・協力のもと、必要な支援を図ります。

②生活困窮世帯への支援【担当：福祉課・地域包括支援センター・こども未来課・教育委員会・読谷村社会福祉協議会】

・パーソナルサポートセンターとの連携をはじめ、村社会福祉協議会や地域、村内事業所等との連携により共助の基盤づくりを行い、就労先や住まいの開拓、社会参加の場づくり、子どもの学習支援･居場所づくり等の支援に努めるなど､地域づくり活動の実践等を通し、生活困窮者の自立支援に努めます。

・村社会福祉協議会の行うフードバンク活動について、村民･企業等への周知を図るとともに、活動への参加を促進します。

③居場所づくりの推進【担当：福祉課・地域包括支援センター・こども未来課・読谷村社会福祉協議会】

・介護や子育て・アルコール・ひきこもり等といった家族の事や自分自身の事など、同じ悩みを持つ方同士が気軽に相談し、仲間づくりができる居場所（認知症カフェ、子育て支援

センター、断酒会、地域活動支援センター等）について、周知及び活用促進を図ります。なお、本村においては、近年特に高齢者や生活困窮者、無職者･無業者の自殺が多い傾向にあることから、そうした層の方が利用しやすい居場所づくり努めます。

④自死遺族等に対する支援【担当：福祉課】

･必要な行政手続きに関する事柄や法的問題等を含め、自死遺族等が必要とする情報が得られるよう、各相談機関や自死遺族会等に関する情報提供を行います。

⑤就労に関する支援【担当：福祉課・商工観光課・営農･知産地笑課・読谷村社会福祉協議会】

･離職等により生計が不安定になった方の悩みや不安を受け止め、適切な就労支援を関係課及び関係機関と連携して行います。

・パーソナルサポートセンターとの連携により生活困窮世帯や無職者･失業者に対する「くらし・仕事なんでも相談」の実施に努めます。また、広報誌等の各種情報媒体を活用し、生活困窮者自立支援事業の周知に努めます。

･「地域若者サポートステーション沖縄」等と連携し、義務教育終了後の学び直しや就職支援等、若者の職業的自立の支援に努めます。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①自殺の兆候がみられる人や生活困窮世帯の早期発見、相談・情報提供の充実	様々な年代の心の相談に対応できるよう各種相談窓口の周知 →				
	沖縄県が実施するゲートキーパー養成講座の周知及び受講促進 →				
	地域支え合い活動委員会の活用による生活困窮世帯の把握 →				
	パーソナルサポートセンターとの連携による相談対応等の充実 →				
②生活困窮世帯への支援	地域活動の実践等を通した生活困窮者の自立支援 →				
	フードバンク活動の村民、企業への周知 →				
③居場所づくりの推進	認知症カフェ、子育て支援センター、断酒会、地域活動支援センター等についての周知及び活用促進 →				

④自死遺族等に対する支援	各相談機関や自死遺族会等に関する情報提供 →
⑤就労に関する支援	パーソナルサポートセンターとの連携による「くらし・仕事なんでも相談」の実施 →
	広報誌等各種情報媒体を活用した生活困窮者自立支援事業の周知 →
	「地域若者サポートステーション沖縄」等との連携による若者の職業的自立の支援 →
	グッジョブ読谷の実施 →

５）子どもの自立支援の推進

①子どものスキルアップを促す居場所づくり【担当：こども未来課】

・貧困の連鎖を断ち切るため、生活体験の乏しい子どもたちを支援し、自分で生活できるスキルを身に付けていくことができるよう、小学校１年生から中学校３年生を対象とした「生活スキルアップ事業」や、中高生を対象とした「自立支援プロジェクト」の継続実施を図り、生活スキルの向上に向けた支援を行います。

②子どもたちを支援するネットワークづくり【担当：こども未来課・学校指導課・青少年センター・福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークでは、村社会福祉協議会、ＮＰＯ、個人とも協力し合いながら支援を必要としている子どもの支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及【担当：教育総務課】

・経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及・利用促進を図ります。

④生活困窮世帯の子どもの学習支援【福祉課・読谷村社会福祉協議会・学校指導課・青少年センター】

・生活困窮世帯の子どもが進学等を諦めず、生まれ育った環境に左右されずに学んでいくことができるよう、パーソナルサポートセンターとの連携により、生活困窮者自立支援制度のメニューとして実施されている「生活困窮世帯の子どもの学習支援」（無料塾）の活用促進を図り、学習機会や居場所を提供する学習支援事業への繋ぎを行います。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①子どものスキルアップを促す居場所づくり	自立支援プロジェクト、生活スキルアップ事業の継続実施 →				
②子どもたちを支援するネットワークづくり	教育、保育施設等や学校、地域の連携による生活困窮世帯の子の把握と孤立化の防止 →				
③就学援助制度の周知・普及	広報等による必要な世帯への周知・普及 →				
④生活困窮世帯の子どもの学習支援	「生活困窮世帯の子どもの学習支援」（無料塾）の活用 →				

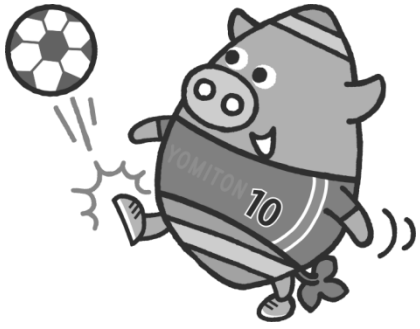

（２）住み良いむらづくりの推進

誰もが暮らしやすいむらづくりに向けて、バリアフリー環境の整備促進や移動支援を行うとともに、安心生活を支える基盤として、暮らしの基本となる住居の確保や健康づくり拠点の充実に努めます。

１）住環境のバリアフリーの充実

①バリアフリー環境の充実【担当：福祉課・都市計画課・土木建築課】

・公共施設などの新規建設や建替時にはユニバーサルデザインへの対応を図っていくとともに、自治公民館や村内公共施設について、誰もが利用しやすい拠点となるよう、バリアフリー化を推進します。

・住環境について、障がいのある方が困っていることを把握するための調査の実施に努めるとともに、バリアフリー情報等を村ホームページなどで公開します。

②移動支援の充実【担当：福祉課・生活環境課・読谷村社会福祉協議会】

・高齢者や障がい者の生きがいと社会参加を促進するため、移動支援車輌「はいさい号（リフト車両及びストレッチャー装着車両）」の運行を継続するとともに、地域のニーズに対応した移動支援の実施を検討します。また、広報等による周知をはかるとともに、介助員のスキルアップを目的とした研修等を実施することにより、介助者も利用者も安心してサービスを利用できるようにしていきます。

・高齢者等の生きがいづくり活動や福祉団体の研修・交流会実施時の移動支援として活用されている福祉バスの貸し出し事業（村社会福祉協議会が実施）について、社会福祉関係団体等への周知・活用促進を図ります。

・読谷村コミュニティバス（鳳バス）について利用促進を図り、必要に応じルート検証し、運行事業の改善充実を図ります。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①バリアフリー環境の充実	自治公民館や村内公共施設のバリアフリー化推進				
	バリアフリーに関する調査実施、情報公開				
②移動支援の充実	コミュニティバスの車両更新				
		コミュニティバス運営事業の継続実施			
		外出支援サービス事業、福祉バス貸出事業の継続			

２）安心生活を支える基盤づくり

①新たな住宅セーフティネットへの対応の充実【担当：福祉課・都市計画課・読谷村社会福祉協議会】

・障がいのある人や高齢者、生活困窮等により住宅に困窮する方の生活の場を確保するため、沖縄県居住支援協議会との連携により、住宅確保要配慮者の入居を拒むことのない住宅の紹介等に努めるとともに、地域との連携により、空き家活用等の可能性も含めて受け皿の確保方策を検討していきます。

・村地域自立支援協議会の専門部会として障がい者の「居住サポート部会」の立ち上げの検討や、住居確保に関する居住サポート事業について、不動産関連事業所や関係機関等との連携のもと検討を行います。

②在宅医療・介護連携の推進・充実【担当：健康推進課（村立診療所）・地域包括支援センター・企画政策課】

・高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の資源の把握をはじめ、入退院への支援、在宅での看取りなど、地域における医療・介護の関係機関が連携して、切れ目のない在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、取り組みを推進します。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①居住サポート事業の実施	地域自立支援協議会での居住サポート部会の立ち上げ検討 →				
		居住サポート事業の検討 →			
	関係機関等との調整と情報共有及び地域支え合い活動委員会の活用 →				
②在宅医療･介護連携の推進・充実	地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の推進 →				

（３）権利擁護等の充実

判断能力が十分でない方の権利が侵害されることの無いよう、誰もが安心して生活できる仕組みや体制づくりを進めていきます。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	指標の根拠
成年後見制度の認知度	28.3%	30.0%	村民アンケートより、“成年後見制度を知っている”と回答した方の割合。 制度に関する周知等を行うことにより、村民の３割程度が知っている状況となることをめざす

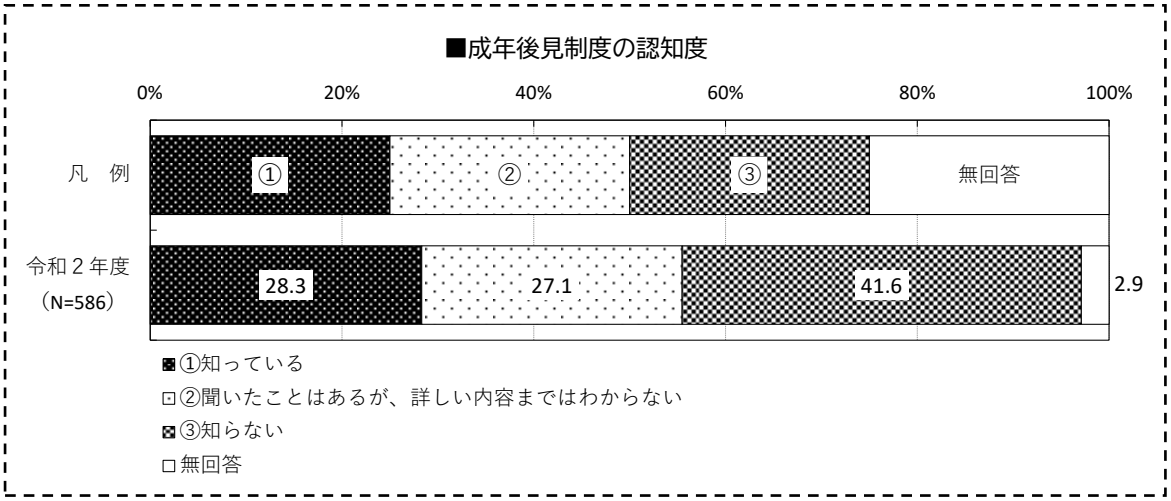

＊令和２年 10 月 地域福祉に関する村民アンケート調査結果

１）権利擁護制度の周知・利用促進（読谷村成年後見制度利用促進計画）

①成年後見制度の普及・利用促進【担当：地域包括支援センター・福祉課】

・認知症や知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない人が公平にサービスを利用し不利益を被らないよう擁護するため、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見制度について、事業所（介護保険サービスや障害福祉サービス事業所等）職員の理解を深めるため、勉強会の充実を図ります。

・成年後見制度を申し立てる親族がいないため利用できない人に対しては、申し立て費用や後見人等の報酬の負担を支援する「成年後見制度利用支援事業」の周知を図ります。

・成年後見制度の利用促進に向け、広報機能、相談機能、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）及び協議会の設置を検討していきます。中核機関や協議会については、隣接する自治体等との連携による設置等を検討していきます。

・後見人の受け皿不足を解消するために、村内の社会福祉法人などに対して法人後見の実施を働きかけていくとともに、市民後見の実施についても段階的に検討していきます。

②日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知、啓発【担当：読谷村社会福祉協議会・福祉課・地域包括支援センター】

・福祉サービスの利用手続きや金銭管理、書類の預かり等といった支援を行う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」について、村民への普及を図るとともに、実施体制の充実を検討し、積極的なアウトリーチによる事業のニーズ把握に努めます。

・日常生活自立支援事業の手続きが完了するまでの間の金銭管理支援が行えるよう、先進自治体の取り組みを参考にしつつ関係機関の連携のもと、金銭管理サポートシステム等を検討してきます。

・生活支援員の確保に向けた人材の掘り起こしに努めます。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①成年後見制度の普及・利用促進	中核機関・協議会の設置に関する調整・検討 →			中核機関・協議会の設置・運用 →	
②日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知、啓発	日常生活自立支援事業村民への周知 →				
	生活支援員の人数確保 →				
	金銭管理サポートシステム等の調査・検討 →				

２）虐待防止に向けた取り組みの充実

①養育力の低下した家庭等への訪問型相談支援の実施【担当：こども未来課・福祉課・学校指導課・健康推進課】

・養育が困難で支援が必要な家庭の負担軽減を図るため、福祉と教育の連携協力による子育て支援システム（乳幼児期：読谷村育児支援家庭訪問事業）による訪問相談を行います。

・家庭児童相談員など、訪問相談を行う人員が不足していることから、その確保を図っていくとともに、産後の育児ストレスを抱えた世帯などへの支援を充実します。

②虐待の早期発見・対応の充実【担当：こども未来課・健康推進課・福祉課・地域包括支援センター・学校指導課・青少年センター】

・村民に対し、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者によるＤＶの防止を呼び掛けるとともに、身の回りで虐待等の恐れがある事例を見かけた場合、速やかに通報していただけるよう、啓発をはじめ、虐待対応マニュアルの整備・更新、支援体制の構築・充実を図ります。

・要保護児童対策地域協議会（子ども安心ネット）等、関係機関のネットワークの充実により、児童虐待の早期発見と、適切な対応を行っていくとともに、高齢者虐待防止ネットワークの構築や障害者虐待防止センターの設置等を図ります。

・要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、国が定める専門職の配置を行っていくとともに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整 その他の必要な支援を行うための体制・機能として、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図っていくものとします。

・虐待のある家庭に対しては、関係機関等との連携を図り、諸制度や相談機能を活用し、その要因除去に努め、対象者の安全確保を図ります。

・虐待防止等に向けた啓発を効果的に行うため、関係各課の連携による虐待に関する講演会などの開催を検討していきます。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①養育力の低下した家庭等への訪問型相談支援の実施	訪問型相談の継続 →				
	関係機関への繋ぎ及び情報共有による支援の実施 →				
②虐待の早期発見･対応の充実	こども未来課・関係機関等との情報交換会による虐待防止及び虐待の早期発見と支援体制の充実 →				

３ 取り組みを広げる仕掛けづくり

（１）専門機関・団体等との連携強化

村社会福祉協議会、各種地域団体及びＮＰＯ等の福祉関連団体との協働・連携体制構築のもと、地域福祉の推進に向けて取り組みます。村社会福祉協議会については、地域福祉を推進する上で中核的な役割を担う組織として、活動内容や運営体制の拡充に向け、更なる連携、支援を図ります。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	指標の根拠
「読谷村社会福祉協議会」の活動内容を知っている人の割合	27.0%	30.1%	村民アンケートより、社協について“名前も仕事内容もわかる”と回答した方の割合。読谷村社会福祉協議会の存在や役割の周知、各事業の充実促進により、平成 27 年度調査時点の割合（30.1%）を超えることをめざす

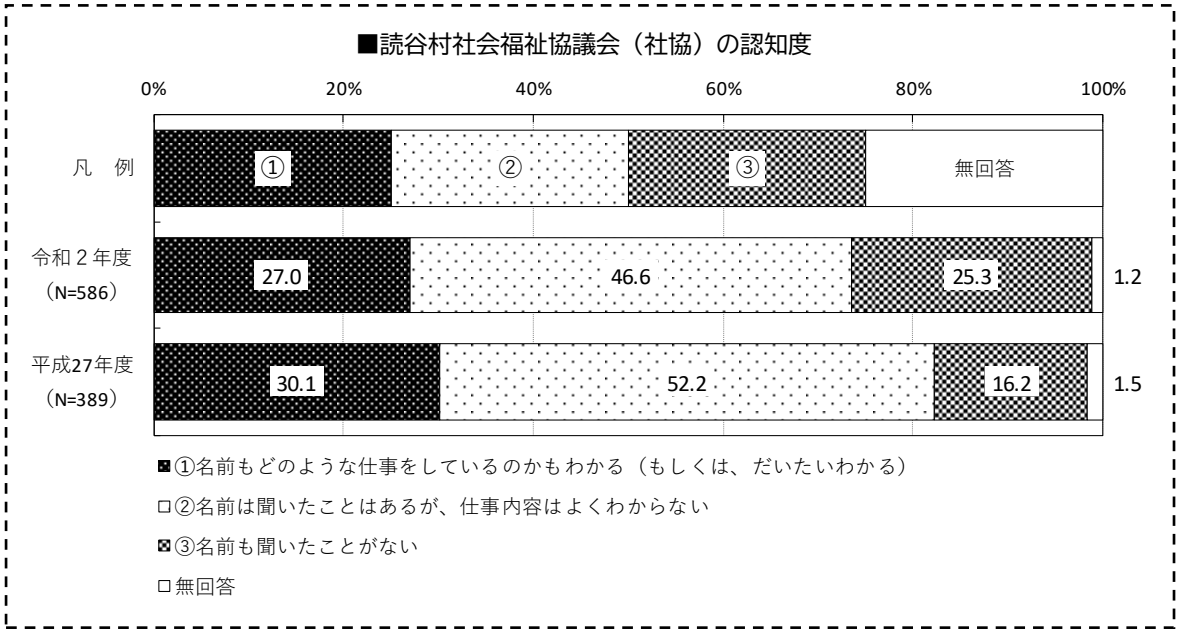

＊令和２年 10 月 地域福祉に関する村民アンケート調査結果

１）読谷村社会福祉協議会との連携強化

①読谷村社会福祉協議会の役割の明確化と運営支援【担当：福祉課】

・村社会福祉協議会については、地域福祉を推進する上で中核的な役割を担う組織として位置付け、地域や各種団体、ボランティア、ＮＰＯ法人等の横の連携やコーディネートを行うなど、地域福祉の推進役として積極的な活動の促進を図ります。

・村社会福祉協議会が今後策定を予定している「第３次読谷村地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上で本計画とともに重要となる計画であることから、その策定を支援し、互いの施策や事業の進捗状況について、情報の共有化を図ります。

②読谷村社会福祉協議会の各種事業の充実促進【担当：福祉課】

・ボランティアセンターや、ふれあい相談事業、民生委員児童委員活動及び地域支え合い活動委員会のサポート等、村社会福祉協議会が行う各種事業について、実務者会議等の調整の場を設け、それぞれの事業を所管する担当課等との連携のもと、その充実・促進を図ります。

・重層的支援体制整備事業により複合化する支援ニーズに対応できる相談体制等を検討していく中で、村社会福祉協議会が行っている「ふれあい相談」も同事業の機能の一つとして組み込んでいくなど、相互に連携できるような体制を構築します。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①読谷村社会福祉協議会の役割の明確化と運営支援	読谷村社会福祉協議会との連絡協議会の実施による情報共有 →				
②読谷村社会福祉協議会の各種事業の充実促進	実務者会議等の調整の場の設置検討 →				

２）地域団体や福祉関連の当事者団体・事業所・ＮＰＯ等との連携強化

①各種地域団体の充実及び連携強化【担当：総務課・福祉課・生涯学習課】

・自治会をはじめ、地域福祉･地域活動･地域コミュニティを担う団体（老人クラブ連合会、婦人会、青年団協議会、子ども会育成連絡協議会などの地域団体）との連携のもと、地域づくり活動の支援を行います。

・各団体で担い手の確保・育成が課題となっていることから、地域支え合い活動委員会の取り組みや広報誌による地域団体の情報発信、「（仮称）読谷村福祉肝心塾」の立ち上げ等を通し、各団体の担い手となる人材の確保及び育成強化を支援します。

・自治会への加入率が減少傾向にあることから、自治会長と連携を図り、加入促進に向けた取り組みを支援します。

②福祉関連団体・事業所・ＮＰＯ等との連携強化【担当：福祉課・こども未来課・地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・要保護児童対策地域協議会や村地域自立支援協議会等を開催する中で、福祉関連団体、事業所との連携強化を図ります。なお、個人情報保護に留意しつつ、必要な情報を関係団体

や事業所等で円滑に伝達・共有していくことができるよう、会議の持ち方やルールの適正化を図ります。

・各種当事者団体の活性化に向け、加入促進や活動支援に努めます。

・村内に立地する福祉関連事業所間の情報共有及びサービス向上を図るため、事業所連絡会の開催を図り、情報交換を通じて住民の実態及びニーズの把握に努めます。

・地域福祉に関係する活動を行っている村内のＮＰＯ等の情報収集を図るとともに、取り組み（インフォーマルサービスや有償ボランティア等）の充実や、農福連携、コミュニティビジネスとしての展開・発展を支援します。

③支え合いの仕組みと地域包括ケアシステム構築のための各層福祉圏域協議体との連動

【担当：地域包括支援センター・読谷村社会福祉協議会】

・誰もが地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム（高齢者の地域での暮らしを包括的に支えるネットワーク）を構築するために設置された『協議体』の枠組みを活かし、各階層それぞれの段階において、地域で困っている人を支えるための情報の共有や対応方策の調整・検討等を行います。

・第２層協議体となる中学校区については、今後実施に向けた検討を行っていく「重層的支援体制整備事業」と連動させながら、協議体の体制や役割を検討していくものとします。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①各種地域団体の充実及び連携強化	行政事務運営事業の継続及び各自治会長との意見交換 →				
②福祉関連団体・事業所･ＮＰＯ等との連携強化		各種取り組みを通じての連携強化 →			
③支え合いの仕組みと地域包括ケアシステム構築のための各層福祉圏域協議体との連動		協議体の運営・活動の充実 →			
				重点的支援体制整備事業の実施と併せた第２層協議体の体制等の検討 →	

（２）計画の推進・進行管理の仕組みづくり

本計画で位置付けた各種施策を具体的なものとし、着実に実施していくためにも、行政や村社会福祉協議会、地域や関係団体等の参加により、定期的な進行管理を図っていくものとします。

＜目標指標＞

目標指標の内容	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	指標の根拠
「地域福祉計画」の認知度	2.0%	2.6%	村民アンケートより、“読谷村地域福祉計画の名前と内容をよく知っている”と回答した方の割合。 PDCA サイクルのもと、着実に計画を推進していくことにより、平成 27 年度調査時点の割合（2.6%）を超えることをめざす

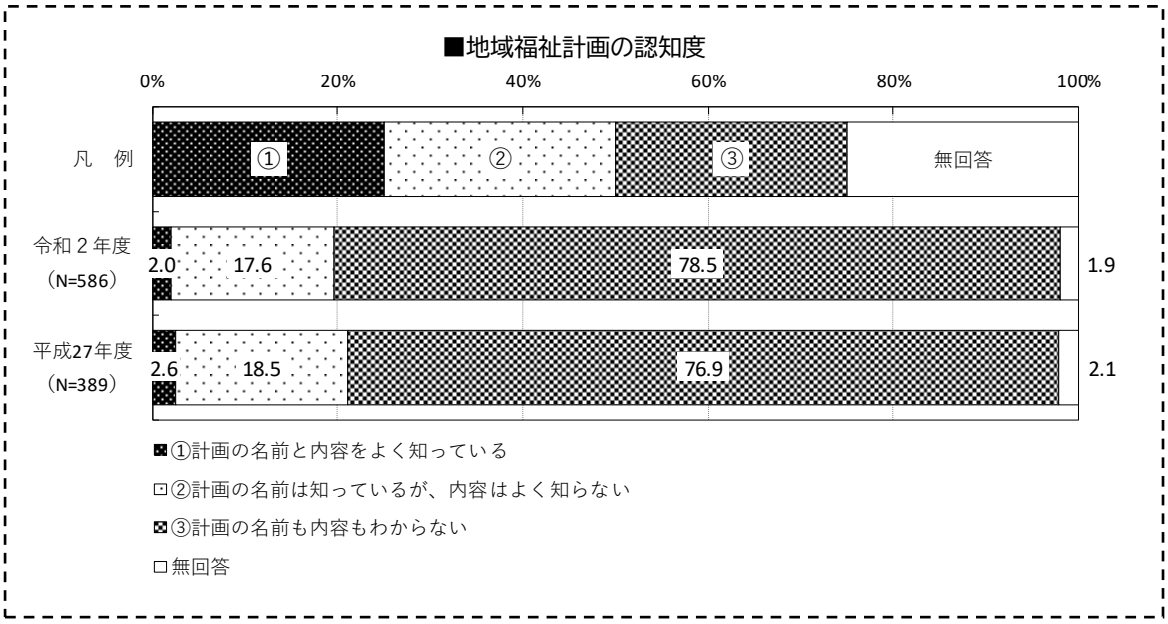

＊令和２年 10 月 地域福祉に関する村民アンケート調査結果

１）地域福祉推進委員会等による計画の推進

①地域福祉推進委員会の実施【担当：福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・福祉・保健・医療・教育等の関係機関、団体等で構成される「読谷村地域福祉推進委員会」を本計画の推進を図るための組織として位置付け、複雑多様化する生活課題等に対し、行政と地域が共通認識を持ちながら取り組んでいくものとします。

・同委員会は、福祉課及び村社会福祉協議会が運営を担い、本計画及び村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の実施状況について、評価や助言、課題解決のための提言を仰いでいく

ものとします。また、既存の事業や地域のインフォーマルサービスで対応できない課題が生じた際には、同委員会において、新たなサービス等の創設も含めて検討していくものとします。

②庁内連絡会の開催【担当：福祉課】

・多岐にわたる施策を推進するためにも、本計画の策定にあたって組織した専門部会・作業部会において、引き続き定期的な情報交換や行政内事業評価を行うものとします。

・行政内連絡会は福祉課が中心となり、必要に応じて構成メンバーの追加・再編を行います。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①地域福祉推進委員会の実施	地域福祉推進委員会への活動内容報告等の継続 →				
②庁内連絡会の開催	専門部会・作業部会による定期的な情報交換及び行政内事業評価の実施 →				

２）ＰＤＣＡサイクルの確保

①ＰＤＣＡサイクルによる進捗確認等の実施【担当：福祉課・読谷村社会福祉協議会】

・計画を着実に実施していくため、庁内連絡会を通して事業プログラムシートの活動指標等を用いて各施策の進捗状況の点検を行うものとします。具体的には、年度ごとに個別施策の成果と課題の報告を各担当課に求め、福祉課が中心となってその結果を整理するとともに、「地域福祉推進委員会」に対し、点検結果の報告を行い、必要があると認められるときは施策・事業の改善や見直しを実施します。

＜年度計画＞

施策内容	スケジュール				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①ＰＤＣＡサイクルによる進捗確認等の実施	施策実施状況の点検・評価を踏まえた施策・事業の改善・見直し →				

資料編

資料編

1 読谷村の人口等の関連データ

1）人口・世帯数の推移

平成 27 年の国勢調査によると本村の人口は 39,504 人で、世帯数は 13,658 世帯となっています。

人口は昭和 45 年以降一貫して増加しているものの、平成 17 年以降、伸びが鈍化しています。一方、世帯数は人口を上回る割合で増加を続けており、平成 27 年の一世帯当たり人員は 2.89 人となっています。

単位：人・世帯・%

	人口		世帯数		世帯当り人員
	総数	増加率	総数	増加率	
昭和45年	21,410	4.3	4,302	10.5	4.98
昭和50年	24,232	13.2	5,185	20.5	4.67
昭和55年	26,516	9.4	6,073	17.1	4.37
昭和60年	28,536	7.6	6,890	13.5	4.14
平成2年	30,750	7.8	8,045	16.8	3.82
平成7年	32,912	7.0	8,965	11.4	3.67
平成12年	36,115	9.7	10,699	19.3	3.38
平成17年	37,306	3.3	11,803	10.3	3.16
平成22年	38,200	2.4	12,422	5.2	3.08
平成27年	39,504	3.4	13,658	9.9	2.89

資料：「国勢調査結果」（総務省統計局）

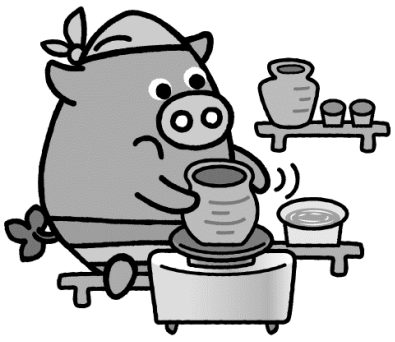

参考：将来推計人口

※参考として、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口データを示します。

読谷村の推計人口の推移

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
読谷村総人口	39,504	40,224	40,627	40,907	41,081	40,948	40,467
年少人口	7,259	7,256	7,213	6,986	6,807	6,725	6,609
生産年齢人口	24,946	24,291	23,763	23,461	23,006	21,999	21,210
老年人口	7,299	8,677	9,651	10,460	11,268	12,224	12,648
高齢化率（%）	18.5	21.6	23.8	25.6	27.4	29.9	31.3
沖縄県総人口	1,433,566	1,459,570	1,468,236	1,469,847	1,465,761	1,452,321	1,428,305
沖縄県高齢化率（%）	19.7	22.6	24.6	26.1	27.8	30.0	31.4
国総人口（千人）	127,095	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421
国高齢化率（%）	26.6	28.9	30	31.2	32.8	35.3	36.8

読谷村、沖縄県の人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成 30 年推計）
国の人口：同「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）

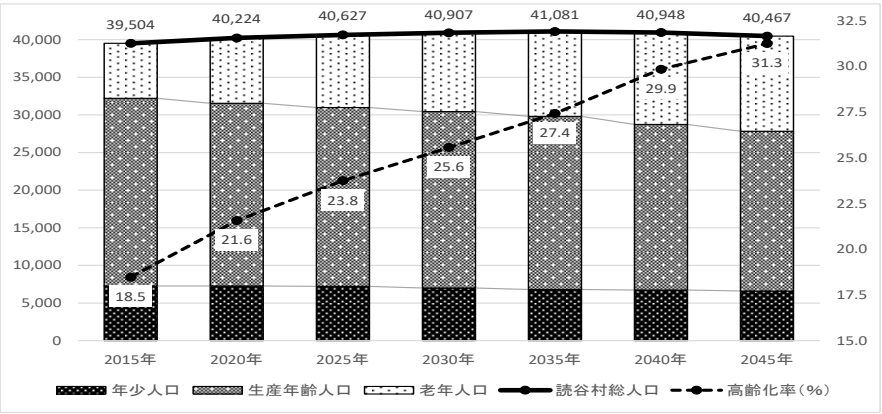

読谷村の年齢構成別人口の増減率

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
読谷村総人口	100%	101.8%	102.8%	103.6%	104.0%	103.7%	102.4%
年少人口	100%	100.0%	99.4%	96.2%	93.8%	92.6%	91.0%
生産年齢人口	100%	97.4%	95.3%	94.0%	92.2%	88.2%	85.0%
老年人口	100%	118.9%	132.2%	143.3%	154.4%	167.5%	173.3%
沖縄県総人口	100%	101.8%	102.4%	102.5%	102.2%	101.3%	99.6%
国総人口	100%	98.6%	96.4%	93.7%	90.7%	87.3%	83.7%

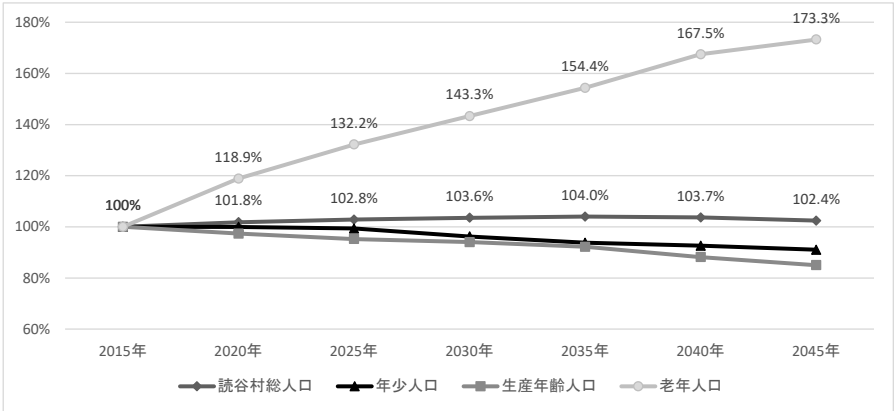

2）読谷村行政事務委託一覧表（各自治会一覧表）

行政区別の行政事務委託件数・人数をみると、令和2年度現在最も多いのは波平で、委託件数 1,538 件、委託人数 3,874 人となっています。次いで親志で 1,361 件、3,667 人、古堅で 1,121 件、2,799 人となっています。

No.	行政区	自治会	自治会加入世帯数a	自治会加入人口b	行政事務委託件数c	行政事務委託（人数）d	広報配布数	a÷c	b÷d
1	北1区	長浜	360	930	783	1,845	660	46.0%	50.4%
2	北2区	瀬名波	327	839	651	1,626	630	50.2%	51.6%
3	北3区	宇座（残波方面）			231	544	180		
		儀間	301	811	569	1,346	500	52.9%	60.3%
		渡慶次	448	1,178	704	1,820	690	63.6%	64.7%
4	北4区	宇座	414	1,092	290	706	280	79.5%	87.4%
5	西1区	高志保	484	1,387	1,049	2,773	900	46.1%	50.0%
6	西2区	波平	847	2,235	1,538	3,874	1,300	55.1%	57.7%
		上地	30	72	83	186	120	36.1%	38.7%
		県営波平団地			128	349	130		
7	西3区	都屋	220	597	906	1,833	600	24.3%	32.6%
8	東1区	親志	658	1,811	1,361	3,667	1,160	48.3%	49.4%
		座喜味	65	142	200	464	210	32.5%	30.6%
9	東2区	喜名	504	1,302	800	2,062	660	63.0%	63.1%
10	東3区	横田	200	547	284	753	260	70.4%	72.6%
11	中1区	楚辺	813	2,075	1,109	2,783	1,020	73.3%	74.6%
12	中2区	大添	241	617	621	1,507	650	38.8%	40.9%
		ミサワ会					0		
13	中3区	大木	288	747	919	2,416	800	31.3%	30.9%
14	中4区	伊良皆	293	793	909	2,153	790	32.2%	36.8%
15	中5区	牧原	87	245	258	653	270	33.7%	37.5%
		長田	37	96	160	353	150	23.1%	27.2%
16	南1区	渡具知	325	871	771	2,086	700	42.2%	41.8%
17	南2区	古堅	251	604	1,121	2,799	1,050	22.4%	21.6%
18	南3区	大湾	205	537	435	1,139	400	47.1%	47.1%
		比謝矼	50	124	125	289	100	40.0%	42.9%
19	南4区	比謝	143	371	518	1,228	508	27.6%	30.2%
		県営比謝団地			98	231	100		
		計	7,591	20,023	16,621	41,485	14,818	45.7%	48.3%

※北4区宇座の「a÷c」、「b÷d」には、北3区宇座（残波方面）の「c」と「d」を含めている。　令和2年度資料より

※県営波平団地、県営比謝団地及びミサワ会の各自治会については、公民館連絡協議会に加盟していない自治会。

3）高齢者人口

本村における高齢者人口をみると、平成 27 年現在で 7,281 人、うち 75 歳以上が 3,786 人となっており過半数（52.0%）を占めています。昭和 60 年時点と比べると高齢者人口は約3倍、後期高齢者人口はそれを上回る約3.5倍であり、加速度的に高齢化が進んでいます。

一方、男女別でみると一貫して女性の割合が高いものの、男性の高齢者が急増しており、男性の高齢化が女性を上回って進んでいます。

■高齢者人口（65 歳以上）の状況（平成 30 年3月現在）

年次	総数	うち75歳以上	うち75歳以上割合	高齢化伸率	後期高齢化伸率	男性	女性	男性割合	女性割合
昭和60年	2,411	1,069	44.3%	1.00	1.00	835	1,576	34.6%	65.4%
平成2年	2,826	1,275	45.1%	1.17	1.19	994	1,832	35.2%	64.8%
平成7年	3,457	1,488	43.0%	1.43	1.39	1,269	2,188	36.7%	63.3%
平成12年	4,522	1,770	39.1%	1.88	1.66	1,820	2,702	40.2%	59.8%
平成17年	5,611	2,235	39.8%	2.33	2.09	2,400	3,211	42.8%	57.2%
平成22年	6,370	3,056	48.0%	2.64	2.86	2,767	3,603	43.4%	56.6%
平成27年	7,281	3,786	52.0%	3.02	3.54	3,246	4,035	44.6%	55.4%

※（後期）高齢化伸率は昭和60年の数字を1とした場合の各年の伸率

資料：平成 30 年度版読谷村統計書

4）障がい者人口

① 身体障がい者

本村の身体障害者手帳交付者数は平成 28 年度末現在 1,575 人となっており、うち1級が4割弱（35.2%）を占め、次いで4級（20.9%）となっています。種別でみると平成 29 年度末現在、内部障がいが4割強（42.8%）を占め、次いで肢体不自由が4割弱（39.2%）となっています。

平成 24 年度末からの推移をみると、身体障害者手帳交付者数は漸減の傾向にあります。

■ 等級別身体障害者手帳交付状況

各年度末現在（単位：人、%）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
1　級	551	35.7%	545	35.1%	536	34.2%	549	34.6%	554	35.2%
2　級	300	19.4%	291	18.7%	284	18.1%	274	17.3%	270	17.1%
3　級	271	17.5%	271	17.4%	284	18.1%	278	17.5%	264	16.8%
4　級	277	17.9%	298	19.2%	310	19.8%	326	20.5%	329	20.9%
5級・6級	146	9.4%	149	9.6%	154	9.8%	160	10.1%	158	10.0%
総　数	1,545	100.0%	1,554	100.0%	1,568	100.0%	1,587	100.0%	1,575	100.0%

資料：読谷村福祉課

■ 障がい者種別身体障害者手帳交付状況

各年度末現在（単位：人、%）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
視覚障害	92	5.4%	78	5.0%	75	4.7%	72	4.5%	74	4.7%	71	4.6%
聴覚障害	208	12.2%	192	12.3%	192	12.1%	195	12.3%	189	12.0%	187	12.0%
音声・言語障害	15	0.9%	18	1.2%	25	1.6%	24	1.5%	24	1.5%	23	1.5%
肢体不自由	738	43.2%	657	42.2%	653	41.0%	646	40.7%	636	40.3%	608	39.2%
内部障害	657	38.4%	612	39.3%	646	40.6%	652	41.0%	654	41.5%	664	42.8%
総　数	1,710	100.0%	1,557	100.0%	1,591	100.0%	1,589	100.0%	1,577	100.0%	1,553	100.0%

資料：平成 30 年度版読谷村統計書

② 知的障がい者

本村の療育手帳交付者数は平成 28 年度末現在 380 人となっています。等級別にみると、「B2(軽度)」が 151 人で約4割（39.7%）と最も多く、以下「B1(中度)」112 人（29.5%）、「A2(重度)」91 人（23.9%）、「A1(最重度)」26 人（6.8%）となっています。

平成 24 年度末からの推移をみると、各年増減があるものの、概ね増加傾向にあり、この間で 56 人の増加、増加率は 17.3%となっています。

■ 等級別療育手帳交付状況

各年度末現在（単位：人、%）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
A1（最重度）	23	7.1%	24	6.8%	24	6.7%	24	6.5%	26	6.8%
A2（重度）	86	26.5%	91	25.9%	90	25.1%	93	25.3%	91	23.9%
B1（中度）	99	30.6%	107	30.4%	102	28.4%	107	29.1%	112	29.5%
B2（軽度）	116	35.8%	130	36.9%	143	39.8%	144	39.1%	151	39.7%
総 数	324	100.0%	352	100.0%	359	100.0%	368	100.0%	380	100.0%

資料：読谷村福祉課

③ 精神障がい者

本村の精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成 28 年度末現在 500 人となっています。等級別にみると、「2級」が 205 人で4割強（41.0%）を占め、以下「1級」199 人（39.8%）、「3級」96 人（19.2%）となっています。

平成 24 年度末からの推移をみると、精神障害者保健福祉手帳交付者数は一貫して増加傾向にあり、この間で 89 人の増加、増加率は 21.6%となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年度末現在（単位：人、%）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
1 級	168	40.9%	173	40.1%	182	41.0%	195	41.0%	199	39.8%
2 級	195	47.4%	194	45.0%	186	41.9%	196	41.2%	205	41.0%
3 級	48	11.7%	64	14.8%	76	17.1%	85	17.9%	96	19.2%
合 計	411	100.0%	431	100.0%	444	100.0%	476	100.0%	500	100.0%

資料：読谷村福祉課

5）読谷村における自殺関連データ（地域自殺対策プロファイルより）

①読谷村における自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺対策総合推進センターが取りまとめた「地域自殺実態プロファイル（2019）」より、読谷村における自殺の特徴をみると、本村の自殺者数は、2014～2018 年の5年間で 32 人、自殺死亡率は人口 10 万人あたり 15.52（全国 17.57）となっています。男女の内訳は男性が 29 人、女性が 3 人で自殺者の約9割が男性となっています。なお、直近3年間の自殺者数は 2016 年が 12 人、2017 年が7人、2018 年が2人と減少しています。

■読谷村自殺者数及び自殺死亡率の推移

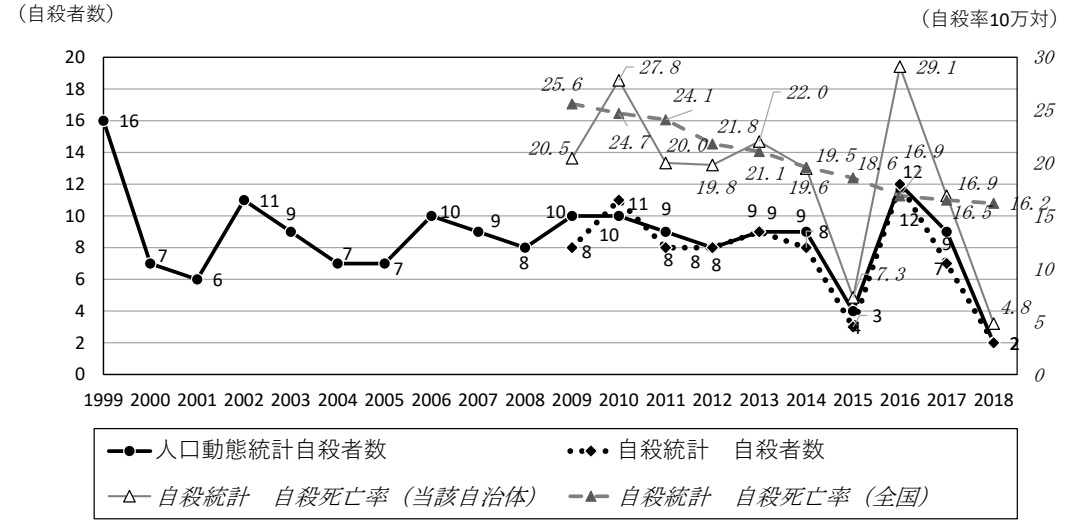

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019）」

②男女、年齢階級、職業、同居・独居別の自殺者の割合と自殺死亡率

本村では、2014～2018 年の5年間で中高年男性の自殺が 25 人で、自殺者全体の8割弱（78.1%）を占めています。とりわけ 70 歳男性において、自殺者割合が 21.9%、自殺死亡率（10 万対）が 94.1 と高く、全国の数字（自殺者割合：8.8%、自殺死亡率（10 万対）：31.1）を大きく上回っている状況にあります。

■性・年代別の自殺者割合（2014～2018 年）

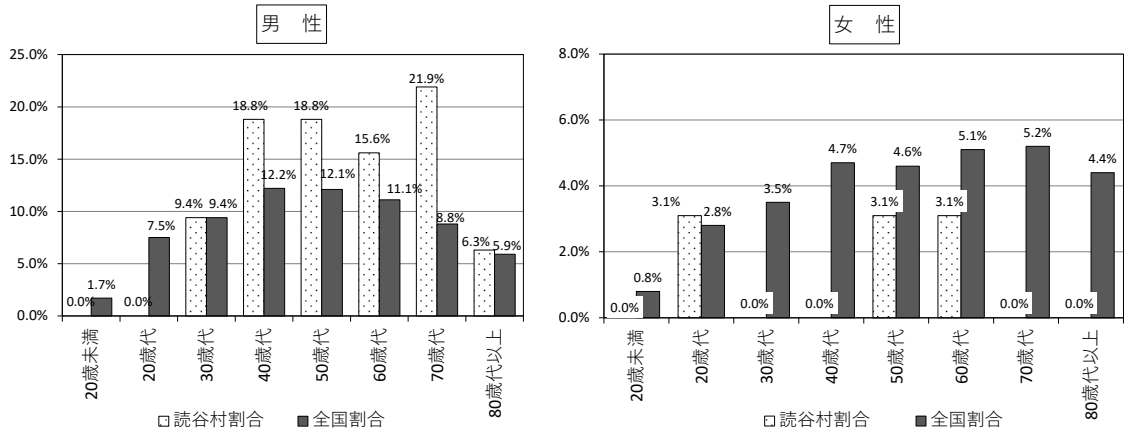

■性・年代別の自殺死亡率（10 万対）（2014～2018 年）

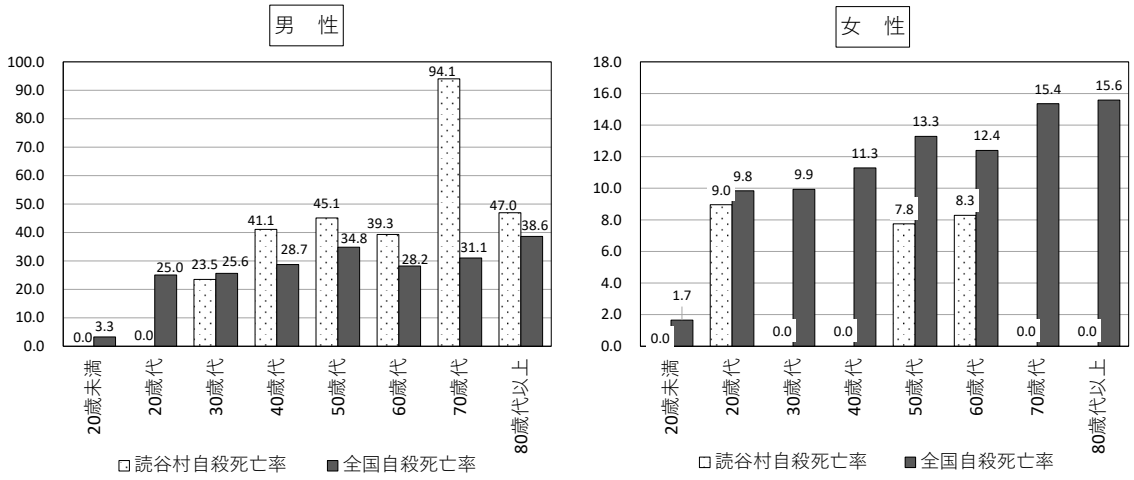

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019）」

また、性別、年齢階級、職業、同居・独居別にみると、本村においては 40 歳～59 歳や 60 歳以上の無職男性について、同居・独居ともに自殺者割合が高い状況にあるとともに、同居家族のいる 40 歳～59 歳有職者についても自殺者割合が高い傾向にあります。

■自殺者の割合と自殺死亡率（2014～2018 年）

性別	年齢階級	職業	同独居	読谷村自殺者数	読谷村自殺者割合	読谷村自殺死亡率（10万対）	全国自殺者割合	全国自殺死亡率（10万対）
男性	20～39歳	有職者	同居	2	6.3%	12.1	6.2%	15.7
			独居	0	0.0%	0.0	3.6%	29.5
		無職者	同居	0	0.0%	0.0	4.6%	55.3
			独居	1	3.1%	384.7	2.2%	88.9
	40～59歳	有職者	同居	4	12.5%	19.1	10.3%	17.9
			独居	0	0.0%	0.0	4.1%	37.7
		無職者	同居	4	12.5%	130.2	5.0%	112.8
			独居	4	12.5%	708.5	4.3%	248.4
	60歳以上	有職者	同居	0	0.0%	0.0	4.4%	15.3
			独居	0	0.0%	0.0	1.5%	36.4
		無職者	同居	7	21.9%	52.8	12.6%	31.5
			独居	6	18.8%	298.3	7.0%	92.5
女性	20～39歳	有職者	同居	0	0.0%	0.0	1.6%	5.6
			独居	0	0.0%	0.0	0.7%	11.0
		無職者	同居	1	3.1%	12.1	3.1%	13.5
			独居	0	0.0%	0.0	0.8%	28.0
	40～59歳	有職者	同居	0	0.0%	0.0	2.1%	6.3
			独居	0	0.0%	0.0	0.5%	13.6
		無職者	同居	1	3.1%	8.8	5.2%	15.0
			独居	0	0.0%	0.0	1.4%	43.6
	60歳以上	有職者	同居	0	0.0%	0.0	0.8%	6.9
			独居	0	0.0%	0.0	0.2%	10.5
		無職者	同居	1	3.1%	5.2	9.6%	14.6
			独居	0	0.0%	0.0	4.0%	22.5

※読谷村自殺死亡率（10万対）の上位５位にハッチング

③対策が優先されるべき対象群の把握

前述の結果等より、読谷村においては 40 歳～59 歳の働き盛りの年代の男性や 60 歳以上の高齢の男性について、無職の方を中心に自殺者が多いことがうかがえます。自殺対策総合推進センターが取りまとめた「地域自殺実態プロファイル（2019）」においては、区分ごとに想定される主な危機経路より、失業や生活苦などが背景要因として大きい可能性が示されています。

■対策が優先されるべき対象群（自殺者数の観点からみた上位5位）（2014～2018 年）

上位5区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	7	21.9%	52.8	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）→身体疾患→自殺
2 位:男性 60 歳以上歳無職独居	6	18.8%	298.3	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位:男性 40～59 歳無職独居	4	12.5%	708.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4 位:男性 40～59 歳無職同居	4	12.5%	130.2	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5 位:男性 40～59 歳有職同居	4	12.5%	19.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

*自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしたもの。
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019）」

上記より、「地域自殺実態プロファイル（2019）」では、本村において優先して自殺対策を図るべき対象群（重点パッケージとして優先されるべき対象群）として以下の項目を挙げています。

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者

2 村民の意識について（地域福祉に関するアンケート調査より）

■調査の目的

「第3次読谷村地域福祉計画」の策定にあたり、村民の暮らしの状況やニーズ等を把握し、計画へ反映させるとともに、今後の読谷村の福祉行政を推進するための資料とするため、村民意識調査を実施しました。

■調査方法・回収結果等

①調査対象：16 歳以上の村民

②抽出方法：年代割による、住民基本台帳からの無作為抽出

年代	16~19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	合計
割合	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	12.5%	12.5%	12.5%	100%
件数	250 件	250 件	250 件	250 件	200 件	200 件	200 件	1,600 件

③調査方法：郵送による配布・回収

④実施期間：令和２年 10 月２日（金）～令和２年 10 月 19 日（月）まで

配布数、有効回答数については以下の通りとなっています。

配布数	有効回答数	有効回答率
1,600 件	586 件	36.6%

※村民意識の変化を把握するため、必要に応じて平成 28 年２月に実施した「地域福祉に関する村民アンケート調査」（以下、「前回調査」という。）と比較を行っています。

※なお、前回調査は、今回調査と同様 1,600 件を配布し、有効回収数は 389 件、有効回答率は 24.3%でした。

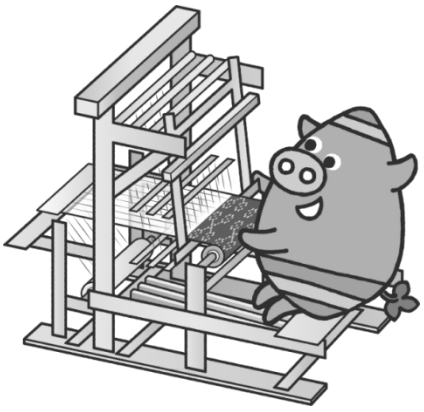

■調査結果概要

1）回答者について

・各年代1～2割となっています。前回調査と比較して、「10 歳代」「20 歳代」が 6.0 ポイント増加しており、前回よりも若い年代の回答者が多くなっています。

■年齢

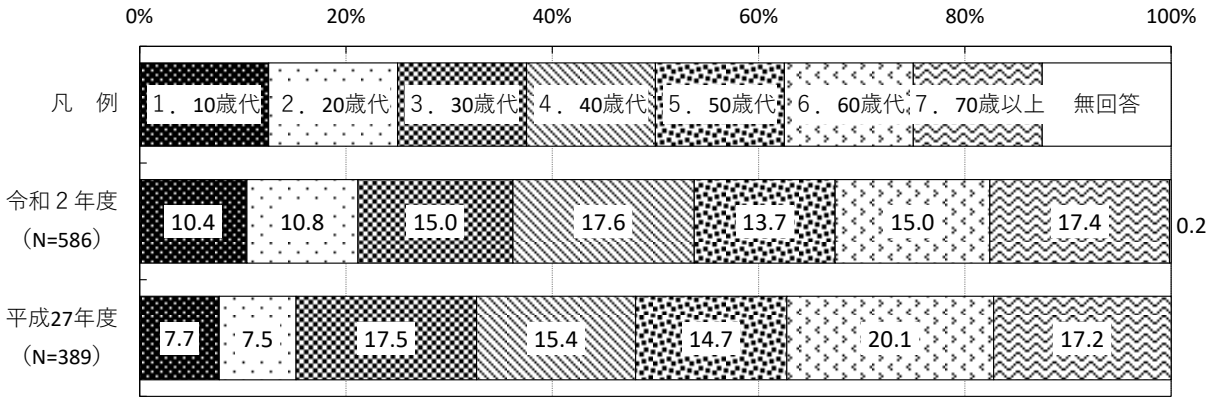

・読谷村出身者が6割強、「隣接町村以外の沖縄県内」が約2割、「県外」が約1割です。

・世帯構成については、「2世代世帯」が6割弱、「1世代世帯」が約2割、「3世代世帯」、が1割強です。

・別居の家族や親戚とは、ほとんどの方（約9割）が日常的な関わりがあると回答しています。前回調査と比較すると、「常時、行き来している」が 10.9 ポイント減少しており、別居の家族等との関係の変化がうかがえるとともに、新型コロナウイルス感染症禍において接触を控えている状況もうかがえます。

■別居の家族や親族との主なかかわり方

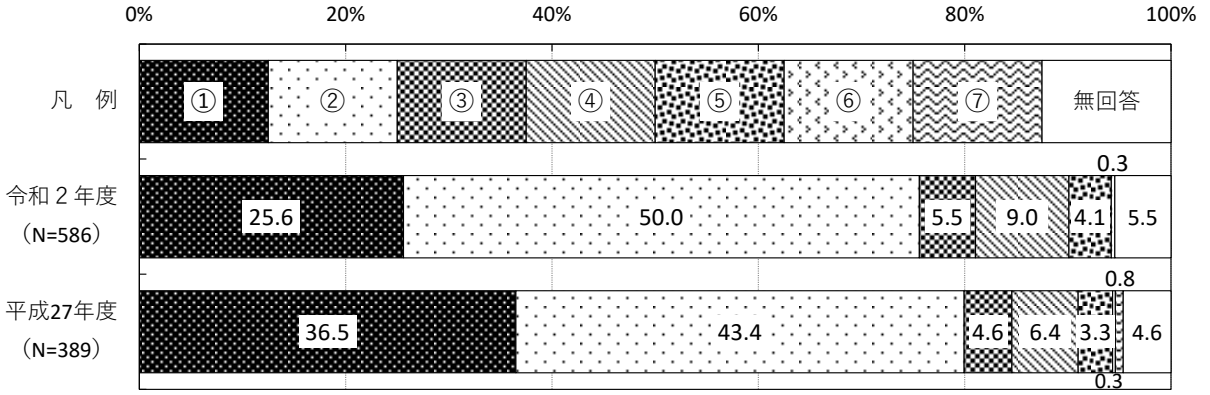

■①常時、行き来している
□②時々、行き来している
■③行き来はしていないが、常時連絡をとりあっている
■④行き来はしていないが、時々連絡をとりあっている
■⑤ほとんど会うことがない
□⑥一切、付き合いがない
■⑦その他
□無回答

・半数以上の世帯で配慮を要する同居者がいる状況にあります。

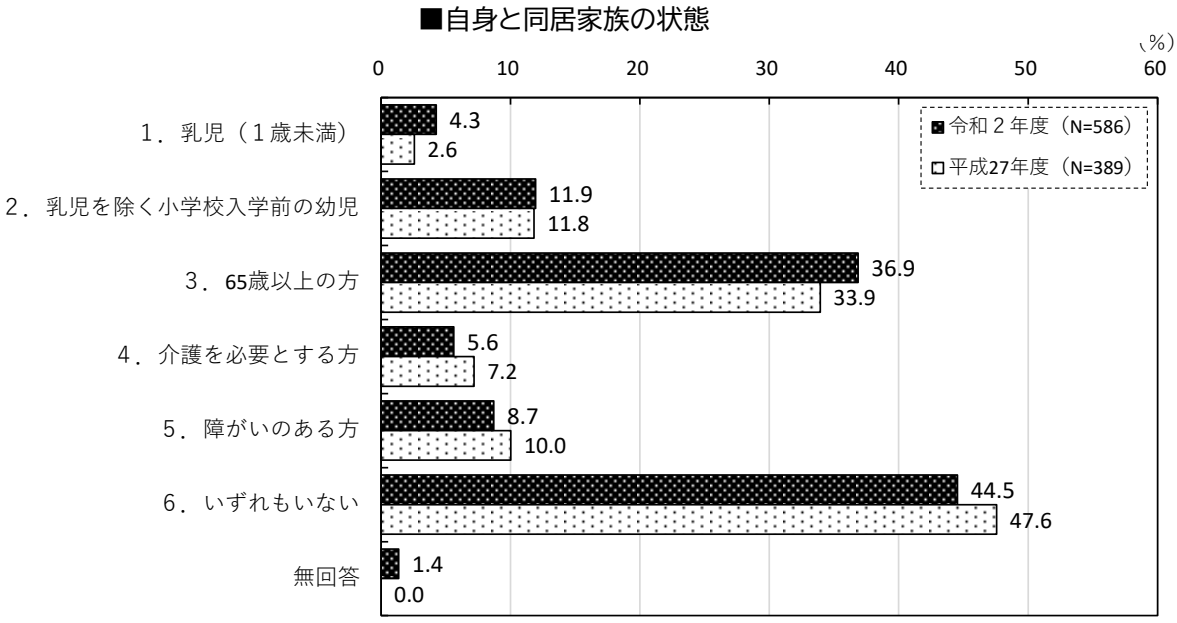

2）地域活動について

・**「地域活動にはほとんど参加していない」という方が約7割**と大半を占めており、**前回調査と比較して大幅に増加**しています。参加している方の地域活動の内容をみると、「自治会・婦人会・子ども会・青年会・老人会などの活動」への参加が約2割となっており、他の活動に比べて多いものの、前回調査より 13.9 ポイント減少しています。

■自身と同居家族の状態

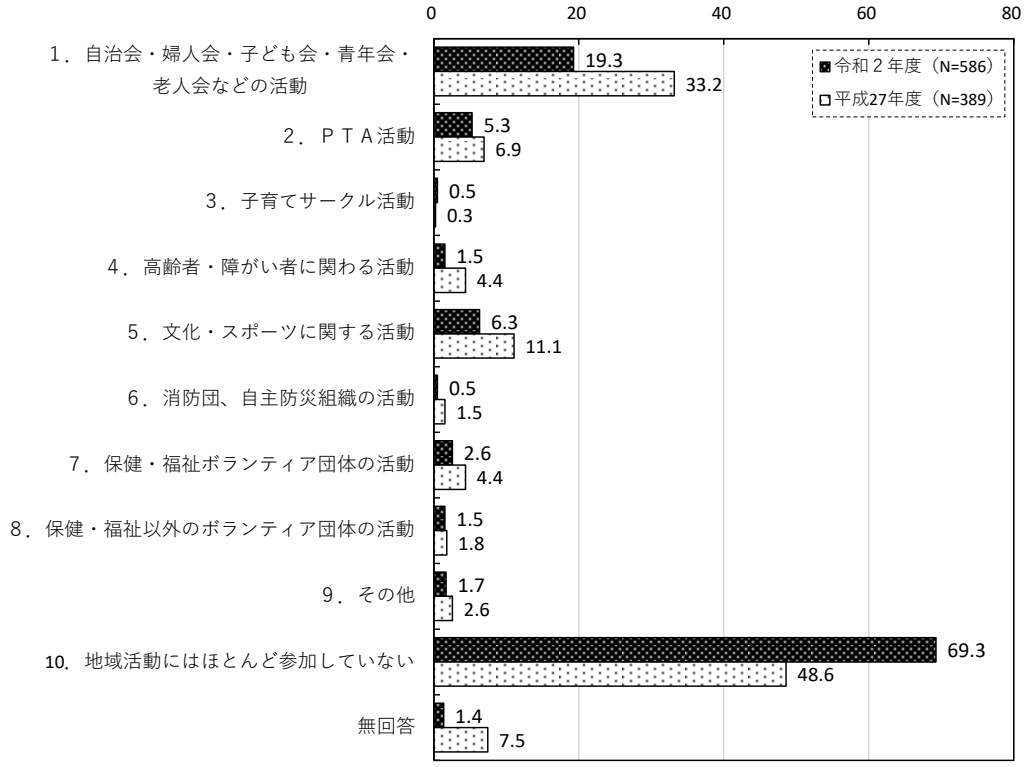

■地域活動に参加していない理由

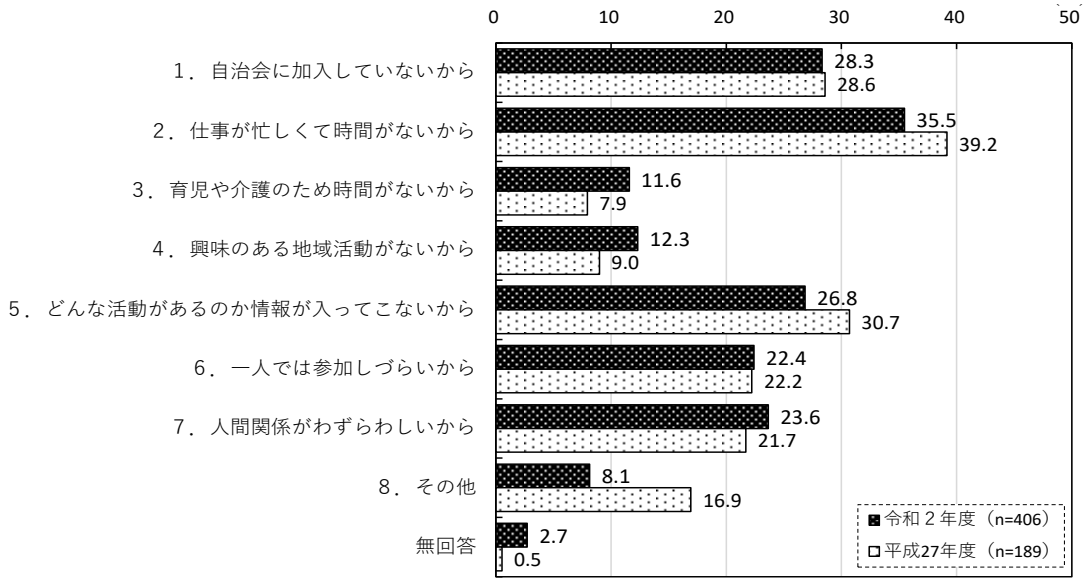

・今後の地域活動へは、6割強が参加したいと回答しています。一方で「地域活動をしたいと思わない」は約3割であり、前回調査よりも 6.8 ポイント増加しています。
・今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、**地域活動等に関する機会や情報の提供などが引き続き求められています。**

■地域活動やボランティア活動の幅を広げるために必要だと思うこと

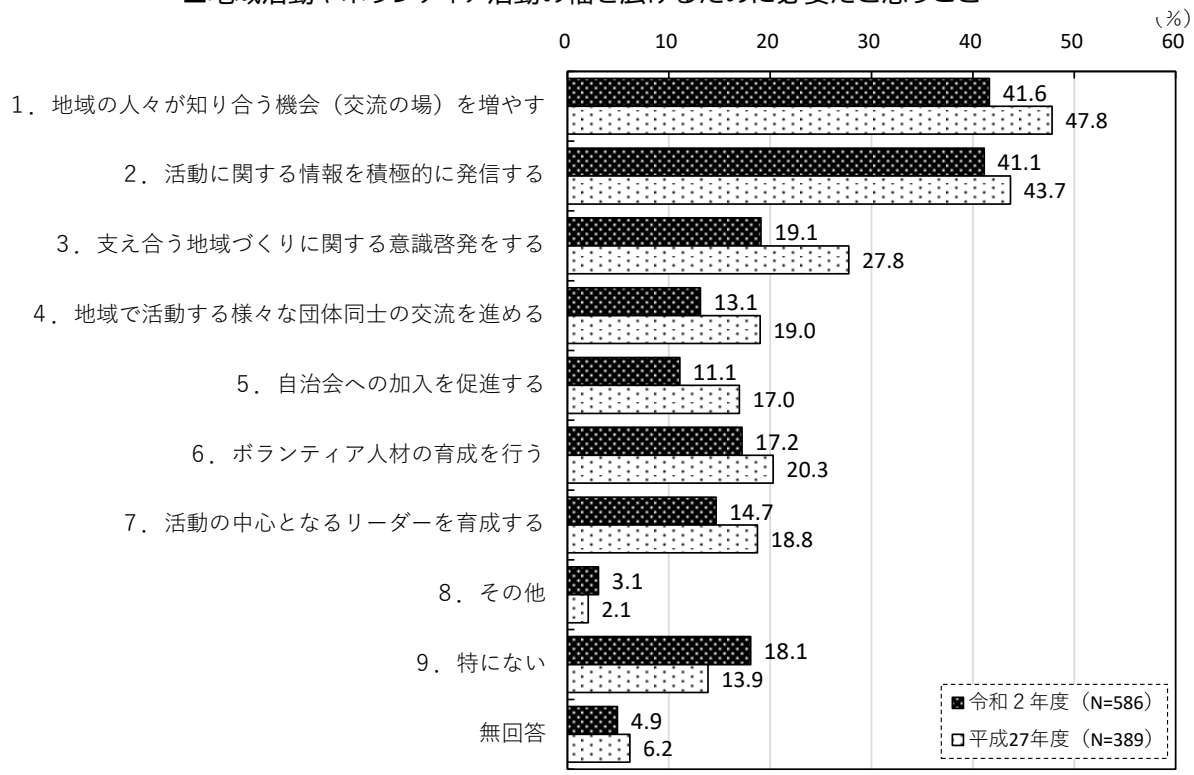

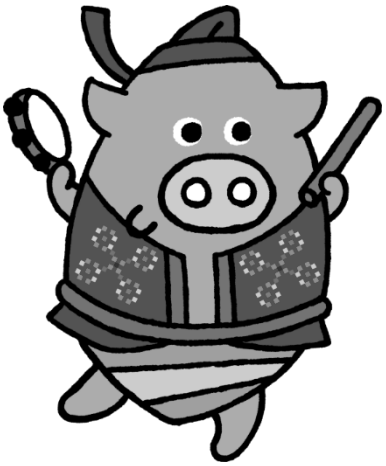

3）近所や自治会との関わりについて

・大半（9割以上）の方が近所の方と何らかの関わりがあり、付き合いの程度は様々ですが、**回答者のほとんどは隣近所との接点がある**ことが伺えます。一方、ほとんど付き合いがない方も1割弱みられます。

■近所の方との付き合いの程度

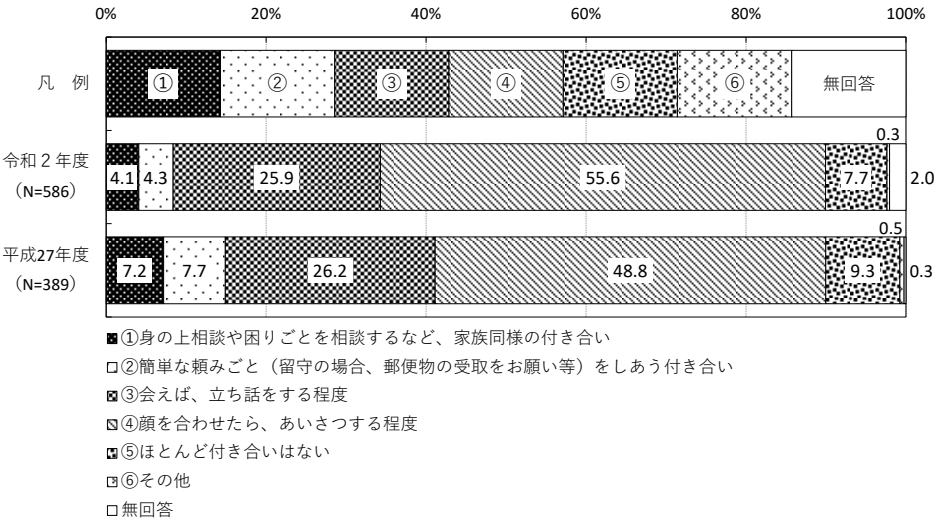

・自治会へは約4割が加入していますが、**前回調査結果と比べて１１.３ポイント減少**しています。

■自治会加入状況

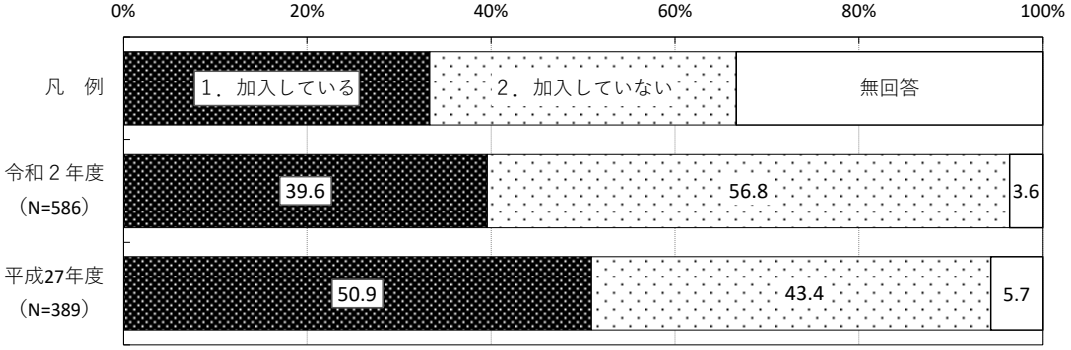

・自治会に加入していない理由としては、「4. 仕事や学業、育児・介護で忙しい（時間にゆとりがない）」が4割弱（36.3%）と最も高く、次いで「2. 必要性を感じない」（27.0%）、「8. 人間関係がわずらわしい」（21.0%）、「6. 会費などの出費がかかるから」（20.4%）、「7. 自治会からの勧誘がないから」（19.5%）となっています。

■自治会に加入していな主な理由

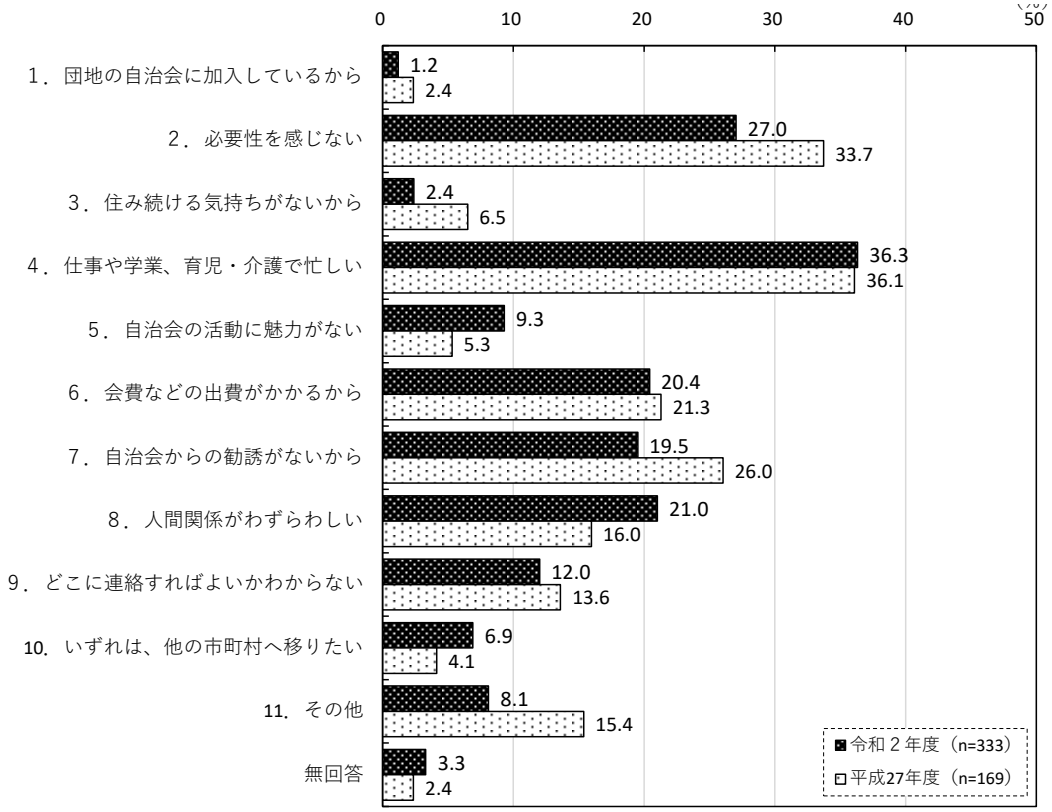

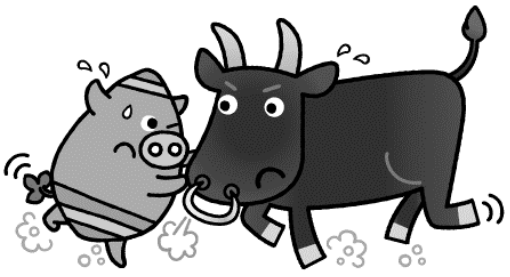

4）日常生活の課題や解決方法について

・家族や自分の健康、経済的な問題、老後の生活や介護、経済的な問題、自分や家族の生活（進学・就職・結婚など）に関する悩みや不安を感じている方が多い状況にあります。

・悩みについては、家族や友人など身近な相手への相談が大半を占めている。一方で、「どこに相談してよいのかわからない」が1割弱みられ、**悩み事をひとりで抱え込んでいる状況**も伺えます。

・相談・情報提供の拠点に期待することとして、「困りごとが解決するまで関わりを持ってくれる相談拠点」が5割強で最も高く、「高齢者・障がい者・子育て世代・生活困窮等の複雑・多様な問題を抱える世帯に対応してくれる拠点」が4割弱と続いています。

・新型コロナウイルス感染症については、8割強の方が困っている事や不安があると回答しています。困っている事や不安としては、「外出を控えたり、他人に会えない生活が長引くと辛い」とする回答が4割強と高くなっています。

■日常生活や福祉に関する相談・情報提供する拠点整備等への期待

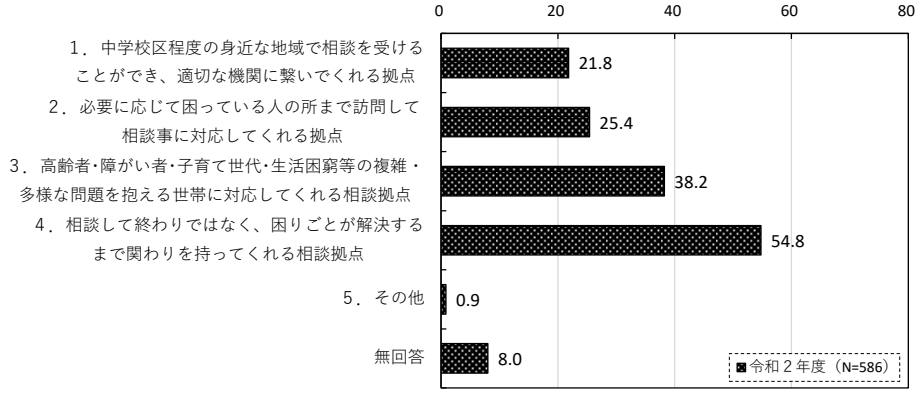

■コロナウイルスに関して困っている事や不安に感じている事

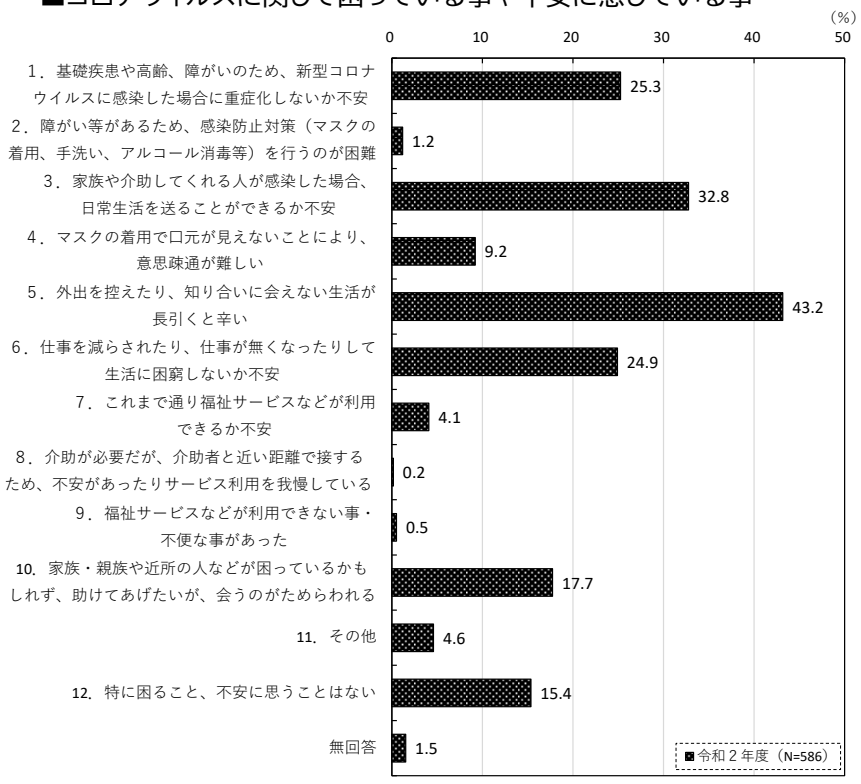

5）地域福祉に対する考え方や参加意向について

・住民が助け合う地域の範囲としては、「隣近所」や「自治会」がそれぞれ3割程と高い状況です。今回から選択肢に加えた「行政区」についても2割弱の方が回答しています。

・参加している地域活動は、「寄付や募金」（約2割）や「見守り、声かけ運動」（2割弱）をはじめ、「福祉への関心をもつ」「地域行事の参加」が上位にあげられています。一方で、「特にない」が5割弱みられます。

・近所の困っている家庭に対しできる手助けは、「安否確認などの声かけ」（6割弱）、「緊急時の手助け」（4割強）、「相談相手・話し相手」（約3割）が上位にあげられています。

■地域住民が安心して暮らせるように活動していること

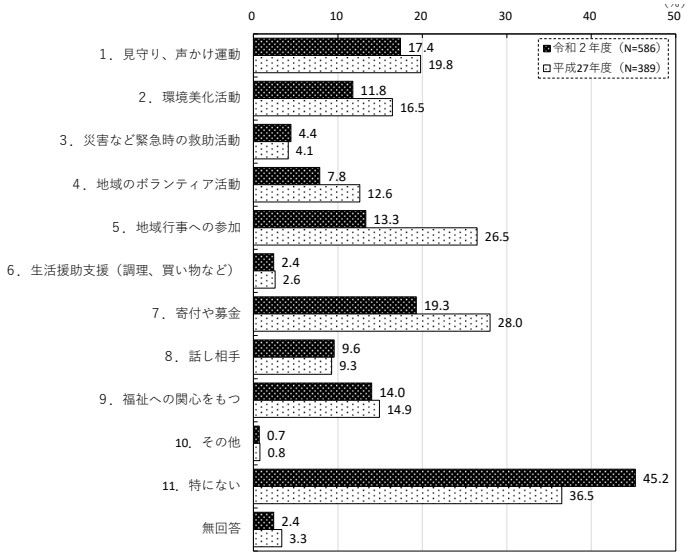

■となり近所で困っている家庭にできる手助け

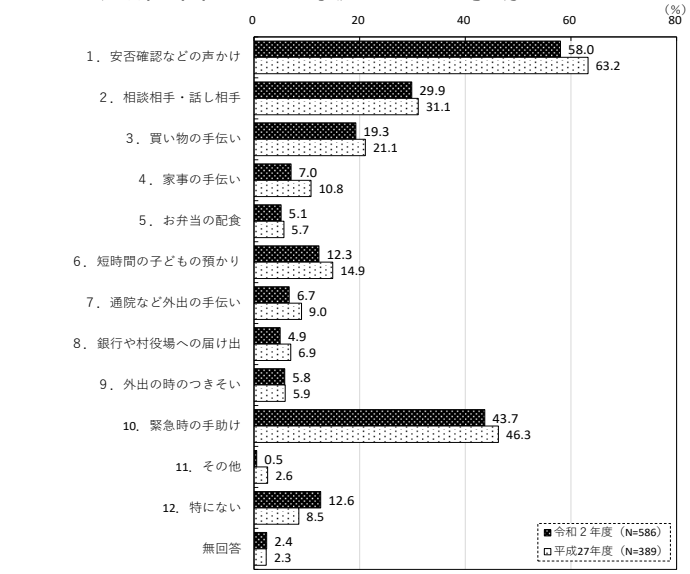

・住みよい地域づくりを進める上での問題として「近所付き合いが減っている」（6割弱）、「日中、地域を離れる人が多い」（3割弱）が上位にあげられています。
・また、地域組織や団体の役割に期待することとして、「災害や緊急事態が起きたときの対応」（6割弱）、「避難場所の周知」（約3割）、「教育や子育て支援」「地域で困っている人に対する声かけや支援」（3割弱）が上位にあげられています。

■住みよい地域づくりを進めるうえで問題になる事

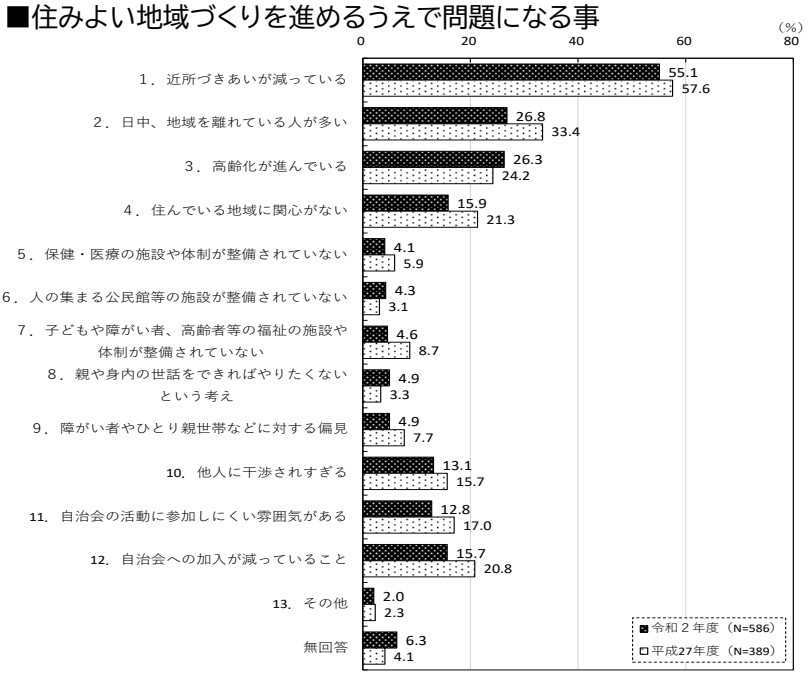

■地域組織や団体の役割で特に期待すること

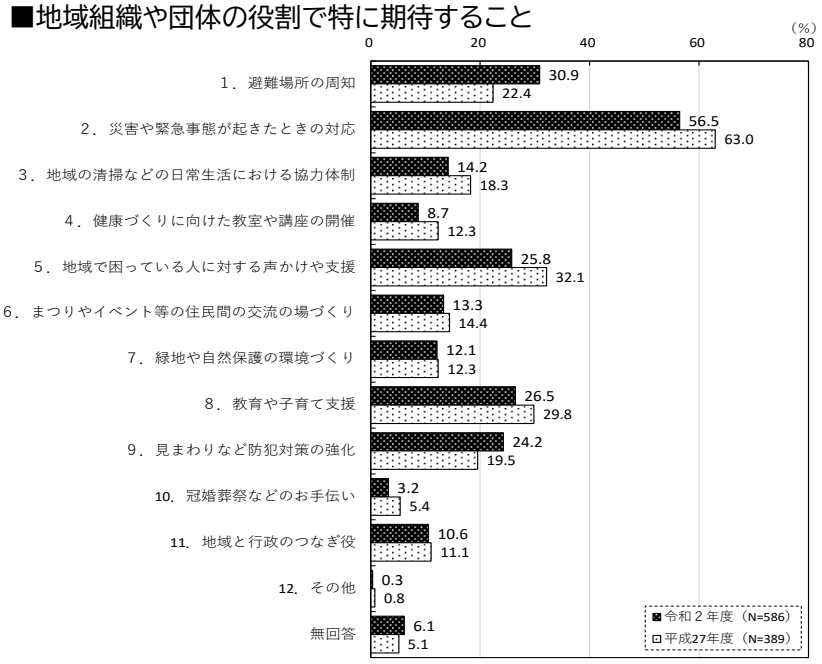

6）福祉サービス・福祉に対する意識について

・福祉サービスを利用している（したことがある）方は2割弱（１１１ 人）です。
・利用している方のうち 56 人が、サービス利用に関して何かしらの不満や不安を感じた経験があり、内容として情報の入方法や申請方法についての意見がみられます。
・福祉に関心がある方は7割弱。高齢者や子どもに関する福祉への関心が高い状況です。

■自身や家族の福祉サービス利用の有無

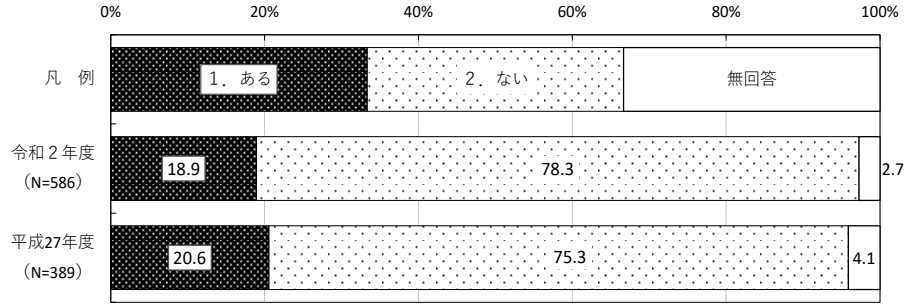

■「福祉」への関心度

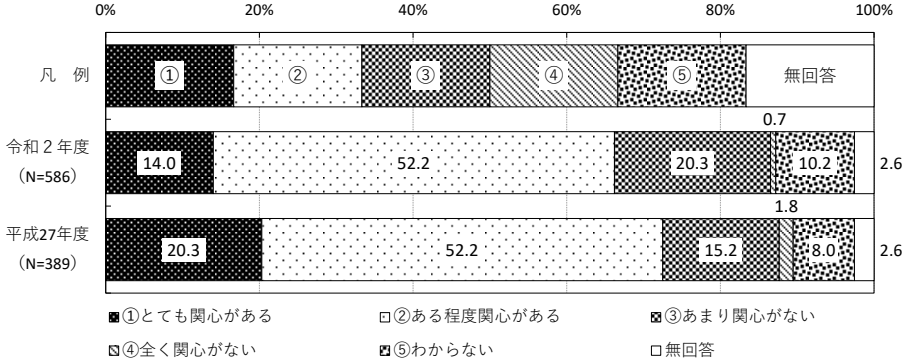

■特に関心がある福祉分野

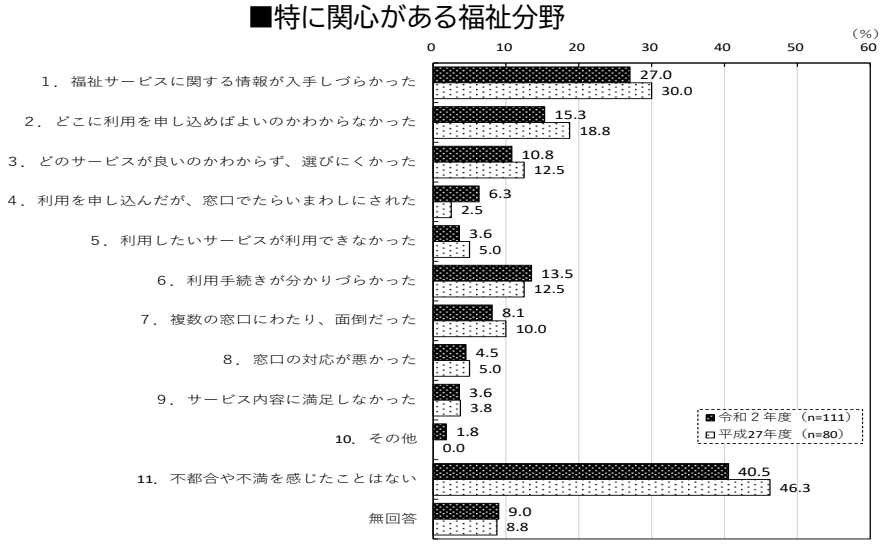

7）地域支え合い活動委員会・ゆいまーる共生事業（ミニデイサービス）等について

・地域支え合い活動委員会の認知状況をみると、6割弱が取り組み内容を知らない状況ですが、**前回調査に比べて認知度が高くなっている**状況もうかがえます。

・地域支え合いのボランティアに3割弱の方が「時間があれば参加したい」と回答しています。

・ゆいまーる共生事業を知らない方が6割強、知っている方は3割弱となっています。また、何かしらの形で参加したことがある方は1割に満たない状況となっています。

・ゆいまーる共生事業の参加者を増やすためには、「だれでも参加しやすい雰囲気づくりをする」が5割強で最も多くなっています。

・地域で取り組んで欲しいこととして「高齢者だけに限らない村民の健康づくり」や「児童を対象とした事業」、「高齢者向けの介護予防事業」があげられています。

■「地域支え合い活動委員会」の認知度

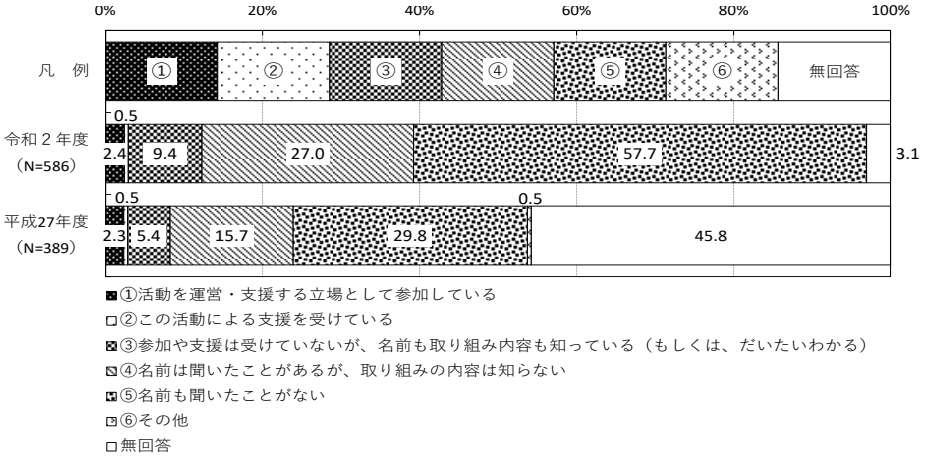

■「ゆいまーる共生事業」に多く参加してもらうための方法

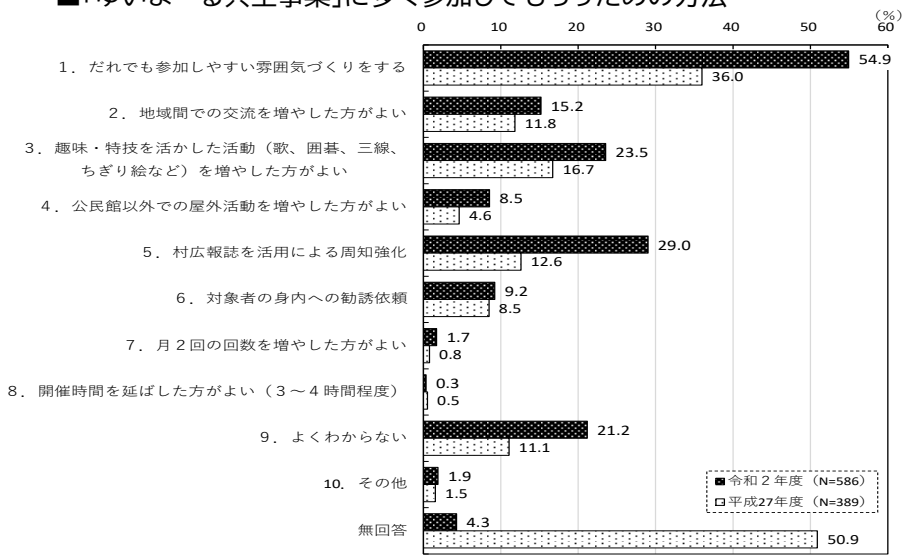

8）成年後見制度の利用について

・**成年後見制度を知らない方が4割強**の状況です。

・将来において成年後見制度を利用したいかを尋ねたところ、「わからない」が4割強で最も多く、「はい」と回答した方は3割強、「いいえ」と回答した方は2割強となっています。

・成年後見制度を利用しないと回答した方にその理由を尋ねたところ、「後見人でなくても家族がいるから」が9割弱と大半を占めています。また、「他人（家族含む）に財産等を任せることに不安がある」という回答も2割強みられます。一方で、**費用や相談先、手続き方法などがわからないからという回答も一定程度みられ、制度の周知が求められる状況**と言えます。

・成年後見制度の利用促進等に向けて必要な取組みを尋ねたところ、制度の周知や広報、不正防止の徹底等に対する回答割合が高い状況です。

■成年後見制度の認知度

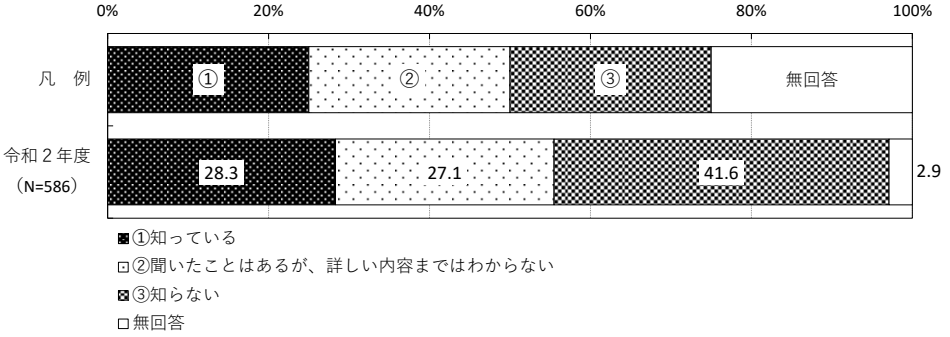

■成年後見制度の認知度

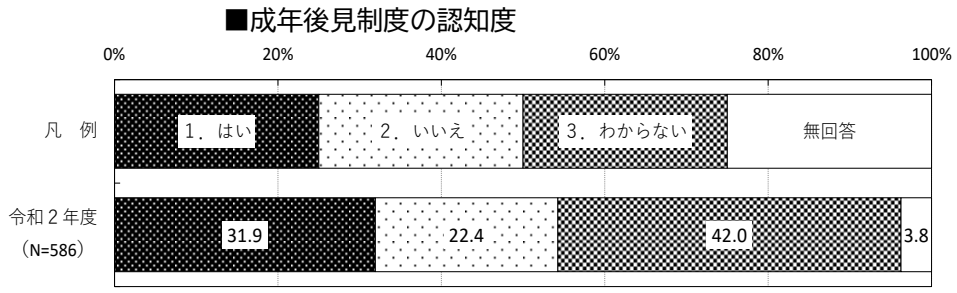

■成年後見制度の利用促進・充実に向けて必要な取組み

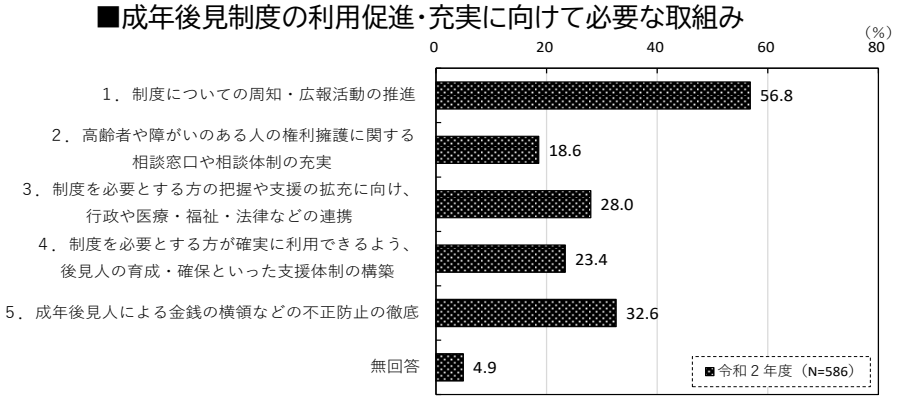

9）福祉施策全般について

（地域人材の認知度）

・民生委員・児童委員の活動内容を知っている方は3割強となっています。
・読谷村地域福祉計画の認知度は2割弱となっています。

（村社会福祉協議会について）

・村社会福祉協議会の名前と仕事内容を知っている方は3割弱となっています。
・知っている取り組みについては、「赤い羽根共同募金事業」（7割強）、「地域歳末たすけあい事業」（4割強）、「食事サービス事業（お弁当配達）」（4割弱）が上位にあげられています。
・今後活動を充実して欲しい取り組みは、「福祉サービスに関する情報提供」（3割強）、「高齢者や障がい者のための生活援助サービス」（約3割）、「学校における福祉体験学習の推進」（3割弱）、「地域活動のための人材育成・発掘」（2割強）が上位にあげられています。
・「コミュニティソーシャルワーカー」の仕事の内容をわからない方は9割強となっています。

（情報について）

・大半（7割強）が「村の広報誌」で情報を得たいと回答しています。
・福祉に関して得たい情報は「福祉サービスの種類、内容」（7割弱）、「福祉サービスの利用方法」（5割弱）、「福祉サービスの利用に係る費用」（4割弱）」が上位にあげられています。

（今後の福祉施策について）

・半数程度の約5割が、地域福祉を推進するためには、「住民が気がるに立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が必要と考えています。

■地域福祉を推進するために優先的に取り組むべき課題

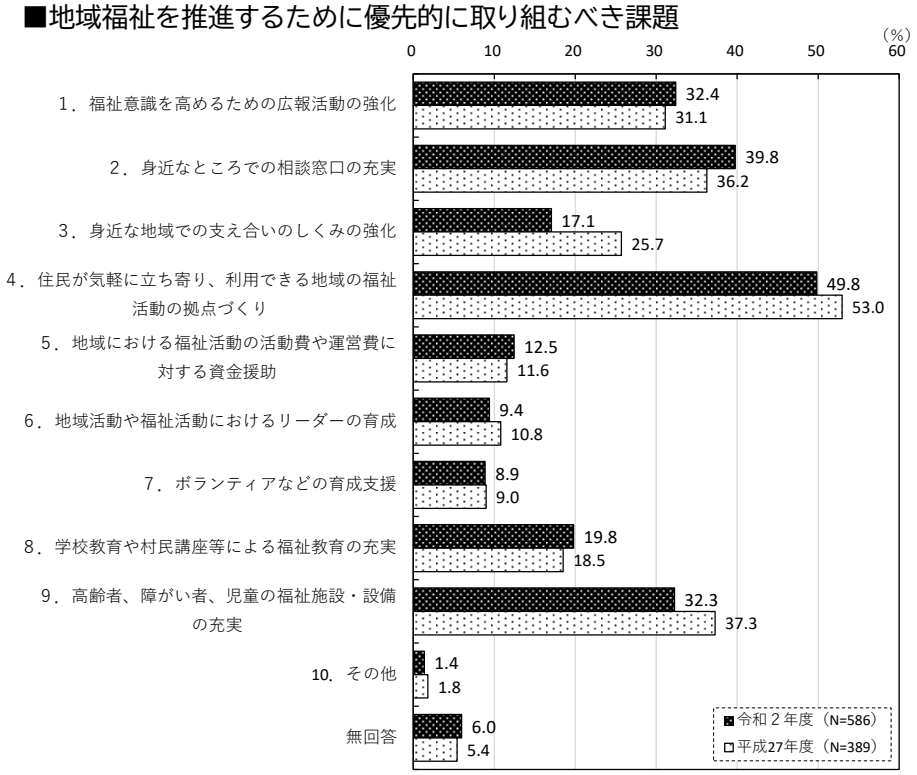

3 関係団体へのヒアリング

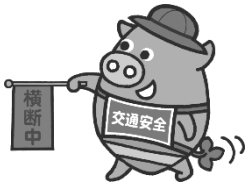

■調査の目的

第3次読谷村地域福祉計画の策定にあたり、地域での支え合いの取り組みの状況等を把握するために村内の自治会に対し、団体ヒアリング実施しました。

■調査概要

〇調査対象：村内の自治会

〇調査方法：事前に配布した調査票項目に沿って、小圏域委員会毎の集まって頂き団体ヒアリングを実施

〇団体ヒアリング実施期間：令和2年 10 月 12 日（月）～令和2年 10 月 16 日（金）

■意向調査の結果

・自治会

（座喜味、親志、喜名、横田、渡慶次、儀間、長浜、宇座、瀬名波、波平、都屋、高志保、上地、伊良皆、牧原、長田、比謝、大添、比謝矼、大湾、大木、楚辺、古堅、渡具知の 24 自治会からヒアリング又は回答）

①自治会への加入促進に向けた取り組みについて

＜広報等でPR＞

- 広報・自治会の行事案内等を配っている。【座喜味】
- 村の便りや自治会の紹介を載せた文書を配布している。【横田】
- イベント、祭り、エイサー祭りのチラシを配布している。【渡慶次】
- 加入世帯向けに月1回区便りを配布している。【瀬名波】
- 公民館便り等を配布している。【伊良皆】
- 公民館便りを配布している。【比謝】
- 転入者がいれば名刺と自治会便りをもって訪問している。【大添】
- 字の広報紙に自治会PRを掲載している。子ども会にも案内を出している。【大湾】
- Facebook 等で広報、未加入世帯へ「公民館便り」を配布。【大木】

＜広報以外の取り組み＞

- 自治会行事に誘って、活動内容を見てもらっている。【親志】
- 新築住宅へ挨拶に行っている。区内各団体のメンバーに声かけし、関わりのある人を勧誘している。【儀間】
- なるべく世帯を回るようにしており、入会する人もいる。【長浜】
- 子ども会に1年間入会して行事に参加してもらってから、自治会に勧誘している。【波平】
- 横断幕を設置している。【都屋】
- 子ども会活動を通してのPRを行っている。【楚辺】

②「地域支え合い活動委員会」について

＜設置したことによる成果＞

- 役員と民生委員や社協、たまに福祉課も交えて月に1回情報交換している。スピード感を持って対応しており、社協や福祉課といい連携が取れている。【横田】
- 過去に公民館職員だった方や行政職あがり、またその家族を中心に日ごろから見守りをしていた範囲だけでも多くの見守りが出来ている。【渡慶次】
- 設立は浅いが有志で課題を共有している。【儀間】
- 月1回委員会を開催し、民生委員・自治会長・社協とで情報交換をしている。設置から7年が経つ。見守り会があり、細かい情報も入ってくる。【長浜】
- 民生委員2人と公民館職員で定期的に訪問している。社協と月1回の情報交換を実施。【宇座】
- 設置から数年経ち、月に1回委員会を開いている。チラシやパンフレットを全世帯に配布している。【瀬名波】
- 設置してから1年半ほど。委員会メンバーは 15～16 名。新型コロナウイルスの影響で見守りが出来ていない。【波平】
- 設置から1年半経つ。以前は社協と日程調整がつかず、委員会活動が延期になっていた時期があったが、再開して要援護者の情報が入るようになった。【都屋】
- もともと地域の繋がりが強く、周りが進んで情報共有をして連絡しあっている。【高志保】
- 民生委員と一緒に活動している。住民には出来るだけ会って声かけしようとしている。【上地】
- 地域支え合い活動委員会設置2年目。委員会活動のおかげで未加入者についての状況把握もできた。【伊良皆】
- 今年4月に発足。困った人がいたり問題があったりしたら、具体的にどうするかについて話し合って取り組んでいる。社協や福祉課と連携しながら地域で困っている人を助けることができるので、地域で信頼されるために人間関係を大切にしていきたい。自治会未加入者についても、委員会を通して把握できる。【牧原】
- 他の区と合同で委員会を月1回開催して現状確認と情報交換をしている。【長田】
- 見守り隊はないが、課題や情報を共有して地図上に落とし込んでいる。4か月ほど前から取り組んでおり、地域のことがより明確になり、情報共有できるようになった。【比謝】
- 設置5年目。小さな情報をかき集め、困窮世帯や高齢者世帯を見落とさないように、民生委員らが週2回見回りしている。各世帯に関する情報が増え、近隣世帯の横への繋がりも増した。【大添】
- だいたいの把握はしているが民生委員とは密でない。一人暮らし高齢者への見回りはしている。自治会の職員や班長が、広報配布時や自治会費の徴収日等に声かけなどの状況確認をしている。入院やケガ等があった場合は報告がある。緊急時等の連絡先、連絡者リストの作成を準備中。【大湾】
- 対象者の近況報告をしていく上で、身体の変化や環境の変化等に早めに気づくことができ、適切な支援先に繋げられる。【大木】
- 現在、民生委員と一緒になって取り組みを始めたところである。地域の皆様一人ひとりが近所の支え合いを気にしてもらえればいいと思う。【楚辺】
- 支え合い活動に取り組むことで、地域に問題を抱えた人が多く、見守りや支えが必要だと思った。ちょっと変わった変化を見つけてつなぐことが重要。【古堅】
- スタートしたばかりだが、見守りが必要な方の情報の共有ができている。【渡具知】

＜課題＞

- 見守りがまだ弱く、振り分けを行いたいが別の課題に追われてしまい、まだ進んでいない。声かけ運動は日常的に実施しているが、もう少し体制的にしたい。【横田】
- 課題は未加入者の問題に尽き、特に開拓地で懸案。隣近所と挨拶関係にもない人がおり、国勢調査の際にも出てこない。委員 15 名、見守り 60 名だったが、入院や施設への入所、死去があり、現在は委員 10 名、見守り 30 名程度に減っている。【渡慶次】
- メンバーの入れ替わり時の引継ぎが難しく、組織づくりが課題。メンバーを固定した方がいいか検討している。【儀間】
- 設置当初は人員を探すのが大変だった。【長浜】
- 要援護者届台帳の活用について課題。見守り協力員の見直しが必要。ヘルプを自分からは出さない要援護者への対応をどうするか。【宇座】
- 自治会未加入者の見守りをどうするかが課題。【瀬名波】
- 要援護者については周囲のサポートを強化したいが、個人情報保護のかねあいで情報のとりまとめは難しい。隣近所の人を巻き込んでいくテクニックを研究していきたい。【都屋】
- アパート居住者とは関わりがもてないのが課題。【高志保】
- 広報配りでアパート居住者と話をしようとするが、そのうちまた引越しするということで加入を断られる。何かあった時の連絡先を知っておきたい。【上地】
- 外人住宅に一人暮らしの高齢者が住んでいることや、精神的な問題を抱えている加入者についてなど、ケアしようとしてもどう対応したらいいか分からない。【伊良皆】
- 個人情報の保護をどうするか、漏洩をどう防ぐかが課題である。【長田】
- 個別に訪問して聞き取る方法もあるが、個人情報の扱いがあるため、公民館で聞き込みするのも限度があると思われる。自治会加入の家庭についてはかなりの割合で情報を得られているが、未加入世帯についてはほとんど情報を得られていない。以前に警察が戸別訪問をして各世帯の聞き取り調査を行っているのを見かけた。その情報を警察と共有できればいいのだが。【比謝】
- 地域住民の支え合いが課題で、困っていても声を上げない人への目配りを進めている。【大添】
- 見守る側のボランティアの人員確保、新たな問題に早く気付く体制づくりが課題。設置6，7年目で、当初は定期的に会合を持っていたが、最近は中座しており掘り起し中。見守られる側と見守る側との自治会に対する距離がそれぞれ違うため、見守る側にお願いをしづらい。【大木】
- 自治会加入者だけでは把握することだけでも情報が少なく、新たに訪問調査が必要だと思った。見守りが出来ているかどうか、手前の段階。現状、スムーズに活動に繋がっていないのが課題。【古堅】
- 自治会未加入者に関する情報がほとんどない。【渡具知】

＜設置していない＞

- 地域の事情については自治会費の回収の時に班長から聞いている。【座喜味】
- 会の立ち上げに際し人員確保が困難。【親志】
- これから地域支え合い活動委員会を立ち上げる。【喜名】

  ※上記3か所については、令和2年度に「地域支え合い活動委員会」を設置済み。

③小圏域委員会（第3層協議体）について

- 小圏域委員会は前回2月にあり、今年度は開催されていない。民生委員、老人会、自治会、

校長とで情報共有している。【喜名】

- 喜名小学校がしっかりとしており、メールや便りで情報を提供してくれる。【横田】
- 要援護者の把握と連携のために必要である。【渡慶次】
- 各自治会の見守りの情報支援会の実施。【宇座】
- 各地で事情が異なるため課題を統一できない。区民性も異なり、事例を出してもお互いピンとこない。【高志保】
- もともと区長会で話し合いをしており、情報共有をしていた。【伊良皆】
- 参加した経験がなく、これといった取り組みの展開が分からないが、自治会加入促進に力を入れて取り組んでみたい。【比謝】
- 協議体のことがよく分からなかったため、調査票に何を書いたらいいか戸惑った。【大木】
- 行政区と自治会加入者など隣接する自治会と情報がうまく共有できるようにしたい。あえて場を設けることで意識をもちやすくなる効果はある。【古堅】
- 子どもの下校時や放課後の見守り体制ができると良い。【渡具知】

④CSW との連携内容について

＜連携している＞

- 社協を通じて CSW と繋がっている。【横田】
- 地域支え合い活動委員会を中心に、困っている人への支援と必要な機関への繋ぎを行っている。【渡慶次】
- 月 1 回以上情報を共有して福祉サービスや対応のことで相談している。【瀬名波】
- 以前は高齢者の支援が中心だったが、現在は障害者や困窮世帯など多様化し、社協や福祉課への橋渡し役が多くなった。【波平】
- 支え合い活動員会で社協とは話し合っている。【都屋】
- CSW は多忙のため毎回の参加はしないが、社協職員が他に毎回参加してくれるため CSW にも話は通じているはず。役場よりも社協とのコミュニケーションがとりやすい。【伊良皆】
- 地域支え合い会議に参加してもらい、地域の問題に対してアドバイスをもらっている。福祉課や地域包括支援センターの方から、高齢で一人暮らしの方が介護サービスや介護施設への入所するときの方法などについて分かりやすく説明を聞くことができ、安心に繋がっている。【牧原】
- 独身高齢者で病気があり、ホームレスになる恐れもあった人に対して、役場と連携しながら介護施設入所の紹介をした。社協・福祉課・自治会で連携がとれていれば安心。【長田】
- 困窮世帯への対応を行っている。【大添】
- 支え合い活動の情報交換での社協からの情報により、日常のゴミ出しに困っていた対象者の方への支援が早急にできた。【大木】
- 村営団地住人で問題を抱えている方の情報共有・対応している。【古堅】
- 情報の共有と相談を行っている。【渡具知】
  ※儀間、長浜、高志保、上地、比謝はアンケートでは未回答だが、社協との連携はとれている様子。

＜連携していない＞

- CSW とは連携していないが、区内に民生委員はいる。【座喜味】
- 民生委員とは繋がっているが、社協との連携はない。困ったことがあれば福祉課へ直接連絡している。【喜名】

※親志、宇座、楚辺、大湾も連携していないとの回答。

⑤中圏域委員会(第2層協議体)について

- 学校中心の生徒指導連絡会があり、中圏域委員会とメンバーは同じ。防犯等の設置を役場にお願いしているが、予算の関係で断られている。防犯カメラを通学路に設置してもらいたい。【喜名】
- 会議が多く、時折どの会議かわからなくなる。中学校まで遠いため、防犯上のことが気になる。【横田】
- 中圏域での連携についてはうまく捉えられない。自分たちの地域で手いっぱい。実際の中圏域の委員会は勉強会に留まっている。【渡慶次】
- 中学校は3年しかなく関わりが短い。【長浜】
- 自治会は宇座に加入しているが、横田に住んでいる人がおり、横田に話を通して対応してもらっている。広域で連携がとれるのはいいこと。【宇座】
- 何度も集まりがあると負担が大きくなり、足元の活動に支障をきたす。テーマが具体的に定まっていると参加しやすい。集まるだけの会議は不要。課題を絞って少人数で実施するのはどうか。【都屋】
- 地域の中には、知的障がいのある子どもが野放しにされている状況がある。隣近所に迷惑が時々あるため、行政の力を借りて解決できたらと感じる。【比謝】
- 第3層で解決できない問題の相談や他自治会での好事例を学びたい。【古堅】
- 住民同士のトラブルへの対応方法を協議したい。【渡具知】

⑥災害時における要支援者の避難支援及び支援者の確保について

＜主防災組織を設置している＞

- 支え合い活動委員会には高齢者が多いので、若い人たちを入れるためにも自主防災組織をやっていくのが良い。防災に関しては民生委員2人で見回りしている。【長浜】
- 区が低地にあるため村の注力もあって自主防災組織を立ち上げた。年 1 回防災訓練や人命救助の訓練をやりたいが、あまりできていない。日常的なコミュニケーションが一番重要で、普段から声かけをしていれば有事の際も対応がしやすい。【都屋】

＜自主防災組織の設置を検討・準備中＞

- 台風などの災害時には公民館を開けている。役場と連絡はとれている。自主防災組織の立ち上げは必要だと思っている。【喜名】
- 防災委員のなり手がおらず、うまく立ち行かない。避難訓練等で意識づけは行っている。【横田】
- 北三区の自主防災組織を推進すべきではないか。自主防災組織を立ち上げたい。小圏域での要援護者に対する連携が課題。支援者の確保が難しい。【渡慶次】
- 自主防災組織の結成を進めたい。災害時避難の連携をとるには各自治会で自主防災組織を作っておかないといけない。【儀間】
- 海抜8mしかない区域もあるため自主防災を立ち上げようとしている。支え合い活動委員会と連携させてやっていきたい。【宇座】
- 各自治会で自主防災組織を作らないといけないという話は出ている。【瀬名波】
- 自治会長になってから設置を働きかけているが、自治会の役員が変わるので議論が続かない。設置しようと思えば 10 年単位で考える必要がある。【波平】
- 今年度立ち上げる予定だったが新型コロナウイルスの影響で延期した。公民館が避難先に

なっているが、バリアフリーが徹底しておらず、寝泊りできるような設備もないため現実的には対応ができない。【高志保】

＜自主防災組織を設置していない＞

- 支援者自体の安全確保や、人員をどう集めるかが課題。参考になる事例があれば聞きたい。【座喜味】
- 各家庭で台風対策をとっている。公民館や自治会長といつでも連絡はとれるようにしており、区民便りに公民館の電話番号を載せている。【親志】
- 公民館がなく、茶飲み場程度の集会所がある。災害対応は今後の課題。区長が受けている人命救助の講習を、有事に備えて他のメンバーも受けたがっている。【上地】
- 自主防災組織の立ち上げを検討している。誰が誰を助けるのか明確にすることが重要。【伊良皆】
- 牧原ときわ松の会、ゆいまーるで、赤十字沖縄県支部、読谷赤十字の方々から防災談話、防災の基本、自助・共助・公助など分かりやすく説明いただき、勉強になった。年に1回はゆいまーるボランティアを中心に自治会で行う必要があると思われる。【牧原】
- 村の援助、指導で区管轄の災害援助隊を設置するべき。【長田】
- 中学校区で情報をもっていないと災害時に対応できない。支援を必要とする方と常に連絡を取れるようなツールが必要と思われる。【比謝】
- 地域で高齢化が進み、支援者の立場となる人材確保が難しい。避難のシミュレーションを行ったところ、要援護者の周囲が高齢者世帯で、高齢では自助で精いっぱいだろうと思われる。各世帯に防災無線を配ることはできないか。【大添】
- 障害者施設が地域にどういう事を望んでいるのか分からない。【大湾】
- 障害の種類、状態により支援の方法があり、講習会等を持ってほしい。台風など予測のつくものは予め対応を決めておけるが、津波等では対応が異なる。【大木】
- 地域で取り組みをする前に、専門家や詳しい人等から経験談や実績を聞ける場所や講習会があったらいい。どういう取り組みをしたらいいか、講習会があると想像しやすい。耳が聞こえない人や目が見えない人にどのように対応すべきか、被災者の体験談などで具体像をつかめないと難しい。【楚辺】
- 小規模な自治会で実際の地域人口が多い場合、少人数で大多数を支援するには物理的・人的にかなり難しいと思われる。支援者確保には何らかの方法ですべての地域住民が加入するなり協力ができる仕組みが必要だと思う。【古堅】
- 自治会加入者だけが要援護者の情報を持っていても、有事の際に必ずその場にいる訳ではなく、より広く情報共有すべきだが個人情報保護との兼ね合いが課題となる。【渡具知】

⑦第3次読谷村地域福祉計画へ期待すること、提案したいこと等

- 現状がすでに良いので維持してもらいたい。【喜名】
- “with コロナ”の状況を踏まえてリモートサポートを事業としてやっている人がいる。操作を簡単にしたリモート機器の配布・設置を進めて、場所に集まらなくてもボタン一つでどこからでも互いの顔が見えるようになったらいい。【横田】
- ゆいまーるへの講師の派遣を増やしてほしい。毎年同じことの繰り返しなので自分たちで何をやるか考えている。会員からはゆいまーるの回数を増やしていいとの声がある。居場所作りをかねて、食事なしで自主的にやってはどうか。村が増やそうとしている移動支援については、目的別に実施してほしい。【渡慶次】

- 住民アンケートに地域との関わりの項目があったが、地域での連携を今後どうするかが課題。ゆいまーる事業の仕組みを自治会にも説明してほしい。村・ゆいまーる会長・自治会長の連携・連絡がうまくいっていない。【儀間】
- 地域支え合い、災害時要援護者支援事業の連携を進めてほしい。【宇座】
- 子どもの登校時のみ波平の人たちで街頭に立っている。下校時間はバラバラのため立っていない。【波平】
- 信号機合理化計画ということで、全県で 2,100 の信号機を減らすと聞いた。村内の信号機撤去については嘉手納署から詳しい説明はなく、よくよく考えてほしい。【都屋】
- ひとの命を守るのも福祉と考えて、信号機を設置してほしい。【高志保】
- 交通量が多い箇所に信号機を設置してほしいと要望を出し続けている。子どもの登下校時の安全確保の取り組みが必要。【上地】
- 障がい者の避難方法を具体化させて講習をしてほしい。【伊良皆】
- iPad を活用して、目が見えない人には音声で伝えるなど情報提供や障害者対応を素早く行えないか。第3次読谷村地域福祉計画をホームページに載せて解説し、課題等をクリックするとすぐにアクセスできる方法が簡単で良いと思われる。今では誰でも携帯電話を持っており LINE 等で簡単に情報共有ができる。生活困窮で携帯電話を持てない方には、端末を無償で提供して活用してもらうのも社会福祉の一環だと思われる。また、内地の消防団のような組織を村でも作って指導できないか。【比謝】
- 高齢者に対しての事業や対策案は充実してきている。今後は小中学校から福祉、支援、自助・共助について学校教育の中で触れあっていく時間を作っていくべきではないかと思うので、先を見据えて人材育成を目指してはどうか。CSW は現状として少ない。報告確認等に時間がかかることが多いため増員が望ましい。また、ひきこもり支援という事も考えてほしい。【大添】
- 自治会として何をすればいいのかが分からないので、具体的に何から始めて最終的にどうなるといった助言が欲しい。自治会で高齢者の人数の把握と障がい者の把握から先にやるなど。【楚辺】
- すべての問題は、自治会加入問題だと考える。加入者と未加入者の分け隔てがどうしても全てに影響し、協力や共通の認識の差になって現れる。差別と区別により同じ村民であり同じ地域に住んでいるにもかかわらず、交流や協力がほとんど行えていない。防災に関しては特に全住民で取り組むべき。【古堅】
- 現在は自治会で動いているが、地域に住んでいる人たち全員で取り組むべきことである。【渡具知】

4 読谷村「支え合いのむらづくり座談会」の開催結果

読谷村地域福祉計画の策定にあたり、村民の地域福祉にかかる意見をより具体的に計画へ反映し、また村民の主体による地域づくりに資する議論を行う場として、座談会を開催しました。

座談会概要

●日時：2020 年 12 月 16 日（水）18:30~21:30

●場所：読谷村文化センター　中ホール

●参加者：26 名（他：手話通訳3名、スタッフ 14 名：計 43 名）

●当日の内容：事業趣旨、読谷村社会福祉協議会による講話、グループディスカッション

座談会では、地域福祉計画の目的や社会福祉協議会の活動についての講話を行ったあと、参加者が在住している小学校区毎のグループに分かれた上でグループディスカッションを行いました。テーマとして「地域に暮らす住民として、取り組みたいこと・やってみたいこと」や「はじめて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア出し）」に関する意見を記入していただき、参加者全体で共有を図りました。

＜座談会の様子＞

▲社会福祉協議会による講話

▲喜名・読谷校区グループの意見交換の様子

▲古堅校区グループの意見交換の様子

▲グループ発表の様子

令和２年度 第３次読谷村地域福祉計画策定に向けた「支え合いの村づくり」座談会　各グループ意見交換結果の概要　　日時：令和２年 12 月 16 日（水）　18：30～　場所：読谷村文化センター中ホール

古堅校区１

お酒の問題

●断酒会　村外から参加が多い　アルコール依存という病気
本人しか治せない　表面に出てこない
民生委員のかかわり

●特技を生かす　わんぱく広場で　雇用の場を
からはーい

●ひきこもり

●読谷福祉塾

●出前相談

●認知症カフェ

#特技
#学び

古堅校区２

●手話を教えることでコミュニケーション

●情報少ない

●アルコール依存

●学習支援

●認知症

・自分の活動の中から
・ウェルカムな体制を
・情報発信

#動画

喜名・読谷校区

人の集まる場で

●地域　公民館の情報発信（LINE、SNS）
未加入者への

●活動の場　キャラクター　アイドル

Yes、No シート
〇〇できます
マッチング

●収入　お手伝いした方へ
起業・小さな会社

●人材　中・高・大学生が抜けている

#人材

南校区

#教え合う

●子どもたちへの学習支援
子ども同士　地域づくり
わかりやすい情報発信

●若い世代の福祉意識向上
垣根をなくす　SNS 活用

●公民館活性化

●フードドライブ、無料弁当配布

●防災訓練　公民館周辺から　共助

●絵本読み聞かせ
すべての人に合わせた

#発信
#地域資源を生かす
#共通の問題

読谷校区

●コミュニティ
●（男性の）居場所づくり　男性も活躍できる
●趣味・サークル活動
●気軽にいける公民館

●在宅の看取りを地域へ

●地域で働いて報酬を得る
●ひきこもりの子も活躍できる

●子育て　二日の支援　送迎を地域で

●防災　支援が必要な人をどう把握するか　逃げる道
●人が宝
●SNS

#ひらかれた公民館
#活躍

渡慶次・読谷校区

●リタイア層・PTA の参加

●小学校と地域

●聴覚障がい者と健常者の交流

●子ども・親・高齢者の交流

●小さい地域ごとに場を　小学校・公民館

●自治会への参加

#参加
#交流
#場

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：古堅小学校区　※古堅小学校区１・２グループの意見をまとめて整理）中Ｂ

地域に暮らす住民として取り組みたいこと・やってみたいこと	地域参加のきっかけとハードル ～初めて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア）

子育て支援
- ◆子どもたちの居場所づくり
- ◆子どもをひとりにしない環境づくり
- ◆食事提供・学習支援
- ◆お母さんをひとりにしない環境づくり
- ◆地域や民生委員による月１回の児童交通安全活動（下校時の見守り）
- ◆子どもの健全な成長のための相談相手

障がい者支援
- ◆子どもたちへの福祉教育・・・聴覚障がい者への理解を広める（手話等）
- ◆電光掲示板・筆談・身振り等
  ⇒聴覚障がい者だけでなく、老齢とともに聞こえが悪くなった方たちもいることを気づいて欲しい
- ◆わんぱく広場で手話を教えたい
- ◆コミュニケーションの方法について皆で話し合いたい
- ◆福祉車両の貸し出し（社協とは別に実施）
- ◆引きこもりや障がいを持つ方々の働く場をつくる

交流
- ◆サロンのような交流の場があり、明るい笑い声が絶えず楽しかったが、現在はコロナ禍で閉店しているので淋しい
- ◆読谷ふくし塾・・・高校生から大人まで世代間交流ができ学べる場所
- ◆介護保険補助事業で 65 歳以上の方々のレク等を週１回サポートしている（コロナ禍のため休止中）
  ⇒レクとして教えている手作り雑貨を「カフェからはーい」に出品している

見守り・助け合い
- ◆ゆいまーる事業が中止になり、高齢者の状況が把握できないため、民生委員として地域のパトロールを週２回実施している。
- ◆認知症で困っている方や高齢者介護で困っている方の話を聞けます
- ◆若年性認知症ネットワークづくりにかかわりたい
- ◆近くに足の不自由な方がいてあいさつ等はしているが、具体的に何か手伝えたらと考えている
- ◆災害における助け合い

断酒会・アルコール
- ◆読谷断酒会・・・酒害相談活動、アルコール問題のある家族相談
  世代間連鎖の問題（アルコール依存症の親子の問題）
  ⇒地域の掘り起こしと支え合いが課題

障がい者支援
- ◆身体障がい者協会（聴覚部）があったので入ることができた
- ◆手話サークルに主人から誘われた

交流
- ◆「おやじの会」で楽しく地域づくり・・・カ仕事など
- ◆特技を地域活動で活かしていく⇒趣味でレクの中でつくった雑貨が「カフェからはーい」に出品できた
- ◆「カフェからはーい」に友人と一緒に行って利用してみたい（佐久本さんの話を聞いて興味を持った）
- ◆認知症カフェの再開（月１回）
- ◆子どもや孫の活動により親や祖父母がかかわりやすくなる
- ◆気軽に入れる公民館・・・ウェルカムの心
- ◆仕事がきっかけで読谷村の人たちとかかわることができるようになった
- ◆高齢者の家族からの相談で地域の一家族とかかわった

見守り・助け合い
- ◆自宅に相談員が出向いて相談を受ける
- ◆子どもたちの見守りは地域全体でやって欲しい⇔最近は不審者情報が多い
- ◆民生委員に参加するようになって地域のことが良く分かるようになった
- ◆福祉活動の動画を積極的に配信する
- ◆結の心が強くて思い（悩み）をなかなか話すことができない
  また、字（自治会）での生活が長い方が病気等で弱った時、悩みを隠してしまう
  ⇒地域（コミュニティ）以外の人に話ができる環境

アルコール問題
- ◆民生委員によるアルコール問題の掘り起こしができないか
- ◆自治会長から率先できないか

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：喜名小学校区）中Ａ

地域に暮らす住民として取り組みたいこと・やってみたいこと

地域参加のきっかけとハードル
～初めて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア）

地域
- ◆支え合い会議は良い取り組みだと思うので、さらに発展して欲しい
- ◆公民館からの情報が目で見て分かるようにして欲しい
  ⇒公民館単位の公式オンライン（ネット）の活用
- ◆自治会だよりが全戸に入るようにしたい
- ◆自治会加入していない方は公民館に相談しにくい
- ◆家や花木を褒めたい

活動の場
- ◆少子高齢化の中で老若男女、年齢を問わない活動ができること
- ◆手話サークルがあり、誰でも参加してもらいたいが、参加は少なし
- ◆ゆいまーる事業に参加してみたい
- ◆社協の弁当づくりに参加している（開始時間を 13 時から 13 時 30 分にずらしてもらえた）
- ◆地域福祉活動がしたい

収入
- ◆地域で有料サービスを充実させて欲しい
- ◆高齢になったら気にかけて欲しい
- ◆地域で起業出来たら良い⇒少しの収入で大きな輪ができる
- ◆障がい者の働く場の充実（A 型・B 型、工業は良い）

人材
- ◆買物ボランティアをもっと活用していける流れをつくりたい
- ◆中・高・専門・大学生をもっと巻き込む
- ◆キャラクター人物（アイドル）

情報の提供
- ◆人が集まる場所（スーパー等）での広報活動
- ◆LINE 等の SNS を活用する

「できる・できない」の意思表示ができる仕組み
- ◆YES・NO シートの作成
- ◆子どもの入園時に PTA 役員が決まらなかったので手を挙げた

活動のチャンス
- ◆「地域活動には参加していない人」が 70%いるが、「今後したい地域活動がある人」も 40%いるのでマッチングが必要
- ◆民生委員にならないかと声かけがあったおかげで民生委員になった
  ⇒地域活動を知るきっかけになるように、広く声かけをする

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：古堅南小学校区）中Ｂ

地域に暮らす住民として取り組みたいこと・やってみたいこと

学習支援
◆子どもたちへの学習支援
◆分かる子が教える（鹿児島県の郷中教育のように）
◆それぞれの"得意"を活かせる場（そういう中での学び合いもできる）
◆絵本の読み聞かせを広げていきたい

ボランティア
◆ボランティア組織の運営
◆社協との連携⇒若い世代の福祉に対する意識向上
⇒公共電波（ラジオ等）やSNSなどいろいろな方法による情報発信
◆下校時・放課後の交通安全、見守り　◆近所の見守り活動

見守り・助け合い
◆民生委員・児童委員・・・まだ子どもが小さいので家族に反対されているが、そのうちやりたい
◆民生委員はちょっと重いけど、サポートする役割であればやっていきたい
◆成年後見制度の周知および市民後見人の育成への関わり
◆認知症の方やその家族への支援　◆放っておけない人づくり・大人づくり

地域防災
◆有事の際の高齢者・児童の保護または予行演習（防災訓練）
⇒対象者（まずは公民館の近くの住民）を知ることで顔見知りが多くなる
⇒各家庭の状況を把握することで問題が表に出て行政も対応しやすくなる

交流
◆公民館の活性化　◆子育て中のママの居場所づくり
◆地域の子どもたちとのイベント（ハロウィン・クリスマス等）

フードロス対策
◆フードドライブ・フードバンクに取り組んでいる
◆生活困窮者や無料塾への無料弁当配布（個人だけではない）
⇒生活困窮者とのコミュニケーション

地域参加のきっかけとハードル
～初めて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア）

きっかけ
◆小学校・中学校での読み聞かせやボランティア参加
◆年に1度の民生委員とのかかわりを持って後継者育成の必要性を感じました
◆会社・工場の仕組みやお菓子の作り方の説明を通して、県内の小・中・高校生とのかかわりを持っています

ハードル
◆生活時間のちがい
◆会社の理解

しかけ・アイディア
◆生活保護者やひとり親への難しくない情報発信・・・動画編集・SNS活用
◆公民館へ出向くことで顔が分かるようになる
◆行政色の軽減
◆ラボット（かわいいロボット）

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：読谷小学校区）中Ａ

地域に暮らす住民として取り組みたいこと・やってみたいこと

コミュニティ
- ◆居場所づくり
- ◆男性の居場所づくり
- ◆趣味のサークル活動
- ◆楽しいことの共有
- ◆お年寄りが楽しく集える居場所づくりに参加してみたい
- ◆若いママたちと高齢者が一緒に集うための居場所づくり

子育て支援
- ◆子育てで困っている親子を支えたい
- ◆子ども食堂など地域の子どもたちの支援をやってみたい
- ◆親の負担 NO.１の送迎問題を地域で解消したい
- ◆土日祝日の支援が手薄になるので、行政による支援を整えたい

活躍
- ◆子どもたちが読谷村で将来設計のできる村として、生活できる仕事・報酬がある
- ◆「葉っぱ産業」のような地域にあるもので村おこし
- ◆登校拒否や引きこもりの子どもたちでも参加し活躍できるイベント等

新たなつながり
- ◆オンライン・SNS を活用した地域参加の形づくり
- ◆みんなで一緒にシンメーナービで炊き出し
- ◆不要なものを使ったものづくりイベント
- ◆移住組 VS 住民という対立をなくしたい
- ◆地域通貨やよみペイも良いけど、地域だけで使えるお金

防災・在宅介護
- ◆災害時等の高齢者支援が非常に気にかかるので、地域住民の把握ができるマップづくりに参加したい
- ◆災害時の導線について具体的に整えたい
- ◆バリアフリーについて考えていきたい
- ◆在宅看取りをすすめたい

地域参加のきっかけとハードル
～初めて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア）

活動的な地域のために
- ◆集まれる場所・拠点づくり
- ◆公民館をサロン風にして地域の皆が集える場所にする
- ◆地域や行政が運営するカフェ等があれば行きやすくて活動しやすいのではないか
- ◆地域の行事等に参加する

住み良い地域のために
- ◆ワンストップで対応できるセンター（例えば子どもや高齢者と分けずに）
- ◆公民館発着のスクールバスを運行する
- ◆「ここは危ないよ」という場所の写真を募集して注意喚起する

たくさんの人を惹きつける地域のために
- ◆ブランド開発⇒魅力ある・農業・おいしいもの
- ◆地域・行政・企業コラボ
- ◆観光客の多いイベント等に地域として参加する
- ◆シルバー人材だけでなく人財（宝）センターをつくる
- ◆SNS で交流・発信（＃開かれた公民館、＃読谷ブランド）

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：渡慶次小学校区）中Ａ

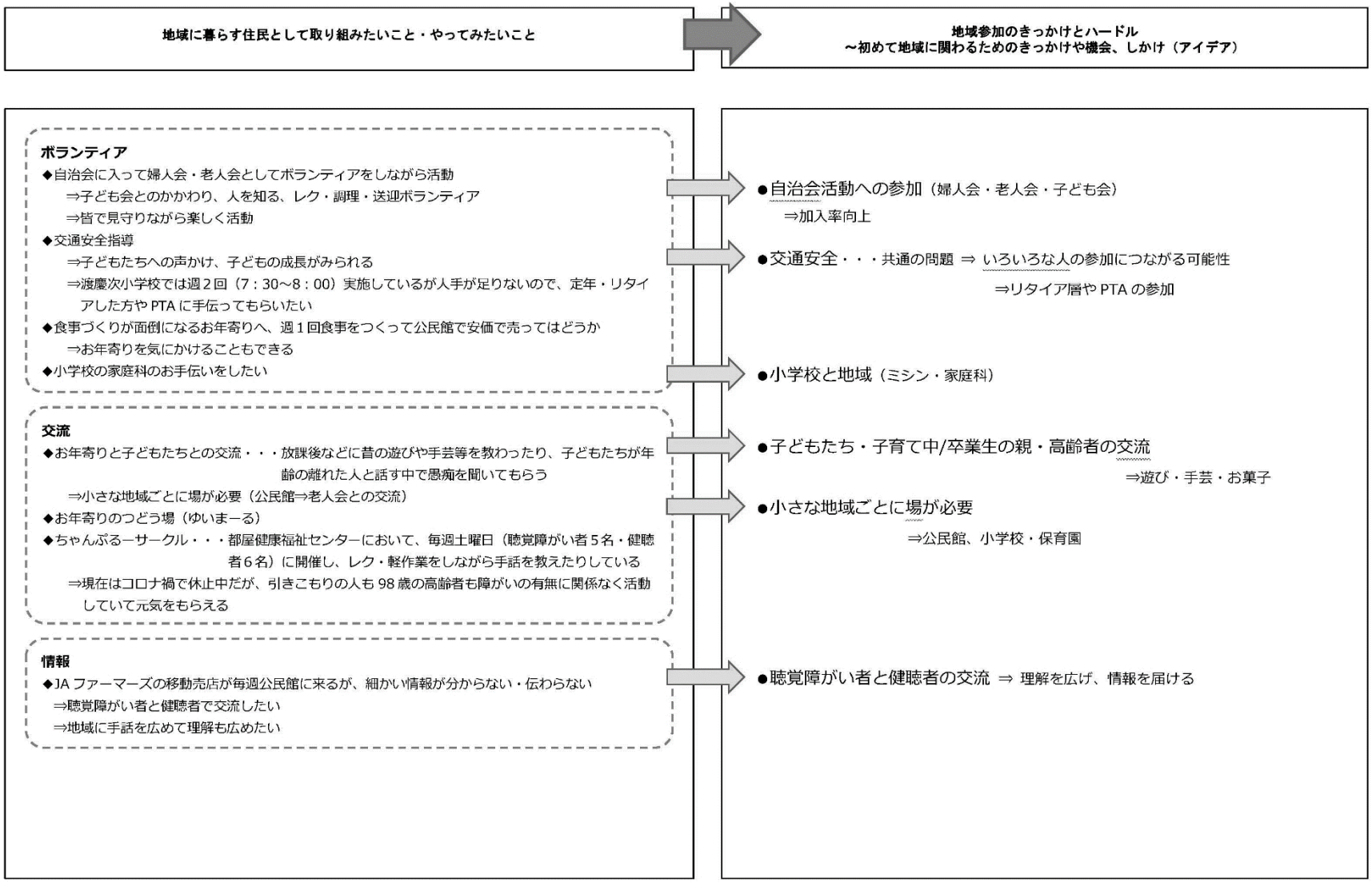

読谷村「支え合いのむらづくり座談会」（チーム：読谷小学校区）中Ａ

地域に暮らす住民として取り組みたいこと・やってみたいこと

コミュニティ

◆居場所づくり
◆男性の居場所づくり
◆趣味のサークル活動
◆楽しいことの共有
◆お年寄りが楽しく集える居場所づくりに参加してみたい
◆若いママたちと高齢者が一緒に集うための居場所づくり

子育て支援

◆子育てで困っている親子を支えたい
◆子ども食堂など地域の子どもたちの支援をやってみたい
◆親の負担 NO.１の送迎問題を地域で解消したい
◆土日祝日の支援が手薄になるので、行政による支援を整えたい

活躍

◆子どもたちが読谷村で将来設計のできる村として、生活できる仕事・報酬がある
◆「葉っぱ産業」のような地域にあるもので村おこし
◆登校拒否や引きこもりの子どもたちでも参加し活躍できるイベント等

新たなつながり

◆オンライン・SNS を活用した地域参加の形づくり
◆みんなで一緒にシンメーナービで炊き出し
◆不要なものを使ったものづくりイベント
◆移住組 VS 住民という対立をなくしたい
◆地域通貨やよみペイも良いけど、地域だけで使えるお金

防災・在宅介護

◆災害時等の高齢者支援が非常に気にかかるので、地域住民の把握ができるマップづくりに参加したい
◆災害時の導線について具体的に整えたい
◆バリアフリーについて考えていきたい
◆在宅看取りをすすめたい

地域参加のきっかけとハードル
～初めて地域に関わるためのきっかけや機会、しかけ（アイデア）

活動的な地域のために

◆集まれる場所・拠点づくり
◆公民館をサロン風にして地域の皆が集える場所にする
◆地域や行政が運営するカフェ等があれば行きやすくて活動しやすいのではないか
◆地域の行事等に参加する

住み良い地域のために

◆ワンストップで対応できるセンター（例えば子どもや高齢者と分けずに）
◆公民館発着のスクールバスを運行する
◆「ここは危ないよ」という場所の写真を募集して注意喚起する

たくさんの人を惹きつける地域のために

◆ブランド開発⇒魅力ある・農業・おいしいもの
◆地域・行政・企業コラボ
◆観光客の多いイベント等に地域として参加する
◆シルバー人材だけでなく人財（宝）センターをつくる
◆SNS で交流・発信（＃開かれた公民館、＃読谷ブランド）

5 第3次読谷村地域福祉計画策定の経緯

年月日	会 議 等	内　容
令和2年 8月 21 日	読谷村地域福祉計画策定委託業務の契約	・業者への業務委託
8月 24 日	第1回専門部会	・第2次地域福祉計画の事業評価について
9月 25 日	地域福祉推進委員会及び 第1回策定委員会	・委嘱状公布 ・地域支え合いによる活動の報告等
10 月 2 日 ～10 月 19 日	地域福祉に関するアンケート調査の実施	・16 歳以上の村民を対象に 1,600 件を無作為抽出 ・郵送により配布・回収 ・有効回収率 36.6%
10 月 12 日 ～10 月 16 日	自治会長ヒアリングの実施	・小圏域委員会単位での意見交換の実施
11 月 30 日 ～12 月 1 日	各課等ヒアリングの実施	・関係各課及び読谷村社会福祉協議会への個別ヒアリングの実施
12 月 16 日	村民座談会 開催	・参加者26名 ・6グループでのグループディスカッション
12 月 23 日	第2回 専門部会	指標の点検結果、課題整理について ・第3次計画の枠組み・総論部分（理念・目標・圏域設定等）について
12 月 24 日	第2回 策定委員会	・第3次計画の枠組み・総論部分（理念・目標・圏域設定等）について ・目標、体系等について
令和3年 2月 16 日	第3回 作業部会	・総論部分の追加・修正内容について ・各論部分（具体的な取り組み内容）について
2月 25 日	第3回 専門部会	・総論部分の追加・修正内容について ・各論部分（具体的な取り組み内容）について
2月 26 日	第 3 回策定員会（書面会議）	・計画の構成について ・計画課題と目標との関係性について ・圏域設定について
3月8日 ～3月 12 日	第4回 専門部会（書面会議）	・第3次読谷村地域福祉計画案の全体確認
3月 12 日	第4回 策定委員会	・第3次読谷村地域福祉計画案の全体確認
3月 15 日 ～3月 19 日	パブリックコメントの実施	・福祉課窓口及び村 HP で公開 ・村民からの意見1件
3月30日	村長答申	・計画の承認

6 第3次読谷村地域福祉計画策定の体制

策定委員会 委員名簿

	氏　　名	所　　属	選出区分	備　　考
1	仲宗根 昌榮	元役場職員 元沖縄県社会福祉事業団都屋の里園長	知識経験者	委員長
2	山内 猛	読谷村社会福祉協議会副会長	福祉関係者	副委員長
3	比嘉 雄一	読谷村教育委員会委員	教育関係者	
4	當山 眞市	読谷村老人クラブ連合会	各種団体代表	
5	多和田 友	読谷村公民館連絡協議会（大添自治会長）	各種団体代表	
6	渡慶次 憲	村内福祉事業所（有限会社ケアセンターきらめき会長）	各種団体代表	
7	池原 直子	地域支え合い活動委員会（古堅）	各種団体代表	
8	吉田 博和	読谷中学校区民児協会長	各種団体代表	
9	新垣 美枝子	読谷村健康づくり推進委員会（母子推進委員）	各種団体代表	
10	知花 洋子	読谷村子ども子育て会議（ファミリーサポートセンター代表）	各種団体代表	
11	比嘉 三雄	読谷村自立支援協議会	各種団体代表	
12	仲宗根 朝治	読谷村商工会（会長）	各種団体代表	
13	伊波 寛也	障害福祉事業所（一般社団法人うちなーからはーい代表）	各種団体代表	
14	小橋川 郁美	読谷村健康福祉部部長	村職員	
15	知花 智子	読谷村婦人会	各種団体代表	
16	松田 勝太郎	読谷村地域包括ケア推進協議会議	各種団体代表	
17	波平 栄善	読谷村シルバー人材センター（理事）	各種団体代表	

専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	玉城 勝教	こども未来課 課長	部会長
2	比屋根 美千代	健康推進課 課長	
3	比嘉 利季子	健康保険課 課長	
4	矢貫 卓博	診療所 事務長	
5	城間 康彦	企画政策課 課長	
6	知花 正人	総務課 課長	
7	山内 昌直	生涯学習課 課長	
8	比嘉 達	学校指導課 課長	
9	山城 勝司	都市計画課 課長	
10	新垣 功	生活環境課 課長	
11	知花 正	福祉課 課長	事務局
12	玉城 誠	福祉課 課長補佐兼障がい福祉係長	〃
13	金城 愛美	福祉課 老人福祉係長	〃
14	上地 正人	福祉課 地域包括支援センター係長	〃
15	上原 泉	福祉課 地域福祉係長	〃

作業部会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	比嘉 康江	こども未来課 子育て支援係長	
2	宮城 歩	こども未来課 保育所・幼稚園係長	
3	上原 徹	健康推進課 健康づくり係長	
4	又吉 由樹子	健康推進課 保健指導1係長	
5	諸見 かおり	健康推進課 保健指導2係長	
6	當山 克伯	健康保険課 賦課徴収係長	
7	大湾 恵武	健康保険課 庶務給付係長	
8	上間 雅也	村診療所 庶務係長	
9	山城 拓也	企画政策課 企画調整係長	

10	知花 竜也	総務課 行政防災係長	
11	新垣 聡子	生涯学習課 生涯学習係長	
12	平良 充子	学校指導課 学校指導係長	
13	久貝 斉	都市計画課 公園住宅係長	
14	饒平名 利香	生活環境課 生活安全係長	
15	知花 和美	読谷村社会福祉協議会 総務係長	

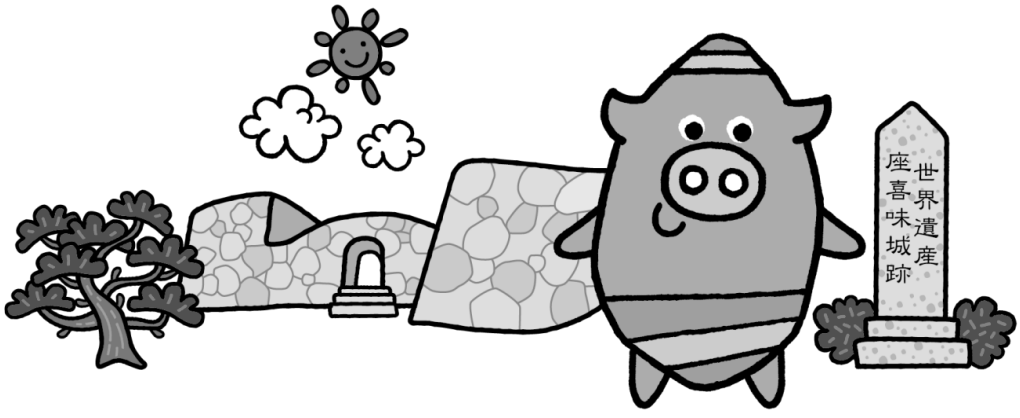

7 用語集

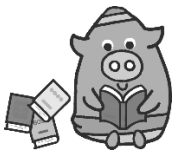

あ行

いきいきよみたん 21（第2次読谷村健康増進計画）

健康増進法に基づき、市民の自己健康管理能力の向上、生活習慣病の予防、早世死亡の減少、健康寿命の延伸を図るために、本市の健康づくりの目標と施策を定めた計画。

インフォーマルサービス

家族・近隣・知人等の地域社会が不定期かつ無報酬などで提供する非公式的な保健福祉サービスのこと。

NPO法人（Non-Profit Organization）

民間非営利機関（団体）、非営利事業体。活動が公益のためであり、かつ営利を追求しない事業を行なう民間団体のこと。

か行

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の中に新たに創設された事業。市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

がんじゅう・長生きプラン（読谷村第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

「読谷村高齢者保健福祉計画」及び「第8期読谷村介護保険事業計画」を一体化した計画。なお、「介護保険事業計画」は本村が参画している沖縄県介護保険広域連合が保険者として策定していることから、介護保険事業の部分については同計画との整合性を図るにとどめ、地域支援事業計画の内容を中心としている。

健康づくりサポーター

地域に密着した健康づくりの推進及び充実を図ることを目的としたボランティア人材。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

高齢・障がい・子ども等の分野に関係なく、地域において生活上の課題（困りごと）を抱えている方の相談に応じ、必要な支援を結びつけて、関係機関・団体や地域との繋がりを持ちながら問題解決に取り組む役割のこと。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体。

重層的支援体制整備事業

令和3年4月1日より施行される改正社会福祉法第 106 条第4項に基づき、支援対象者の年

齢や属性を問わない包括的な支援体制を市町村が実施できるようにする任意事業。

住宅セーフティネット制度

平成 29 年に改正された「住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯の住宅入居を支援する制度。

食生活改善推進員

正しい食習慣が定着することを目指し、健康の基本である食生活の改善を主なテーマとしたボランティア活動を行う人材のこと。

成年後見制度

判断（意思）能力が著しく低下した認知症高齢者や知的・精神障がい者などに対し家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度。

成年後見制度利用促進計画

成年後見制度利用促進法第 14 条第1項に基づき、市町村による策定が努力義務とされている。地域連携ネットワーク構築のために中核機関を整備・運営することなどが盛り込まれる。

生活困窮者自立支援制度

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援する制度。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなる恐れがある場合も支援の対象となる。

生活支援コーディネーター（SC）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

た行

第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、「各種サービス量の見込み」の算定及び将来の「教育・保育等の確保方策」を位置付けた計画。

ダブルケア

育児と介護を同時期に担うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化にともない、増加傾向にある。

地域支え合い活動委員会

第1次地域福祉計画において「福祉委員会（仮称）」として位置付けていた組織。住み慣れた地域において、支援を必要とする住民が安心して生活ができるよう、地域での見守り・支え合い体制を構築するための活動組織のこと。令和2年度現在 24 カ所。

な行

日常生活自立支援事業

判断（意思）能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者などを対象に、その権利を擁護する事業。事業者（社会福祉協議会）が当事者との委任契約にもとづいて福祉サービスに関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預金通

帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助するもの。

は行

パーソナルサポートセンター

生活困窮者の生活全般にわたる困りごとに対応するために設置された相談や支援等の窓口であり、パーソナルサポーターと呼ばれる専門相談員を配置している。（県内には3箇所設置されており、読谷村にお住まいの方については、「中部就職・生活支援パーソナルサポートセンター」が担当している。）

8050（ハチマルゴマル）問題

80 代の親元に 50 代のひきこもりの子が暮らす家庭が抱える複合的な問題。

福祉のまちづくり条例

だれもが住みよいまちづくりを進め、すべての人が社会参加できる福祉のまちをつくる条例。超高齢社会を迎え、高齢者や障がい者を含むすべての人が自由に移動ができ、自由に活動することができるまちづくりを推進するための条例で、高齢者や障がい者等に配慮した施設の整備などがうたわれている。

フードバンク

家庭で封を切らないまま保管され、この先食べる予定のない食べ物等を持ち寄り、一時的に食料に困っている世帯を支援する新たな仕組みのこと。

母子保健推進員

行政サービス提供の橋渡しを行い、自身の妊娠や子育て経験を通じて助言などを行う「よき聴き役・相談役」となり活動を行うボランティア人材。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」をかねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や行

ゆいまーる共生事業（ミニデイサービス）

それぞれの行政区域に住む老人クラブ活動に参加できない高齢者などの要援護者に対し、自治公民館を拠点として、ふれあいサロン事業を行うと共に地域住民の健康維持及び保健福祉に関する啓蒙啓発を行い、もって地域住民の福祉健康増進に寄与することを目的とした事業。

ユニバーサルデザイン

まちづくりやものづくりの際に、年齢や性別、国籍、身体の状態など、それぞれの特性を超えて、

できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した施設、製品などをデザインすることや、そのような考え方。

読谷村自殺対策基本計画

自殺対策基本法第 13 条に基づき、市町村による策定が義務化されている計画。「生きることの包括的な支援」として、読谷村第3次地域福祉計画の一部を構成している。

よみたん肝心（ちむぐくる）プラン（第3次読谷村障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）

障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の第 20 項に定める「障がい児福祉計画」の性格を併せ持った計画。

要保護児童対策地域協議会（通称：子ども安心ネット）

児童虐待をはじめとした要保護児童への対応を協議する体制。本村では平成 18 年3月に設置し、関係機関との連携のもと個別支援等に努めている。

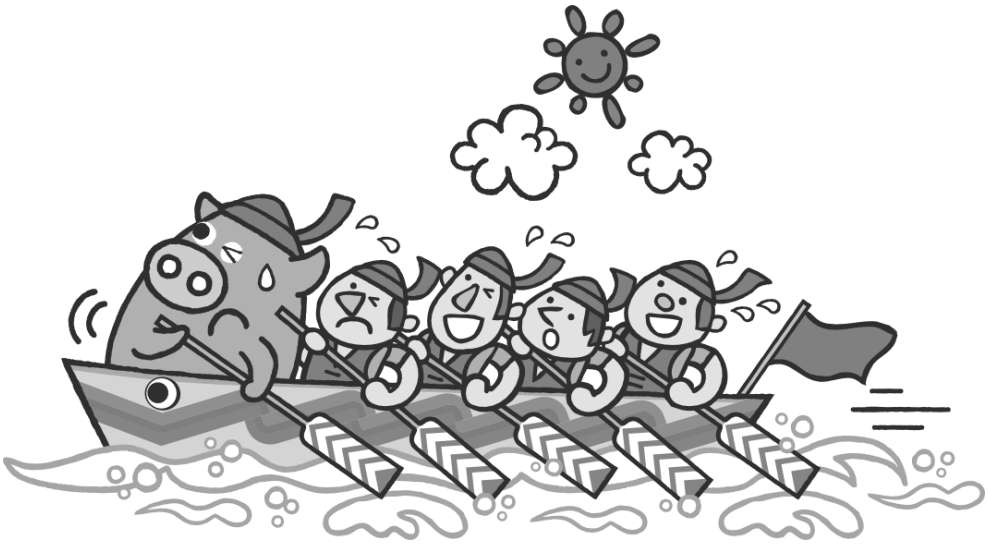

事務局	読谷村健康福祉部福祉課 課長　　知花　正 地域福祉係長　上原　泉 地域福祉係　　佐久川　節子
作業班	株式会社ディー・プランニング沖縄 成田 大作 久高 ひかり 髙階 英樹

第3次読谷村地域福祉計画

発行：令和3年3月

読谷村健康福祉部福祉課

〒９０２－０３９２

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

Tel:０９８－９８２－９２０９

Fax:０９８－９５８－４１２５

編集協力：株式会社ディー・プランニング沖縄